令 和 ９ 年 度

広島県公立高等学校入学者選抜実施要項

広 島 県 教 育 委 員 会
広 島 市 教 育 委 員 会
呉 市 教 育 委 員 会
尾 道 市 教 育 委 員 会
福 山 市 教 育 委 員 会

令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜日程（概要）

月	日	曜日	選抜日程
12月	18	金	【併】一次選抜等における県外等からの出願許可願受付（12月２日～）
	19	土	
	20	日	
	21	月	
	22	火	
	23	水	▼（正午）
1月	4	月	【併除】一次選抜等における県外等からの出願許可願受付（12月２日～）
	5	火	【併】一次選抜等出願登録（志願者登録・中学校確認登録）
	6	水	
	7	木	
	8	金	▼（正午）
	9	土	
	10	日	
	11	月	
	12	火	
	13	水	
	14	木	
	15	金	
	16	土	
	17	日	
	18	月	▼（16時）
	19	火	【併】一次選抜等出願登録（高等学校確認登録）
	20	水	
	21	木	【併除】一次選抜等・連携型選抜出願登録（志願者登録・中学校確認登録）
	22	金	▼（正午）
	23	土	
	24	日	
	25	月	【併】一次選抜等調査書等提出
	26	火	
	27	水	
	28	木	
	29	金	▼（正午）
	30	土	
	31	日	
2月	1	月	
	2	火	▼（16時）
	3	水	【併】一次選抜等（学力検査等） 【併除】一次選抜等・連携型選抜出願登録（高等学校確認登録）
	4	木	【併】一次選抜等（自己表現等）
	5	金	
	6	土	
	7	日	
	8	月	▼（正午）
	9	火	【併】一次選抜等追検査
	10	水	【併除】一次選抜等志願変更　【併除】一次選抜等・連携型選抜調査書等提出
	11	木	
	12	金	【併】一次選抜等合格者発表
	13	土	
	14	日	

月	日	曜日	選抜日程
2月	15	月	
	16	火	
	17	水	▼（正午）
	18	木	▼（正午）
	19	金	通信制の課程出願登録等開始（～３月18日正午）
	20	土	
	21	日	
	22	月	
	23	火	
	24	水	【併除】一次選抜等（学力検査等）
	25	木	【併除】一次選抜等（自己表現等）、連携型選抜
	26	金	【併除】一次選抜等（予備日）、連携型選抜（予備日）
	27	土	
	28	日	
3月	1	月	
	2	火	
	3	水	【併除】一次選抜等・連携型選抜追検査
	4	木	
	5	金	
	6	土	
	7	日	
	8	月	【併除】一次選抜等・連携型選抜合格者発表
	9	火	
	10	水	二次選抜実施校・定員公表
	11	木	二次選抜出願登録・調査書等提出
	12	金	
	13	土	
	14	日	
	15	月	▼（正午）
	16	火	二次選抜
	17	水	二次選抜合格者発表、一次選抜簡易開示開始（～４月16日）
	18	木	通信制の課程出願登録等締切（正午）
	19	金	
	20	土	
	21	日	
	22	月	
	23	火	
	24	水	
	25	木	
	26	金	
	27	土	
	28	日	
	29	月	
	30	火	
	31	水	

○　通信制の課程
　　自己表現等の実施日　：　高等学校長が別に定める。
　　合　格　者　発　表　：　３月末日までに行う。
○　フレキシブル課程（定時制・通信制）
　　二次選抜　　：　３月23日（火）
　　二次選抜合格者発表　：　３月24日（水）

（注）１　「【併】一次選抜等」とは、併設型高等学校の一次選抜、併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜のことである。

２　「【併除】一次選抜等」とは、併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、定時制の課程の一次選抜、フレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜、併設型高等学校を除く全日制の課程の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜のことである。

３　「連携型選抜」とは連携型中高一貫教育に関する選抜のことである。

４　日曜日、土曜日及び国民の祝日は、原則として高等学校等窓口での受付事務等を行わない。

目　　次

○　令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針　…… 1
○　広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）
　入学者選抜の基本方針　…… 6
○　広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針　…… 9
○　令和９年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針　…… 12
○　令和９年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針　…… 15
○　令和９年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針　…… 18
○　令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜日程　…… 21

令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項　…… 24
Ⅰ　全日制の課程　…… 25
第１　一次選抜（併設型高等学校）　…… 25
　１　募　集　…… 25
　２　出　願　…… 25
　３　選　抜　…… 27
　４　特別措置の申請、県外等からの出願等　…… 30
第２　一次選抜（併設型高等学校を除く。）　…… 34
　１　募　集　…… 34
　２　出　願　…… 34
　３　選　抜　…… 37
　４　特別措置の申請、県外等からの出願等　…… 40
第３　二次選抜　…… 44
　１　実施校　…… 44
　２　募　集　…… 44
　３　出　願　…… 44
　４　選　抜　…… 46
　５　特別措置の申請、県外等からの出願等　…… 47
第４　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）　…… 48
　１　募　集　…… 48
　２　出　願　…… 48
　３　選　抜　…… 50
　４　特別措置の申請、県外等からの出願等　…… 51
第５　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）… 55
　１　募　集　…… 55
　２　出　願　…… 55
　３　選　抜　…… 58
　４　特別措置の申請、県外等からの出願等　…… 60

第６　連携型中高一貫教育に関する選抜 …… 64
１　実施校 …… 64
２　募　集 …… 64
３　出　願 …… 64
４　選　抜 …… 66
５　特別措置の申請等 …… 67

Ⅱ　定時制の課程 …… 69
第１　一次選抜 …… 69
１　募　集 …… 69
２　出　願 …… 69
３　選　抜 …… 72
４　特別措置の申請、県外等からの出願等 …… 74
第２　二次選抜 …… 79
１　実施校 …… 79
２　募　集 …… 79
３　出　願 …… 79
４　選　抜 …… 80
５　特別措置の申請、県外等からの出願等 …… 82

Ⅲ　通信制の課程 …… 83
１　実施校 …… 83
２　募　集 …… 83
３　出　願 …… 83
４　選　抜 …… 84
５　特別措置の申請、県外等からの出願等 …… 85

Ⅳ　フレキシブル課程（定時制・通信制） …… 87
１　実施校 …… 87
２　一次選抜 …… 87
３　二次選抜 …… 89

Ⅴ　秋季入学のための選抜 …… 95
第１　定時制の課程 …… 95
１　実施校 …… 95
２　募　集 …… 95
３　出　願 …… 95
４　選　抜 …… 96
５　特別措置の申請、県外等からの出願等 …… 96

第２　通信制の課程 …… 100
１　実施校 …… 100
２　募　集 …… 100
３　出　願 …… 100
４　選　抜 …… 101
５　特別措置の申請、県外等からの出願等 …… 101
第３　フレキシブル課程（定時制・通信制） …… 104
１　実施校 …… 104
２　募　集 …… 104
３　出　願 …… 104
４　選　抜 …… 104
５　特別措置の申請、県外等からの出願等 …… 104

Ⅵ　その他 …… 107
１　入学者選抜の結果に係る簡易開示 …… 107
２　その他 …… 107

○　別紙及び別表
別紙１　調査書情報の作成方法等について …… 109
別紙２　学力検査受検上の留意事項（検査場内への携行品の取扱い等）について … 111
別紙３　自己表現の実施について …… 112
別紙４　自己表現受検上の留意事項について …… 115

別表第１　県外等からの出願に係る提出書類 …… 116
別表第２　簡易開示において本人等であることを確認する書類 …… 117

○　諸　様　式
様式第１号　受検票 …… 119
様式第２号　評定（成績評点）集計表
（一次選抜（併設型高等学校）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）用） …… 120
様式第２－２号　評定（成績評点）集計表
（一次選抜（併設型高等学校を除く全日制の課程、定時制の課程、フレキシブル課程（定時制・通信制））、二次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）、連携型中高一貫教育に関する選抜、通信制の課程の選抜用） …… 121
様式第３号　入学者選抜に関する特別措置願 …… 124
様式第４号　作文及び面接による受検願 …… 125
様式第５号　自己申告書 …… 126
様式第６号　海外在住状況説明書 …… 127
様式第７号　追検査受検願 …… 128

様式第８号　追検査受検願提出者名簿　…… 129
様式第９号　追検査受検承認（不承認）通知書　…… 130
様式第 10 号　二次選抜（全日制の課程）出願資格に係る証明書　…… 131
様式第 11 号　通信制の課程の選抜に係る志望理由書　…… 132
様式第 12 号　入学願書（秋季入学のための選抜）　…… 133
様式第 13 号　入学者選抜願（秋季入学のための選抜）　…… 135
様式第 14 号　受検票（秋季入学のための選抜）　…… 135
様式第 15 号　調査書（秋季入学のための選抜）　…… 136
様式第 16 号　評定（成績評点）集計表（秋季入学のための選抜）…… 138
様式第 17 号　秋季入学のための選抜に係る志望理由書　…… 140
様式第 18 号　秋季入学のための選抜に係る志願者名簿　…… 141
様式第 19 号　県外等からの出願許可願（秋季入学のための選抜）…… 142
様式第 19－２号　県外等からの出願許可願（日本国内における外国人学校からの出願）
（秋季入学のための選抜）　…… 143
様式第 20 号　居住確約書（秋季入学のための選抜）…… 144
様式第 21 号　承諾書　…… 145
様式第 22 号　出身中学校長意見書　…… 146

○　付　　表

付表１　令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容　…… 147
付表２　令和９年度広島県公立高等学校募集学科・入学定員一覧表　…… 154
付表３　秋季入学のための選抜に係る入学者選抜料の納付方法等一覧　…… 159

○　参考資料

学校教育法（抜粋）…… 161
学校教育法施行規則（抜粋）…… 161
広島県立高等学校学則（抜粋）…… 162
広島県立高等学校通信教育に関する規則（抜粋）…… 162
広島市立高等学校の通学区域に関する規則　…… 163
呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則　…… 165
広島県尾道南高等学校の通学区域に関する規則　…… 166
福山市立高等学校の通学区域に関する規則　…… 167
広島県公立高等学校配置図　…… 168

令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第１　全日制の課程

１－１　一次選抜（併設型高等学校を除く。）

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

(1)　選抜の方法

ア　一般学力検査

(ｱ)　実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の５教科とする。

(ｲ)　実施時間は、各教科それぞれ 50 分とする。

(ｳ)　配点は、各教科 50 点満点で、合計 250 点満点とする。

(ｴ)　検査問題は、県教育委員会が作成する。

(ｵ)　検査問題は、平成 29 年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

ａ　基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。

ｂ　知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。

ｃ　外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

(ｶ)　高等学校長は、県教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、一般学力検査問題に替えて、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

イ　調査書

(ｱ)　学習の記録の評定及び合計評点

ａ　第１学年及び第２学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

ｂ　第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

ｃ　調査書の合計評点は、上記ａ及びｂを合計した 225 点満点とする。

(ｲ)　特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ　自己表現

(ｱ)　自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

(ｲ)　実施時間は、１人当たり 10 分以内とする。

(ｳ)　配点は、検査官１人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ　学校独自検査

(ｱ)　面接、作文、小論文及び実技検査等

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(ｲ)　自校作成問題による学力検査

高等学校長は、県教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。

(2)　合格者の決定

ア　特色枠による選抜

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、入学定員の 50%以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(ｱ)　高等学校長は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(ｲ)　一般学力検査及び調査書について、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ　一般枠による選抜

一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は６：２：２とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査について、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ　特色枠による選抜を実施した学科・コースにあっては、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ　学校独自検査を実施した学科・コースにあっては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

１－２　一次選抜（併設型高等学校）

三次高等学校及び広島高等学校において、次により実施する。

(1)　選抜の方法

ア　学力検査

(ｱ)　原則として、自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。

a　実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）の３教科とする。

b　実施時間は、高等学校長が決定する。

c　配点は、高等学校長が決定する。

d　検査問題は、県教育委員会と協議の上、高等学校長が作成する。

e　検査問題は、平成 29 年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。

(ｲ)　高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、社会及び理科の一般学力検査を加えて実施することができる。

イ　調査書

(ｱ)　学習の記録の評定及び合計評点

ａ　第１学年及び第２学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

ｂ　第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

ｃ　調査書の合計評点は、上記ａ及びｂを合計した 225 点満点とする。

(ｲ)　特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ　自己表現

(ｱ)　自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

(ｲ)　実施時間は、１人当たり 10 分以内とする。

(ｳ)　配点は、検査官１人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ　学校独自検査

高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2)　合格者の決定

ア　特色枠による選抜

高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、入学定員の 50%以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(ｱ)　高等学校長は、学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(ｲ)　学力検査及び調査書について、高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ　一般枠による選抜

学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は６：２：２とし、学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、学力検査について、高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ　特色枠による選抜を実施した高等学校にあっては、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ　学校独自検査を実施した高等学校にあっては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

２　二次選抜

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

(1)　選抜の方法

ア　調査書

(ｱ)　学習の記録の評定及び合計評点

ａ　第１学年及び第２学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

ｂ　第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

ｃ　調査書の合計評点は、上記ａ及びｂを合計した 225 点満点とする。

(ｲ)　特記事項については、選抜の資料として活用する。

イ　自己表現

(ｱ)　自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

(ｲ)　実施時間は、１人当たり 10 分以内とする。

(ｳ)　配点は、検査官１人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ　学校独自検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、学力検査以外の面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2)　合格者の決定

ア　高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ　学校独自検査を実施した学科・コースにあっては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

３－１　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）

高等学校長は、国語、数学及び外国語（英語）の一般学力検査、自己表現、作文及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

３－２　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）

三次高等学校長及び広島高等学校長は、国語、数学及び外国語（英語）の学力検査、自己表現及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

４　連携型中高一貫教育に関する選抜

広島県立高等学校学則に定める連携型中学校から連携型高等学校への入学者選抜については、自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第２　定時制の課程

１　一次選抜

全日制の課程の一次選抜（併設型高等学校を除く。）と同様とする。

ただし、令和９年４月１日現在で満 20 歳以上の者については、その申請により、一般学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

２　二次選抜

全日制の課程と同様とする。

第３　通信制の課程

自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第４　秋季入学のための選抜

単位制による課程を置き、二学期制を採用し、かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う学校においては、高等学校長は、別に定める定員の範囲内で、秋季入学のための選抜を実施することができる。

秋季入学のための選抜については、自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第５　その他

１　一次選抜における学力検査の結果、自己表現の結果及び調査書の評定は、令和９年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、各学校において開示する。

２　広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。

３「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」に基づいて、今後、学校の活力維持が特に求められる学校については、それぞれの特色に応じた入学者選抜の実施を検討していく。

広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）
入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

１　一次選抜

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

(1)　選抜の方法

ア　一般学力検査

(ｱ)　実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の５教科とする。

(ｲ)　実施時間は、各教科それぞれ５０分とする。

(ｳ)　配点は、各教科５０点満点で、合計２５０点満点とする。

(ｴ)　検査問題は、広島県教育委員会が作成する。

(ｵ)　検査問題は、平成２９年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、 次のような点を配慮して出題する。

a　基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。

b　知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。

c　外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

(ｶ)　高等学校長は、広島市教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、一般学力検査問題に替えて、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

イ　調査書

(ｱ)　学習の記録の評定及び合計評点

a　第１学年及び第２学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

b　第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

c　調査書の合計評点は、上記ａ及びｂを合計した２２５点満点とする。

(ｲ)　特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ　自己表現

(ｱ)　自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

(ｲ)　実施時間は、１人当たり１０分以内とする。

(ｳ)　配点は、検査官１人当たり１５点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ　学校独自検査

(ｱ)　面接、作文、小論文及び実技検査等

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(ｲ)　自校作成問題による学力検査

高等学校長は、広島市教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、広島県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。

(2)　合格者の決定

ア　特色枠による選抜

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、入学定員の５０％以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(ｱ)　高等学校長は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(ｲ)　一般学力検査及び調査書について、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ　一般枠による選抜

一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は６：２：２とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査について、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ　特色枠による選抜を実施した学科・コースにあっては、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ　学校独自検査を実施した学科・コースにあっては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

２　二次選抜

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

(1)　選抜の方法

ア　調査書

(ｱ)　学習の記録の評定及び合計評点

a　第１学年及び第２学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

b　第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

c　調査書の合計評点は、上記ａ及びｂを合計した２２５点満点とする。

(ｲ)　特記事項については、選抜の資料として活用する。

イ　自己表現

(ｱ)　自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形

式で実施する。

(ｲ)　実施時間は、１人当たり１０分以内とする。

(ｳ)　配点は、検査官１人当たり１５点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ　学校独自検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、学力検査以外の面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2)　合格者の決定

ア　高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ　学校独自検査を実施した学科・コースにあっては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

高等学校長は、国語、数学及び外国語（英語）の一般学力検査、自己表現、作文及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

4　その他

(1)　入学者選抜の結果に係る情報の提供については、別に定めるところによる。

(2)　広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。

広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により広島みらい創生高等学校（以下「高等学校」という。）の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

１　一次選抜

次により実施する。

⑴　選抜の方法

ア　一般学力検査

(ｱ)　実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の５教科とする。

(ｲ)　実施時間は、各教科それぞれ５０分とする。

(ｳ)　配点は、各教科５０点満点で、合計２５０点満点とする。

(ｴ)　検査問題は、広島県教育委員会が作成する。

(ｵ)　検査問題は、平成２９年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

ａ　基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。

ｂ　知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。

ｃ　外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

(ｶ)　高等学校長は、広島市教育委員会と協議の上、高等学校の特色に応じ、一般学力検査問題に替えて、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

イ　調査書

(ｱ)　学習の記録の評定及び合計評点

ａ　第１学年及び第２学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

ｂ　第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

ｃ　調査書の合計評点は、上記ａ及びｂを合計した２２５点満点とする。

(ｲ)　特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ　自己表現

(ｱ)　自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

(ｲ)　実施時間は、１人当たり１０分以内とする。

(ｳ)　配点は、検査官１人当たり１５点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ　学校独自検査

(ｱ)　面接、作文、小論文及び実技検査等

高等学校長は、高等学校の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施すること

ができる。

(ｲ)　自校作成問題による学力検査

高等学校長は、広島市教育委員会と協議の上、高等学校の特色に応じ、広島県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。

オ　その他

入学する年度の４月１日現在で満２０歳以上の者については、その申請により、一般学力検査（自校作成問題含む）に代えて作文及び面接を実施することができる。

(2)　合格者の決定

ア　特色枠による選抜

高等学校長は、高等学校の特色に応じ、入学定員の５０％以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(ｱ)　高等学校長は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(ｲ)　一般学力検査及び調査書について、高等学校長は、高等学校の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ　一般枠による選抜

一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は６：２：２とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査について、高等学校長は、高等学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ　特色枠による選抜を実施した場合は、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ　学校独自検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

２　二次選抜

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

なお、出願については、二次選抜を実施する他校との併願を可能とする。

(1)　選抜の方法

ア　調査書

(ｱ)　学習の記録の評定及び合計評点

ａ　第１学年及び第２学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

ｂ　第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

ｃ　調査書の合計評点は、上記ａ及びｂを合計した２２５点満点とする。

(ｲ)　特記事項については、選抜の資料として活用する。

イ　自己表現

(ｱ)　自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

(ｲ)　実施時間は、１人当たり１０分以内とする。

(ｳ)　配点は、検査官１人当たり１５点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ　学校独自検査

高等学校長は、高等学校の特色に応じ、学力検査以外の面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2)　合格者の決定

ア　高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ　学校独自検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3　秋季入学のための選抜

高等学校長は、別に定める定員の範囲内で、秋季入学のための選抜を実施することができる。

秋季入学のための選抜については、自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

4　その他

入学者選抜の結果に係る情報の提供については、別に定めるところによる。

令和９年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は，次により呉市立呉高等学校（以下「呉高等学校」という。）の特色に配慮しつつ，その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

１　一次選抜

次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア　一般学力検査

(ｱ) 実施教科は，国語，社会，数学，理科及び外国語（英語）の５教科とする。

(ｲ) 実施時間は，各教科それぞれ５０分とする。

(ｳ) 配点は，各教科５０点満点で，合計２５０点満点とする。

(ｴ) 検査問題は，広島県教育委員会が作成する。

(ｵ) 検査問題は，平成２９年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし，次のような点を配慮して出題する。

ａ　基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。

ｂ　知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力及び表現力等を幅広く検査する。

ｃ　外国語（英語）については，放送による聞き取り検査も実施する。

(ｶ) 高等学校長は，呉市教育委員会と協議の上，呉高等学校の特色に応じ，一般学力検査問題に替えて，自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

イ　調査書

(ｱ) 学習の記録の評定及び合計評点

ａ　第１学年及び第２学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

ｂ　第３学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

ｃ　調査書の合計評点は，上記ａ及びｂを合計した２２５点満点とする。

(ｲ) 特記事項については，選抜の資料として活用する。

ウ　自己表現

(ｱ) 自己を認識する力，自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために，個人ごとの面談形式で実施する。

(ｲ) 実施時間は，１人当たり１０分以内とする。

(ｳ) 配点は，検査官１人当たり１５点満点とする。

なお，高等学校長は，２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ　学校独自検査

(ｱ) 面接，作文，小論文及び実技検査等

高等学校長は，呉高等学校の特色に応じ，面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

(ｲ) 自校作成問題による学力検査

高等学校長は，呉市教育委員会と協議の上，呉高等学校の特色に応じ，広島県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて，自校が作成した問題により学力検査を実施することがで

きる。

(2) 合格者の決定

ア　特色枠による選抜

高等学校長は，呉高等学校の特色に応じ，入学定員の５０％以内において，次のとおり，合格者を決定することができる。

(ｱ) 高等学校長は，一般学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，一般学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(ｲ) 一般学力検査及び調査書について，高等学校長は，呉高等学校の特色に応じ，特定の教科のみを活用することができる。また，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ　一般枠による選抜

一般学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重は６：２：２とし，一般学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお，一般学力検査について，高等学校長は，呉高等学校の特色に応じ，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ　特色枠による選抜を実施した場合，特色枠による選抜により合格者を決定した後，一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ　学校独自検査を実施した場合，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

２　二次選抜

一次選抜の結果，合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合，次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア　調査書

(ｱ) 学習の記録の評定及び合計評点

ａ　第１学年及び第２学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

ｂ　第３学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

ｃ　調査書の合計評点は，上記ａ及びｂを合計した２２５点満点とする。

(ｲ) 特記事項については，選抜の資料として活用する。

イ　自己表現

(ｱ) 自己を認識する力，自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために，個人ごとの面談形式で実施する。

(ｲ) 実施時間は，１人当たり１０分以内とする。

(ｳ) 配点は，検査官１人当たり１５点満点とする。

なお，高等学校長は，２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ　学校独自検査

高等学校長は，呉高等学校の特色に応じ，学力検査以外の面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア　高等学校長は，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，調査書及び自己表現の結果を総合的に

判断して決定する。

イ　学校独自検査を実施した場合，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

3　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

高等学校長は，国語，数学及び外国語(英語)の一般学力検査，自己表現，作文及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

4　その他

一次選抜における学力検査の結果，自己表現の結果及び調査書の評定は，令和９年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について，簡易開示の方法により，呉高等学校において開示する。

令和９年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により広島県尾道南高等学校の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

１　一次選抜

次により実施する。

（１）選抜の方法

ア　一般学力検査

（ア）　実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の５教科とする。

（イ）　実施時間は、各教科それぞれ５０分とする。

（ウ）　配点は、各教科５０点満点で、合計２５０点満点とする。

（エ）　検査問題は、広島県教育委員会により作成されたものを使用する。

（オ）　検査問題は、平成２９年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

ａ　基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。

ｂ　知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。

ｃ　外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

（カ）広島県尾道南高等学校長（以下「高等学校長」という。）は、市教育委員会と協議の上、広島県尾道南高等学校の特色に応じ、一般学力検査問題に替えて、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

イ　調査書

（ア）　学習の記録の評定及び合計評点

ａ　第１学年及び第２学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

ｂ　第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

ｃ　調査書の合計評点は、上記ａ及びｂを合計した２２５点満点とする。

（イ）　特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ　自己表現

（ア）　自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

（イ）　実施時間は、１人当たり１０分以内とする。

（ウ）　配点は、検査官１人当たり１５点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ　学校独自検査

（ア）　面接、作文、小論文及び実技検査等

高等学校長は、広島県尾道南高等学校の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

（イ） 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、市教育委員会と協議の上、広島県尾道南高等学校の特色に応じ、広島県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。

（2）合格者の決定

ア 特色枠による選抜

高等学校長は、広島県尾道南高等学校の特色に応じ、入学定員の５０％以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

（ア） 高等学校長は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

（イ） 一般学力検査及び調査書について、高等学校長は、広島県尾道南高等学校の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は６：２：２とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査について、高等学校長は、広島県尾道南高等学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ 特色枠による選抜を実施した場合は、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 学校独自検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

（3）その他

令和９年４月１日現在で満２０歳以上の者については、その申請により、一般学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

2 二次選抜

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 調査書

（ア） 学習の記録の評定及び合計評点

a 第１学年及び第２学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

b 第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

c　調査書の合計評点は、上記ａ及びｂを合計した２２５点満点とする。

（イ）　特記事項については、選抜の資料として活用する。

イ　自己表現

（ア）　自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

（イ）実施時間は、１人当たり１０分以内とする。

（ウ）配点は、検査官１人当たり１５点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ　学校独自検査

高等学校長は、広島県尾道南高等学校の特色に応じ、学力検査以外の面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

（２）合格者の決定

ア　高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ　学校独自検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

３　その他

一次選抜における学力検査の結果、自己表現の結果及び調査書の評定は、令和９年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、広島県尾道南高等学校において開示する。

令和９年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針

福山市立福山高等学校の入学者選抜は、併設型中高一貫教育の特色に配慮して、次によりその教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

１　一次選抜

次により実施する。

（１）選抜の方法

ア　学力検査

（ア）原則として、自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。

ａ　実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）の３教科とする。

ｂ　実施時間は、福山高等学校長が決定する。

ｃ　配点は、福山高等学校長が決定する。

ｄ　検査問題は、福山市教育委員会と協議の上、福山高等学校長が作成する。

ｅ　検査問題は、平成２９年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。

（イ）福山高等学校長は、社会及び理科の一般学力検査を加えて実施することができる。

イ　調査書

（ア）学習の記録の評定及び合計評点

ａ　第１学年及び第２学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

ｂ　第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

ｃ　調査書の合計評点は、上記ａ及びｂを合計した２２５点満点とする。

（イ）特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ　自己表現

（ア）自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

（イ）実施時間は、１人当たり１０分以内とする。

（ウ）配点は、検査官１人当たり１５点満点とする。

なお、福山高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ　学校独自検査

福山高等学校長は、面接、作文、小論文、実技検査等を実施することができる。

（２）合格者の決定

ア　特色枠による選抜

福山高等学校長は、入学定員の５０％以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

（ア）福山高等学校長は、学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

（イ）学力検査及び調査書について、福山高等学校長は、特定の教科のみを活用することができる。
また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ　一般枠による選抜

学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は６：２：２とし、学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、学力検査について、福山高等学校長は、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ　特色枠による選抜を実施した場合は、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ　学校独自検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

２　二次選抜

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

（１）選抜の方法

ア　調査書

（ア）学習の記録の評定及び合計評点

ａ　第１学年及び第２学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。

ｂ　第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を３倍する。

ｃ　調査書の合計評点は、上記ａ及びｂを合計した２２５点満点とする。

（イ）特記事項については、選抜の資料として活用する。

イ　自己表現

（ア）自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

（イ）実施時間は、１人当たり１０分以内とする。

（ウ）配点は、検査官１人当たり１５点満点とする。

なお、福山高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ　学校独自検査

福山高等学校長は、学力検査以外の面接、作文、小論文、実技検査等を実施することができる。

（２）合格者の決定

ア　福山高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ　学校独自検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

３　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

国語、数学及び外国語（英語）の学力検査、自己表現及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して決定する。

4　日程

一次選抜

学力検査・自己表現等	２月　３日（水）～２月４日（木）
追　　検　　査	２月　９日（火）
合 格 者 発 表	２月１２日（金）

※帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜も同一日程とする。

二次選抜

自 己 表 現 等	３月１６日（火）
合 格 者 発 表	３月１７日（水）

5　その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜日程

1　選抜日程

(1)　全日制の課程・定時制の課程・フレキシブル課程（定時制・通信制）

一次選抜（併設型高等学校）

県外等からの出願許可願受付		12月　2日（水）～　12月 23日（水）正午
出願登録	志願者登録・中学校確認登録	1月　5日（火）～　1月 18日（月）16時
	高等学校確認登録	1月 19日（火）～　1月 22日（金）正午
調査書等提出		1月 25日（月）～　1月 29日（金）正午
学力検査・自己表現等		2月　3日（水）～　2月　4日（木）
追検査		2月　9日（火）
合格者発表		2月 12日（金）

（　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜も同一日程とする。　）

一次選抜（併設型高等学校を除く。）

県外等からの出願許可願受付		12月　2日（水）～　1月　8日（金）正午
出願登録	志願者登録・中学校確認登録	1月 21日（木）～　2月　2日（火）16時
	高等学校確認登録	2月　3日（水）～　2月　8日（月）正午
志願変更		2月 10日（水）～　2月 17日（水）正午
調査書等提出		2月 10日（水）～　2月 18日（木）正午
学力検査・自己表現等		2月 24日（水）～　2月 26日（金）
追検査		3月　3日（水）
合格者発表		3月　8日（月）

（　全日制の課程においては、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜も同一日程とする。　）

二次選抜

出願登録・調査書等提出	3月 11日（木）～　3月 15日（月）正午
自己表現等	3月 16日（火）
	3月 23日（火）　広島市立広島みらい創生高等学校
合格者発表	3月 17日（水）
	3月 24日（水）　広島市立広島みらい創生高等学校

連携型中高一貫教育に関する選抜

（県立加計高等学校、県立加計高等学校芸北分校、県立御調高等学校、県立油木高等学校、県立賀茂北高等学校）

出願登録	志願者登録・中学校確認登録	1月　21日（木）～　2月　2日（火）16時
	高等学校確認登録	2月　3日（水）～　2月　8日（月）正午
調査書等提出		2月 10日（水）～　2月 18日（木）正午
自己表現等		2月 25日（木）～　2月 26日（金）
追検査		3月　3日（水）
合格者発表		3月　8日（月）

(2)　通信制の課程

出　願　登　録　等	2月 19日（金）～ 3月 18日（木）正午
自　己　表　現　等	高等学校長が別に定める。
合　格　者　発　表	3月末日までに行う。

(3)　秋季入学のための選抜（実施日・期間は、令和９年のもの）

定時制の課程・フレキシブル課程（定時制・通信制）

県外等からの出願許可願受付	8月 19日（木）～ 8月 25日（水）正午
入　学　願　書　等　受　付	9月　1日（水）～ 9月　6日（月）正午
自　己　表　現　等	9月 13日（月）
合　格　者　発　表	9月 16日（木）

通信制の課程

入　学　願　書　等　受　付	9月　1日（水）～ 9月　6日（月）正午
自　己　表　現　等	9月 13日（月）
合　格　者　発　表	9月 16日（木）

2　学力検査等時間割（全日制の課程・定時制の課程・フレキシブル課程（定時制・通信制））

一次選抜（併設型高等学校を除く。）

2月24日（水）			2月25日（木）	2月26日（金）
時限	時　刻	検査教科	検　査　等	検　査　等
第1時限	9：10 10：00	国　　語	自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校）	予備日 （自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校））
第2時限	10：20 11：10	社　　会		
第3時限	11：30 12：20	数　　学		
第4時限	13：10 14：00	理　　科		
第5時限	14：20 15：10	英　　語		

帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）

2月24日（水）			2月25日（木）	2月26日（金）
時限	時　刻	検査教科等	検　査　等	検　査　等
第1時限	9：10 10：00	国　　語	自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校）	予備日 （自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校））
第2時限	10：20 11：10	作　　文		
第3時限	11：30 12：20	数　　学		
第4時限	13：10 14：00	面　　接		
第5時限	14：20 15：10	英　　語		

二次選抜

	3月16日（火）	
時限	時　刻	検　査　等
第1時限 ～	9：30 ～	自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校）

	3月23日（火） （広島市立広島みらい創生高等学校）	
時限	時　刻	検　査　等
第1時限 ～	9：30 ～	自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校）

※　一次選抜（併設型高等学校）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）、連携型中高一貫教育に関する選抜、通信制の課程の選抜の時間割は実施校の高等学校長が別に定める。

令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項

令和９年度広島県公立高等学校の入学者の選抜は、「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」、「広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針」、「広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」、「令和９年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」、「令和９年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和９年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針」に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

この要項における用語の定義は次のとおりである。

用　　語	定　　義
中学校	中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程
中学校を卒業	中学校を卒業（中等教育学校の前期課程の場合は修了）
中学校卒業後５年を超える者	令和３年３月以前に中学校を卒業した者（令和９年４月以降に実施する入学者選抜にあっては、令和４年３月以前に中学校を卒業した者）
中学校長	志願者が在学している中学校の校長
出身中学校	志願者が卒業又は在学している中学校
出身中学校長	出身中学校の校長
施行規則	学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）
県立高等学校学則	広島県立高等学校学則 （昭和 28 年広島県教育委員会規則第４号）
市教育委員会	市立高等学校を所管する市教育委員会
市通学区域規則	市教育委員会が定める通学区域に関する規則の総称 ・広島市立高等学校の通学区域に関する規則 （平成 12 年広島市教育委員会規則第 12 号） ・呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則 （平成 12 年呉市教育委員会規則第３号） ・広島県尾道南高等学校の通学区域に関する規則 （平成 12 年尾道市教育委員会規則第 21 号） ・福山市立高等学校の通学区域に関する規則 （平成 12 年福山市教育委員会規則第１号）
指定地域	他県に居住したまま、所定の広島県立高等学校に入学できることとしている地域
併設型高等学校	全日制の課程における次の高等学校 県立三次高等学校、県立広島高等学校及び福山市立福山高等学校（県立広島叡智学園高等学校を除く。）
特定校	全国から募集を行う県立高等学校

Ⅰ　全 日 制 の 課 程

Ⅰ 全日制の課程

第１ 一次選抜（併設型高等学校）

１ 募集

(1) 出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア 中学校を卒業した者

イ 令和９年３月に中学校を卒業する見込みの者

ウ 施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

エ 令和９年３月に施行規則第 95 条第１号又は第２号に規定する課程を修了する見込みの者

オ 日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を令和９年３月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和９年３月 31 日までに満 15 歳以上に達する者

(2) 定員

県立高等学校の定員は、県教育委員会が別に定める当該学科の入学定員（以下「入学定員」という。）から３(11)イ(ｱ)（Ｐ29）に定める入学予定者の数を除いた人数とする。

市立高等学校の定員についても、県立高等学校の場合と同じ取扱いとする。

２ 出願

(1) 方式

ア 志願者は、県立高等学校学則及び市通学区域規則により就学することができるものと定められた高等学校に出願することができる。就学することができるものと定められた高等学校の通学区域は次のとおりである。

区 分	通 学 区 域
県立三次高等学校 県立広島高等学校	広島県一円
福山市立福山高等学校	広島県一円

イ 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

ウ イにかかわらず、併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の志願者は、併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、併設型高等学校を除く帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、定時制の課程の一次選抜及びフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜のいずれか一つについて、同時に出願することができる。ただし、３(12)（Ｐ29）に留意すること。

(2) 期間

ア 出願登録

(ｱ) 志願者登録・中学校確認登録

令和９年１月５日（火）から１月 18 日（月）16 時まで

(ｲ) 高等学校確認登録

令和９年１月 19 日（火）から１月 22 日（金）正午まで

イ　調査書等提出

令和９年１月 25 日（月）から１月 29 日（金）正午まで

(3)　手続

ア　出願登録

(ｱ)　志願者

a　必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を志願先高等学校長に直接持参により提出すること。

b　入学者選抜料の納付

志願者は、１月 18 日（月）16 時までに、入学者選抜料（2,200 円）を納付する。納付方法は、県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会が別に定める。

(ｲ)　出身中学校長

a　確認登録

出身中学校長は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b　入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、１月 18 日（月）16 時までに、志願者が入学者選抜料（2,200 円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、(2)ア(ｲ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

イ　調査書等提出

(ｱ)　出身中学校長

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)イの期間内に、志願先高等学校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、１月 28 日（木）までに必着するよう提出すること。また、令和８年３月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

①　施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

調査書情報の作成方法等は、別紙１（Ｐ109～Ｐ110）による。

なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

②　評定（成績評点）集計表（様式第２号）

志願先高等学校に１部提出する。

なお、様式第２号の作成方法等は、Ｐ122～Ｐ123 による。

(ｲ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

ウ　受検票の作成及び印刷

(ｱ) 受検票の作成

志願先高等学校長は、(2)ア(ｲ)の高等学校確認登録期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。志願先高等学校長は、承認登録を行った後、令和９年１月 29 日（金）正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(ｲ) 受検票の印刷

志願者は、志願先高等学校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

エ 志願者数の公表

各高等学校長は、１月 22 日（金）正午の志願者数を同日 16 時 30 分に各高等学校の学校ホームページへの掲載により公表する。

３ 選抜

(1) 方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、福山市立高等学校の場合は「令和９年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2) 学力検査

ア 自校作成問題による学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 自校作成問題による学力検査の実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。

ウ 自校作成問題による学力検査の実施時間及び配点は、次のとおりである。

実 施 校	実施時間	配点
県立三次高等学校	各教科 50 分	各教科 100 点
県立広島高等学校	国語 50 分、数学 60 分、英語 50 分	各教科 100 点
福山市立福山高等学校	各教科 50 分	各教科 100 点

（注）英語については、放送による聞き取り検査も実施する。

エ 高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、社会及び理科の一般学力検査を加えて実施することができる。

オ 学力検査受検上の留意事項は、別紙２（Ｐ111）による。

(3) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。各高等学校長が定める自己表現の配点は、付表１（Ｐ151）のとおりである。

ウ 自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

(4) 学校独自検査

高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目及び配点は、付表１（Ｐ151）のとおりである。

面接及び実技検査等の評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(5) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者については、学校独自検査で面接を実施する高等学校以外においても面接を実施する。

(6) 実施期日及び時間割等

ア 実施期日

令和９年２月３日（水）から２月４日（木）まで

イ 時間割等

高等学校長が別に定める。

(7) 実施場所

志願先高等学校

(8) 合格者の決定

ア 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

イ 特色枠による選抜

高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、入学定員の 50%以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(ｱ) 高等学校長は、学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ151）のとおりである。

(ｲ) 学力検査及び調査書について、高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

傾斜配点等を実施する高等学校及び教科・倍率については、付表１（Ｐ151）のとおりである。

ウ 一般枠による選抜

学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は６：２：２とし、学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、学力検査について、高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

傾斜配点を実施する高等学校及び教科・倍率については、付表１（Ｐ151）のとおりである。

エ 特色枠による選抜を実施した高等学校にあっては、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

オ 学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

なお、高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ151）のとおりである。

カ 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

キ 志願者から自己申告書（４(1)イ（Ｐ30）を参照）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(9) 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を２月 12 日（金）に行う。

(10) 繰上げ合格の実施

高等学校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰り上げて合格者を決定することができる。

なお、繰上げ合格を実施する場合、高等学校長は、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(11) 広島県公立併設型中学校から当該併設型高等学校への入学等の扱い

ア　入学意思確認書の提出

併設型中学校の第３学年の生徒は、当該併設型高等学校への入学希望の有無に係る入学意思確認書（様式は当該併設型高等学校長が定める。）を併設型中学校長を経由して、令和８年 12 月７日（月）までに当該併設型高等学校長に提出する。

イ　入学者選抜における扱い

(ｱ)　当該併設型高等学校への入学を希望する旨の入学意思確認書を提出した者（「入学予定者」という。）

当該併設型高等学校への入学に当たっては、入学者の選抜を行わない。

(ｲ)　当該併設型高等学校への入学を辞退する旨の入学意思確認書を提出した者

当該併設型高等学校以外の公立高等学校の入学者選抜に出願することができる。

なお、当該併設型高等学校以外の公立高等学校への出願に当たっては、併設型中学校長は、当該志願者が提出した当該併設型高等学校への入学を辞退する旨の入学意思確認書の写しを第２の２(2)ア(ｱ)（Ｐ35）の期間内に、志願先高等学校長に提出する。

(12)「併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜」に加えて、「併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、併設型高等学校を除く帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、定時制の課程の一次選抜及びフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜のいずれか一つ」（以下、この項において「併設型高等学校以外の一次選抜」という。）に出願している場合の扱い

ア　併設型高等学校に合格した場合（入学を辞退した者を除く。）

(ｱ)　志願者

志願者は、併設型高等学校以外の一次選抜について、志願変更の期間内に、インターネット出願システムで出願取下げを行い、出身中学校長の承認を受ける。

(ｲ)　出身中学校長

a　出願取下げの承認

出身中学校長は、志願変更の期間内に、志願者の出願取下げに誤りがないことを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b　書類の返却

出身中学校長は、併設型高等学校以外の一次選抜に係る志願先高等学校長から返却された書類（(ｳ)b を参照）がある場合には、それを受け取り、出願取下げをした者に返却する。

(ｳ)　併設型高等学校以外の一次選抜に係る志願先高等学校長

a　出願取下げの承認

併設型高等学校以外の一次選抜に係る志願先高等学校長は、志願変更の期間内に、志願者の出願取下げが適正であることを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b　書類の返却

併設型高等学校以外の一次選抜に係る志願先高等学校長は、出願取下げをした者の入学者選抜に関する特別措置願（４(1)ア（Ｐ30 を参照））、卒業証明書、その他の書類がある場合には、自校において、それを出身中学校長等に直接返却する。

イ　併設型高等学校に合格しなかった場合（入学を辞退した者を含む。）

志願者は、併設型高等学校以外の一次選抜に係る出願手続のうち、入学者選抜料の納付等の必要な手続を、所定の期間内に行う。

4 特別措置の申請、県外等からの出願等

(1) 特別措置の申請等

ア 特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ｱ) 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を令和８年 11 月 20 日（金）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(ｲ) 機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和８年 11 月 20 日（金）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(ｳ) 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和８年 12 月 23 日（水）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(ｴ) (ｱ)から(ｳ)以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を２(2)ア(ｱ)の期間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

志願先高等学校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを令和９年１月 22 日（金）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議する。

イ 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第５号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後５年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、２(2)イの期間内に、志願先高等学校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、２(2)イの期間内に、志願先高等学校長に直接持参により提出する。

(2) 県外等からの出願

県外等からの出願の手続は次による。

ア 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から④までのいずれかに該当する者は、出願登録前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に対して県外等からの出願許可の申請を行い、許可を受けなければならない。

ただし、福山市立高等学校の通学区域に関する規則附則第３項の規定による調整措置によって通学区域外から出願する者は、この手続を必要としない。

① 県立高等学校学則第 13 条第４項の規定により県立高等学校を志願する者及び福山市立高等学校の通学区域に関する規則第４条によって福山市立高等学校を志願する者

②　出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者

③　１(1)オにより出願する者

④　その他②に準ずる者

(ｱ)　申請期間

令和８年 12 月２日（水）から 12 月 23 日（水）正午まで

(ｲ)　申請

a　志願者

志願者は、(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項の入力及び別表第１（Ｐ116）の必要書類の添付を行い、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。

b　出身中学校長

出身中学校長は、(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで出身中学校長意見書（様式第 22 号）を添付し、確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項及び添付された必要書類に誤りがないことを確認すること。

(ｳ)　結果の通知

志願者及び出身中学校長に結果を通知する。

なお、(ｲ)の申請で県外等からの出願許可を受けた者については、インターネット出願システムで２(3)アの出願登録を行うことにより志願先高等学校長に当該許可の内容が伝達されるため、別途許可書の提出等を行うことを要しない。

(ｴ)　その他

(ｱ)の申請期限後に、保護者の転勤等が生じたため、教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、(ｱ)の申請期限を令和９年１月８日（金）正午までとする。

イ　教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和９年１月５日（火）現在単身赴任などで志願先高等学校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書、出身中学校長意見書（様式第 22 号）を志願先高等学校長に提出する。

この提出は、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書については、２(3)ア(ｱ) a の志願者による必要事項の入力の際に、出身中学校長意見書については、２(3)ア(ｲ) a の出身中学校長による確認登録の際に、それぞれインターネット出願システムに添付することにより行うものとする。

ウ　評定（成績評点）集計表の作成

出身中学校長は、県外からの志願者に係る評定（成績評点）集計表について、様式第２号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定（成績評点）集計表の様式によって提出することができる。

(3)　やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事　由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

ア　手続

(ｱ)　志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、①及び②の書類を志願先高等学校長に原則として保護者が直接持参により提出する。

①　追検査受検願（様式第７号）

②　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

(ｲ)　出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和９年２月５日（金）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

①　追検査受検願（様式第７号）

②　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

③　追検査受検願提出者名簿（様式第８号）

出身中学校長は、(ｳ)により交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を追検査受検希望者に交付する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を交付する。

イ　選抜

(ｱ)　検査方法

令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各高等学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(ｲ)　実施期日及び時間割等

a　実施期日

令和９年２月９日（火）

b　時間割等

実施校の高等学校長が別に定める。

(ｳ)　実施場所

志願先高等学校

(ｴ)　合格者の決定

a　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

b　高等学校長は、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

c　追検査受検者から自己申告書（様式第５号）が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

d　合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

(ｵ)　合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を２月 12 日（金）に行う。

(4)　その他

選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

第２　一次選抜（併設型高等学校を除く。）

１　募集

(1)　出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア　中学校を卒業した者

イ　令和９年３月に中学校を卒業する見込みの者

ウ　施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

エ　令和９年３月に施行規則第 95 条第１号又は第２号に規定する課程を修了する見込みの者

オ　日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を令和９年３月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和９年３月 31 日までに満 15 歳以上に達する者

(2)　定員

県立高等学校の定員は、県教育委員会が別に定める当該学科・コースの入学定員（以下「入学定員」という。）と同じ人数とする。ただし、連携型高等学校にあっては、入学定員から連携型中高一貫教育に関する選抜の合格者数を除いた人数とする。また、特定校における県外等からの受入れ人数については、定員の範囲内で当該高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

市立高等学校の定員についても、県立高等学校の場合と同じ取扱いとする。ただし、広島市立高等学校の通学区域に関する規則第５条第２号に係る受入れ人数については、広島市教育委員会と協議の上、当該高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

２　出願

(1)　方式

ア　志願者は、県立高等学校学則及び市通学区域規則により就学することができるものと定められた高等学校に出願することができる。就学することができるものと定められた高等学校の通学区域は次のとおりである。

区　分	通　学　区　域
県立高等学校	広島県一円
広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）	広島市内全域
広島市立高等学校の普通科におけるコース	広島県一円
呉市立呉高等学校	広島県一円

イ　志願者は、原則として、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

ウ　イにかかわらず、併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の志願者は、併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、併設型高等学校を除く帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、定時制の課程の一次選抜及びフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜のいずれか一つについて、同時に出願することができる。ただし、３(11)（Ｐ39）に留意すること。

エ　イにかかわらず、同一高等学校内で、学科によっては、その学科内の第３志望まで併願を認めることができる。

オ　イにかかわらず、普通科におけるコースを設置している高等学校にあっては、普通科と普通科におけるコースとの併願を認めることができる。

なお、この併願の方法については、高等学校長が定める。

(2)　期間

ア　出願登録

(ｱ)　志願者登録・中学校確認登録

令和９年１月 21 日（木）から２月２日（火）16 時まで

(ｲ)　高等学校確認登録

令和９年２月３日（水）から２月８日（月）正午まで

イ　志願変更

令和９年２月 10 日（水）から２月 17 日（水）正午まで

ウ　調査書等提出

令和９年２月 10 日（水）から２月 18 日（木）正午まで

(3)　手続

ア　出願登録

(ｱ)　志願者

a　必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を志願先高等学校長に直接持参により提出すること。

b　入学者選抜料の納付

志願者は、２月 17 日（水）正午までに、入学者選抜料（2,200 円）を納付する。納付方法は、県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会が別に定める。

なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

(ｲ)　出身中学校長

a　確認登録

出身中学校長は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b　入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、２月 17 日（水）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200 円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、(2)ア(ｲ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

イ　志願変更

志願者は、１回に限り志願した高等学校、課程又は学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を行うことができる。ただし、出願取下げを行った後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）に

再び出願することはできない。

志願変更を行う場合は、(2)イの期間内に、次により出願取下げ及び志願変更申請を行う。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ｱ)　志願者

a　出願取下げ

志願変更を希望する者は、インターネット出願システムで出願取下げを行い、出身中学校長の承認を受ける。

b　志願変更申請

志願変更を希望する者は、志願先高等学校長が出願取下げの承認（(ｳ) a を参照）を行った後、インターネット出願システムで必要事項を入力し、ア(ｱ)の手続に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c　書類の訂正及び提出

志願変更を希望する者は、出身中学校長を経由して返却された書類（(ｳ) b を参照）がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(ｲ)　出身中学校長

a　出願取下げの承認

出身中学校長は、志願者の出願取下げに誤りがないことを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b　志願変更の確認登録

出身中学校長は、ア(ｲ)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c　書類の返却及び提出

出身中学校長は、志願先高等学校長から返却された書類（(ｳ) b を参照）がある場合には、それを受け取り、志願変更を希望する者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

(ｳ)　志願先高等学校長

a　出願取下げの承認

志願先高等学校長は、志願者の出願取下げが適正であることを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b　書類の返却

志願先高等学校長は、志願変更をする者の入学者選抜に関する特別措置願（４(1)ア（Ｐ40）を参照）、卒業証明書、その他の書類がある場合には、自校において、それを出身中学校長等に直接返却する。

(ｴ)　志願変更先高等学校長

志願変更先高等学校長は、ア(ｳ)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

ウ　調査書等提出

(ｱ)　出身中学校長

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、志願先高等学校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、２月 17 日（水）までに必着するよう提出すること。また、令和８年３月以前の卒業者について

は、②の書類は提出しなくてよい。

①　施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

調査書情報の作成方法等は、別紙１（Ｐ109～Ｐ110）による。

なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

②　評定（成績評点）集計表（様式第２－２号）

志願先高等学校に１部提出する。

なお、様式第２－２号の作成方法等は、Ｐ122～Ｐ123 による。

(ｲ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

エ　受検票の作成及び印刷

(ｱ)　受検票の作成

志願先高等学校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。志願先高等学校長は、承認登録を行った後、令和９年２月 18 日（木）正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(ｲ)　受検票の印刷

志願者は、志願先高等学校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ　志願者数の公表

次の志願者数の公表を各高等学校（本校・分校）の学校ホームページへの掲載により行う。

(ｱ)　各高等学校長は、２月８日（月）正午現在の志願者数を同日 15 時に公表する。

(ｲ)　各高等学校長は、２月 10 日（水）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 12 日（金）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 15 日（月）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 16 日（火）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 17 日（水）正午の志願者数を同日 15 時にそれぞれ公表する。

３　選抜

(1)　方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、広島市立高等学校の場合は「広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針」に、呉市立高等学校の場合は「令和９年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2)　一般学力検査

ア　一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ　一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。

ウ　一般学力検査は、各教科 50 点満点とする。

エ　高等学校長が必要と認める場合は、県立高等学校においては県教育委員会、市立高等学校においては市教育委員会と協議の上、一般学力検査問題に替えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

自校作成問題による学力検査を実施する高等学校の学科・コース、その実施教科等は付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

オ　一般学力検査問題は、県教育委員会において作成する。

カ　一般学力検査受検上の留意事項は、別紙２（Ｐ111）による。

(3)　自己表現

ア　自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ　自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。各高等学校長が定める自己表現の配点は、付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

ウ　自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

(4)　学校独自検査

ア　面接、作文、小論文及び実技検査等

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目及び配点は、付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

面接及び実技検査等の評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

イ　自校作成問題による学力検査

高等学校長が必要と認める場合は、県立高等学校においては県教育委員会、市立高等学校においては市教育委員会と協議の上、一般学力検査問題に加えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

自校作成問題による学力検査を実施する高等学校の学科・コース、その実施教科等は付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

(5)　中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者については、学校独自検査で面接を実施する高等学校以外においても面接を実施する。

(6)　実施期日及び時間割等

<table>
<tr><th colspan="3">２月 24 日（水）</th><th>２月 25 日（木）</th><th>２月 26 日（金）</th></tr>
<tr><th>時　限</th><th>時　刻</th><th>検査教科等</th><th>検　査　等</th><th>検　査　等</th></tr>
<tr><td></td><td>8：40
9：00</td><td>集合・注意</td><td rowspan="6">自己表現
及び
学校独自検査
（実施する高等学校）</td><td rowspan="6">予備日

（自己表現
及び
学校独自検査
（実施する高等学校））</td></tr>
<tr><td>第１時限</td><td>9：10
10：00</td><td>国　　語</td></tr>
<tr><td>第２時限</td><td>10：20
11：10</td><td>社　　会</td></tr>
<tr><td>第３時限</td><td>11：30
12：20</td><td>数　　学</td></tr>
<tr><td>第４時限</td><td>13：10
14：00</td><td>理　　科</td></tr>
<tr><td>第５時限</td><td>14：20
15：10</td><td>英　　語</td></tr>
</table>

（注）１　第１日の集合時刻は、各高等学校の事情により多少繰り上げることがある。

２　第２日及び第３日の時間割等は高等学校長が定める。

３　第１日の英語については、放送による聞き取り検査も実施する。

(7)　実施場所

志願先高等学校

(8)　合格者の決定

ア　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

イ　特色枠による選抜

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、入学定員の 50%以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(ｱ)　高等学校長は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

(ｲ)　一般学力検査及び調査書について、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

傾斜配点等を実施する高等学校の学科・コース及び教科・倍率については、付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

ウ　一般枠による選抜

一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は６：２：２とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査について、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

傾斜配点を実施する高等学校の学科・コース及び教科・倍率については、付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

エ　特色枠による選抜を実施した高等学校にあっては、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

オ　学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

なお、高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

カ　中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

キ　志願者から自己申告書（４(1)イ（Ｐ40）を参照）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(9)　合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を３月８日（月）に行う。

(10)　繰上げ合格の実施

高等学校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰り上げて合格者を決定することができる。

なお、繰上げ合格を実施する場合、高等学校長は、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(11)　「併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜」に加えて、「併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、併設型高等学校を除く帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、定時制の課程の一次選抜及びフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜のいずれか一つ」に出願している場合の扱い

第１の３(12)（Ｐ29）による。

4　特別措置の申請、県外等からの出願等

(1)　特別措置の申請等

ア　特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ｱ)　点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を令和８年 12 月１日（火）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(ｲ)　機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和８年 12 月１日（火）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(ｳ)　発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和９年１月８日（金）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(ｴ)　(ｱ)から(ｳ)以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を２(2)ア(ｱ)の期間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

志願先高等学校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを２月８日（月）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議する。

イ　自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第５号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後５年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、２(2)ウの期間内に、志願先高等学校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、２(2)ウの期間内に、志願先高等学校長に直接持参により提出する。

(2)　県外等からの出願

県外等からの出願の手続は次による。

ア　教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から④までのいずれかに該当する者は、出願登録前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に対して県外等からの出願許可の申請を行い、許可を受けなければならない。

ただし、広島市立高等学校の通学区域に関する規則附則第３項の規定による調整措置によって通学区域外から出願する者は、この手続を必要としない。

また、併設型高等学校に出願する者が、第１の４(2)ア(ｱ)（Ｐ31）又は第４の４(2)ア(ｱ)（Ｐ52）に定める申請期間内に所定の手続を行った場合は、重ねてこの手続を行うことを必要としな

い。

①　県立高等学校学則第 13 条第４項の規定により県立高等学校（特定校を含む。）を志願する者、広島市立高等学校の通学区域に関する規則第５条各号のいずれかの規定により広島市立高等学校を志願する者

②　出願時において、保護者の住所が広島県外（ただし、広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）に志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域外）にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内（ただし、広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）に志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域内）に保護者が居住する予定の者

③　１(1)オにより出願する者

④　その他②に準ずる者

(ｱ)　申請期間

令和８年 12 月２日（水）から令和９年１月８日（金）正午まで

(ｲ)　申請

a　志願者

志願者は、(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項の入力及び別表第１（Ｐ116）の必要書類の添付を行い、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。

b　出身中学校長

出身中学校長は、(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで出身中学校長意見書（様式第 22 号）を添付し、確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項及び添付された必要書類に誤りがないことを確認すること。

(ｳ)　結果の通知

志願者及び出身中学校長に結果を通知する。

なお、(ｲ)の申請で県外等からの出願許可を受けた者については、インターネット出願システムで２(3)アの出願登録を行うことにより志願先高等学校長に、２(3)イの志願変更を行うことにより志願変更先高等学校長に当該許可の内容が伝達されるため、別途許可書の提出等を行うことを要しない。

(ｴ)　その他

a　(ｱ)の申請期限後に、保護者の転勤等が生じた、又は特定校への出願を希望することとなったため、教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、(ｱ)の申請期限を２月１日（月）正午までとし、出願登録期限は２月 17 日（水）正午までとする。

なお、２月２日（火）16 時までに出願登録を行った場合は、志願変更を行うことができる。

また、２月１日（月）正午以降は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

b　県外等からの出願許可を受けて志願先高等学校へ出願登録を行った後、志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、２月 10 日（水）正午までに(ｲ)の申請を当該教育委員会に対して行い、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

c　許可の時期については、別に定める。

イ　教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和９年１月 21 日（木）現在単身赴任などで志願先高等学校の通学区域内に居住し、

入学後も保護者の住所に変更がない場合は、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書、出身中学校長意見書（様式第 22 号）を志願先高等学校長に提出する。

この提出は、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書については、２(3)ア(ｱ) a の志願者による必要事項の入力の際に、出身中学校長意見書については、２(3)ア(ｲ) a の出身中学校長による確認登録の際に、それぞれインターネット出願システムに添付することにより行うものとする。

ウ　評定（成績評点）集計表の作成

出身中学校長は、県外からの志願者に係る評定（成績評点）集計表について、様式第２－２号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定（成績評点）集計表の様式によって提出することができる。

(3)　やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事　由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

ア　手続

(ｱ)　志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、①及び②の書類を志願先高等学校長に原則として保護者が直接持参により提出する。

①　追検査受検願（様式第７号）

②　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

(ｲ)　出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和９年３月１日（月）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

①　追検査受検願（様式第７号）

②　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

③　追検査受検願提出者名簿（様式第８号）

出身中学校長は、(ｳ)により交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を追検査受検希望者に交付する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病にあっては検査当日の医師の診断書）

及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を交付する。

イ　選抜

(ｱ)　検査方法

令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各高等学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(ｲ)　実施期日及び時間割等

a　実施期日

令和９年３月３日（水）

b　時間割等

実施校の高等学校長が別に定める。

(ｳ)　実施場所

志願先高等学校

(ｴ)　合格者の決定

a　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

b　高等学校長は、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

c　追検査受検者から自己申告書（様式第５号）が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

d　合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

(ｵ)　合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を３月８日（月）に行う。

(4)　その他

選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

第３　二次選抜

１　実施校

一次選抜及び連携型中高一貫教育に関する選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない高等学校の学科・コースにおいて実施する。

２　募集

(1)　出願資格

一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は連携型中高一貫教育に関する選抜に出願した者で、次のア及びイの両方の条件を満たす者が出願できる。

なお、イの入学手続とは、入学手続金等（第一段階の納入金）を納入することである。

ア　いずれの公立高等学校にも合格していない者（併設型高等学校への入学を辞退した者を含む。）

イ　いずれの国・私立高等学校（高等専門学校を含む。以下同じ。）にも入学手続をしていない者

(2)　定員

実施する高等学校の学科・コースの定員は、入学定員から一次選抜及び連携型中高一貫教育に関する選抜の合格者（入学を辞退した者を除く。）の数を除いた人数とする。

３　出願

(1)　方式

ア　通学区域は広島県一円である。

イ　志願者は、原則として、広島市立広島みらい創生高等学校を除く公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、特別支援学校高等部入学者選抜二次募集との併願もできない。

ウ　イにかかわらず、同一高等学校内で、学科によっては、その学科内の第３志望まで併願を認めることができる。

エ　イにかかわらず、普通科におけるコースを設置している高等学校にあっては、普通科と普通科におけるコースとの併願を認めることができる。

なお、この併願の方法については、高等学校長が定める。

(2)　期間

次の期間内に出願登録及び調査書等の提出を行う。

令和９年３月 11 日（木）から３月 15 日（月）正午まで

(3)　手続

ア　出願登録

(ｱ)　志願者

ａ　必要事項の入力

志願者は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を志願先高等学校長に直接持参により提出すること。

ｂ　入学者選抜料の納付

志願者は、３月 15 日（月）正午までに、入学者選抜料（2,200 円）を納付する。納付方法は、県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会が別に定

める。

(ｲ) 出身中学校長

a 確認登録等

出身中学校長は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者が二次選抜の出願資格を有していること及び志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

また、出身中学校長は、いずれかの国・私立高等学校に合格している者が二次選抜に出願する場合、二次選抜（全日制の課程）出願資格に係る証明書（様式第10号）により当該国・私立高等学校長に入学手続状況に関する証明を受け、二次選抜の出願資格を有していることを確認した上で、(2)の期間内に、志願先高等学校長にこれを持参又は郵便により提出する。

なお、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により３月12日（金）までに必着するよう提出すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、３月15日（月）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

(ｳ) 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、インターネット出願システムで確認登録を行う。

イ 調査書等提出

(ｱ) 出身中学校長

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)の期間内に、志願先高等学校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により３月12日（金）までに必着するよう提出すること。また、令和８年３月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

調査書情報の作成方法等は、別紙１（Ｐ109～Ｐ110）による。

なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

② 評定（成績評点）集計表（様式第２－２号）

志願先高等学校に１部提出する。

なお、様式第２－２号の作成方法等は、Ｐ122～Ｐ123による。

(ｲ) 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

ウ 受検票の作成及び印刷

(ｱ) 受検票の作成

確認登録及び調査書等の受理を行った志願先高等学校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。志願先高等学校長は、承認登録を行った後、令和９年３月15日（月）15時までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(ｲ) 受検票の印刷

志願者は、志願先高等学校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

4 選抜

(1) 方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、広島市立高等学校の場合は「広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針」に、呉市立高等学校の場合は「令和９年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に、福山市立高等学校の場合は「令和９年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。各高等学校長が定める自己表現の配点は、付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

ウ 自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

(3) 学校独自検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目及び配点は、付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

面接及び実技検査等の評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者については、学校独自検査で面接を実施する高等学校以外においても面接を実施する。

(5) 実施期日及び時間割等

３月 16 日（火）		
時　限	時　刻	検　査　等
	9：00 9：20	集合・注意
第１時限 ～	9：30 ～	自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校）

（注）１　集合時刻は、各高等学校の事情により多少繰り上げることがある。

２　第１時限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

(6) 実施場所

志願先高等学校

(7) 合格者の決定

ア 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

イ 高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

ウ 学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

なお、高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ147～Ｐ151）のとおりである。

エ 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

オ 志願者から自己申告書（５(1)イを参照）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(8) 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を３月 17 日（水）に行う。

５ 特別措置の申請、県外等からの出願等

(1) 特別措置の申請等

ア 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を３(2)の期間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、３(2)の期間内に、志願先高等学校長に直接持参により提出する。

志願先高等学校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを速やかに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議する。

イ 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第５号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後５年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、３(2)の期間内に、志願先高等学校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、３(2)の期間内に、志願先高等学校長に直接持参により提出する。

(2) 県外等からの出願

ア 県外等からの出願

一次選抜又は帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜において県外等からの出願許可を受けていた者は、インターネット出願システムで３(3)アの出願登録を行うことにより志願先高等学校長に当該許可の内容が伝達されるため、別途手続を行うことを要しない。

イ 評定（成績評点）集計表の作成

出身中学校長は、県外からの志願者に係る評定（成績評点）集計表について、様式第２－２号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定（成績評点）集計表の様式によって提出することができる。

第４　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）

１　募集

(1)　出願資格

次のア又はイのいずれかに該当する者が出願できる。

ア　「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で第１の１(1)（Ｐ25）に定める出願資格のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、原則として次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当する者

(ｱ)　海外在住期間が２年以上３年未満で、帰国後の期間が１年以内の者

(ｲ)　海外在住期間が３年以上４年未満で、帰国後の期間が２年以内の者

(ｳ)　海外在住期間が４年以上９年未満で、帰国後の期間が３年以内の者

(ｴ)　海外在住期間が９年以上で、帰国後の期間が６年以内の者

イ　外国籍を有する者で、第１の１(1)（Ｐ25）に定める出願資格のア又はイのいずれかに該当し、かつ、原則として、入国後の在日期間が６年以内の者

(2)　定員

入学定員外で各高等学校２人以内

２　出願

(1)　方式

ア　志願者は、県立高等学校学則及び市通学区域規則により就学することができるものと定められた高等学校に出願することができる。就学することができるものと定められた高等学校の通学区域は次のとおりである。

区　分	通　学　区　域
県立三次高等学校 県立広島高等学校	広島県一円
福山市立福山高等学校	広島県一円

イ　志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、一次選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

ウ　イにかかわらず、併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の志願者は、併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、併設型高等学校を除く帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、定時制の課程の一次選抜及びフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜のいずれか一つについて、同時に出願することができる。ただし、３(11)（Ｐ51）に留意すること。

(2)　期間

ア　出願登録

(ｱ)　志願者登録・中学校確認登録

令和９年１月５日（火）から１月 18 日（月）16 時まで

出身中学校長が書類を郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、１月 15 日（金）までに必着するよう提出すること。

(ｲ)　高等学校確認登録

令和９年１月 19 日（火）から１月 22 日（金）正午まで

イ　調査書等提出

令和９年１月 25 日（月）から１月 29 日（金）正午まで

(3)　手続

ア　出願登録

(ｱ)　志願者

a　必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。

b　入学者選抜料の納付

志願者は、１月 18 日（月）16 時までに、入学者選抜料（2,200 円）を納付する。納付方法は、県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会が別に定める。

c　書類の提出

志願者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

①　海外在住状況説明書（様式第６号）

②　健康診断書（別紙１（Ｐ109）により調査書情報に替え成績証明書を提出する者に限る。）

(ｲ)　出身中学校長

a　確認登録

出身中学校長は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b　入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、１月 18 日（月）16 時までに、志願者が入学者選抜料（2,200 円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

c　書類の提出

出身中学校長は、志願者から提出された海外在住状況説明書の記載事項に誤りがないことを確認の上、(2)ア(ｱ)の期間内に、志願先高等学校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、(2)ア(ｲ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

イ　調査書等提出

(ｱ)　出身中学校長

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、①から③までの書類を(2)イの期間内に、志願先高等学校長に提出する。

①及び②についてはインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、１月 28 日（木）までに必着するよう提出すること。

また、③については、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、１月 28 日（木）までに必着するよう提出すること。

なお、令和８年３月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

①　施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

調査書情報の作成方法等は、別紙１（Ｐ109～Ｐ110）による。

なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

② 評定（成績評点）集計表（様式第２号）

志願先高等学校に１部提出する。

なお、様式第２号の作成方法等は、Ｐ122～Ｐ123 による。

③ 健康診断書（別紙１（Ｐ109）により調査書情報に替え成績証明書を提出する者に限る。）

(ｲ) 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

ウ 受検票の作成及び印刷

(ｱ) 受検票の作成

志願先高等学校長は、(2)ア(ｲ)の高等学校確認登録期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。志願先高等学校長は、承認登録を行った後、令和９年１月 29 日（金）正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(ｲ) 受検票の印刷

志願者は、志願先高等学校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

エ 志願者数の公表

各高等学校長は、１月 22 日（金）正午の志願者数を同日 16 時 30 分に各高等学校の学校ホームページへの掲載により公表する。

３ 選抜

(1) 方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、福山市立高等学校の場合は「令和９年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2) 学力検査

ア 自校作成問題による学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 自校作成問題による学力検査の実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。

ウ 自校作成問題による学力検査の実施時間及び配点は、次のとおりである。

実 施 校	実施時間	配点
県立三次高等学校	各教科 50 分	各教科 100 点
県立広島高等学校	国語 50 分、数学 60 分、英語 50 分	各教科 100 点
福山市立福山高等学校	各教科 50 分	各教科 100 点

（注）英語については、放送による聞き取り検査も実施する。

エ 学力検査受検上の留意事項は、別紙２（Ｐ111）による。

オ １(1)イの出願資格により受検する者の自校作成問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。

(3) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。各高等学校長が定める自己表現の配点は、付表１（Ｐ151）のとおりである。

ウ 自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

(4)　面接

志願者全員に対して面接を実施する。

(5)　学校独自検査

高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目及び配点は、付表１（Ｐ151）のとおりである。

実技検査等の評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(6)　実施期日及び時間割等

ア　実施期日

令和９年２月３日（水）から２月４日（木）まで

イ　時間割等

高等学校長が別に定める。

(7)　実施場所

志願先高等学校

(8)　合格者の決定

ア　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

イ　高等学校長は、学力検査、自己表現及び面接の結果並びに出願書類に基づいて総合的に判断して決定する。

ウ　学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(9)　合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を２月 12 日（金）に行う。

(10)　繰上げ合格の実施

高等学校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰り上げて合格者を決定することができる。

なお、繰上げ合格を実施する場合、高等学校長は、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(11)　「併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜」に加えて、「併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、併設型高等学校を除く帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、定時制の課程の一次選抜及びフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜のいずれか一つ」に出願している場合の扱い

Ⅰの第１の３(12)（Ｐ29）による。

４　特別措置の申請、県外等からの出願等

(1)　特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者（ただし、１(1)イの出願資格により志願する者を除く。）、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

ア　点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を令和８年 11 月 20 日（金）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

イ　機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和８年 11 月 20 日（金）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

ウ　発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和８年 12 月 23 日（水）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

エ　アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を２(2)ア(ｱ)の期間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

志願先高等学校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを令和９年１月 22 日（金）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議する。

(2)　県外等からの出願

県外等からの出願の手続は次による。

ア　教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から③までのいずれかに該当する者は、出願登録前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に対して県外等からの出願許可の申請を行い、許可を受けなければならない。

①　県立高等学校学則第 13 条第４項の規定により県立高等学校を志願する者及び福山市立高等学校の通学区域に関する規則第４条によって福山市立高等学校を志願する者

②　出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者

③　その他②に準ずる者

(ｱ)　申請期間

令和８年 12 月２日（水）から 12 月 23 日（水）正午まで

(ｲ)　申請

a　志願者

志願者は、(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項の入力及び別表第１（Ｐ116）の必要書類の添付を行い、出身中学校長の確認登録を受ける。

b　出身中学校長

出身中学校長は、(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで出身中学校長意見書（様式第 22 号）を添付し、確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項及び添付された必要書類に誤りがないことを確認すること。

(ｳ)　結果の通知

志願者及び出身中学校長に結果を通知する。

(ｴ)　その他

(ｱ)の申請期限後に、保護者の転勤等が生じたため、教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、(ｱ)の申請期限を令和９年１月８日（金）正午までとする。

イ　教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和９年１月５日（火）現在単身赴任などで志願先高等学校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書、出身中

学校長意見書（様式第 22 号）を志願先高等学校長に提出する。

この提出は、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書については、２(3)ア(ｱ) a の志願者による必要事項の入力の際に、出身中学校長意見書については、２(3)ア(ｲ) a の出身中学校長による確認登録の際に、それぞれインターネット出願システムに添付することにより行うものとする。

ウ　評定（成績評点）集計表の作成

出身中学校長は、県外からの志願者に係る評定（成績評点）集計表について、様式第２号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定（成績評点）集計表の様式によって提出することができる。

(3)　やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事　由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

ア　手続

(ｱ)　志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

①　追検査受検願（様式第７号）

②　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

(ｲ)　出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和９年２月５日（金）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

①　追検査受検願（様式第７号）

②　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

③　追検査受検願提出者名簿（様式第８号）

出身中学校長は、(ｳ)により交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を追検査受検希望者に交付する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を交付する。

イ　選抜

(ｱ)　検査方法

令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各高等学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(ｲ)　実施期日及び時間割等

a　実施期日

令和９年２月９日（火）

b　時間割等

実施校の高等学校長が別に定める。

(ｳ)　実施場所

志願先高等学校

(ｴ)　合格者の決定

a　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

b　高等学校長は、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

c　合格者は帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の定員に含めて決定する。

(ｵ)　合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を２月 12 日（金）に行う。

(4)　その他

選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

第５　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）

１　募集

(1)　出願資格

次のア又はイのいずれかに該当する者が出願できる。

ア　「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で第２の１(1)（Ｐ34）に定める出願資格のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、原則として次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当する者

(ｱ)　海外在住期間が２年以上３年未満で、帰国後の期間が１年以内の者

(ｲ)　海外在住期間が３年以上４年未満で、帰国後の期間が２年以内の者

(ｳ)　海外在住期間が４年以上９年未満で、帰国後の期間が３年以内の者

(ｴ)　海外在住期間が９年以上で、帰国後の期間が６年以内の者

イ　外国籍を有する者で、第２の１(1)（Ｐ34）に定める出願資格のア又はイのいずれかに該当し、かつ、原則として、入国後の在日期間が６年以内の者

(2)　定員

入学定員外で各高等学校２人以内

２　出願

(1)　方式

ア　志願者は、県立高等学校学則及び市通学区域規則により就学することができるものと定められた高等学校に出願することができる。就学することができるものと定められた高等学校の通学区域は次のとおりである。

区　分	通　学　区　域
県立高等学校	広島県一円
広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）	広島市内全域
広島市立高等学校の普通科におけるコース	広島県一円
呉市立呉高等学校	広島県一円

イ　志願者は、原則として、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、一次選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

ウ　イにかかわらず、併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の志願者は、併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、併設型高等学校を除く帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、定時制の課程の一次選抜及びフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜のいずれか一つについて、同時に出願することができる。ただし、３(11)（Ｐ60）に留意すること。

エ　イにかかわらず、同一高等学校内で、学科によっては、その学科内の第３志望まで併願を認めることができる。

オ　イにかかわらず、普通科におけるコースを設置している高等学校にあっては、普通科と普通科におけるコースとの併願を認めることができる。

なお、この併願の方法については、高等学校長が定める。

(2)　期間

ア　出願登録

(ｱ)　志願者登録・中学校確認登録

令和９年１月 21 日（木）から２月２日（火）16 時まで

出身中学校長が書類を郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、２月１日（月）までに必着するよう提出すること。

(ｲ)　高等学校確認登録

令和９年２月３日（水）から２月８日（月）正午まで

イ　志願変更

令和９年２月 10 日（水）から２月 17 日（水）正午まで

ウ　調査書等提出

令和９年２月 10 日（水）から２月 18 日（木）正午まで

(3)　手続

ア　出願登録

(ｱ)　志願者

a　必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。

b　入学者選抜料の納付

志願者は、２月 17 日（水）正午までに、入学者選抜料（2,200 円）を納付する。納付方法は、県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会が別に定める。

なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

c　書類の提出

志願者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

①　海外在住状況説明書（様式第６号）

②　健康診断書（別紙１（Ｐ109）により調査書情報に替え成績証明書を提出する者に限る。）

(ｲ)　出身中学校長

a　確認登録

出身中学校長は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b　入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、２月 17 日（水）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200 円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

c　書類の提出

出身中学校長は、志願者から提出された海外在住状況説明書の記載事項に誤りがないことを確認の上、(2)ア(ｱ)の期間内に、志願先高等学校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、(2)ア(ｲ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

イ　志願変更

志願者は、１回に限り志願した高等学校、課程又は学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を行うことができる。ただし、出願取下げを行った後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）に再び出願することはできない。

志願変更を行う場合は、(2)イの期間内に、次により出願取下げ及び志願変更申請を行う。

(ｱ)　志願者

a　出願取下げ

志願変更を希望する者は、インターネット出願システムで出願取下げを行い、出身中学校長の承認を受ける。

b　志願変更申請

志願変更を希望する者は、志願先高等学校長が出願取下げの承認（(ｳ) a を参照）を行った後、インターネット出願システムで必要事項を入力し、ア(ｱ)の手続に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c　書類の訂正及び提出

志願変更を希望する者は、出身中学校長を経由して返却された書類（(ｳ) b を参照）の高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(ｲ)　出身中学校長

a　出願取下げの承認

出身中学校長は、志願者の出願取下げに誤りがないことを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b　志願変更の確認登録

出身中学校長は、ア(ｲ)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c　書類の返却及び提出

出身中学校長は、志願先高等学校長から返却された書類（(ｳ) b を参照）を受け取り、志願変更を希望する者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

(ｳ)　志願先高等学校長

a　出願取下げの承認

志願先高等学校長は、志願者の出願取下げが適正であることを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b　書類の返却

志願先高等学校長は、志願変更をする者の海外在住状況説明書、入学者選抜に関する特別措置願（４(1)（Ｐ60）を参照）、その他書類を、自校において、出身中学校長に直接返却する。

(ｴ)　志願変更先高等学校長

志願変更先高等学校長は、ア(ｳ)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

ウ　調査書等提出

(ｱ)　出身中学校長

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、①から③までの書類を(2)ウの期間内に、志願先高等学校長に提出する。

①及び②についてはインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、

簡易書留郵便により、２月 17 日（水）までに必着するよう提出すること。

また、③については、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、２月 17 日（水）までに必着するよう提出すること。

なお、令和８年３月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

①　施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

調査書情報の作成方法等は、別紙１（Ｐ109～Ｐ110）による。

なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

②　評定（成績評点）集計表（様式第２－２号）

志願先高等学校に１部提出する。

なお、様式第２－２号の作成方法等は、Ｐ122～Ｐ123 による。

③　健康診断書（別紙１（Ｐ109）により調査書情報に替え成績証明書を提出する者に限る。）

(ｲ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

エ　受検票の作成及び印刷

(ｱ)　受検票の作成

志願先高等学校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。志願先高等学校長は、承認登録を行った後、令和９年２月 18 日（木）正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(ｲ)　受検票の印刷

志願者は、志願先高等学校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ　志願者数の公表

次の志願者数の公表を各高等学校（本校・分校）の学校ホームページへの掲載により行う。

(ｱ)　各高等学校長は、２月８日（月）正午現在の志願者数を同日 15 時に公表する。

(ｲ)　各高等学校長は、２月 10 日（水）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 12 日（金）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 15 日（月）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 16 日（火）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 17 日（水）正午の志願者数を同日 15 時にそれぞれ公表する。

３　選抜

(1)　方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、広島市立高等学校の場合は「広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針」に、呉市立高等学校の場合は「令和９年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2)　一般学力検査

ア　一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ　一般学力検査の実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。

ウ　一般学力検査は、各教科 50 点満点とする。

エ　高等学校長が必要と認める場合は、県立高等学校においては県教育委員会、市立高等学校においては市教育委員会と協議の上、一般学力検査問題に替えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

自校作成問題による学力検査を実施する高等学校の学科・コース、その実施教科等は付表１（P147～P151）のとおりである。

オ　一般学力検査問題は、県教育委員会において作成する。

カ　一般学力検査受検上の留意事項は、別紙２（P111）による。

キ　１(1)イの出願資格により受検する者の一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する（エの自校作成問題による学力検査を含む。）。

(3)　自己表現

ア　自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ　自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。各高等学校長が定める自己表現の配点は、付表１（P147～P151）のとおりである。

ウ　自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（P112～P115）による。

(4)　作文及び面接

志願者全員に対して作文及び面接を実施する。

(5)　学校独自検査

ア　小論文及び実技検査等

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、小論文及び実技検査等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目及び配点は、付表１（P147～P151）のとおりである。

実技検査等の評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

イ　自校作成問題による学力検査

高等学校長が必要と認める場合は、県立高等学校においては県教育委員会、市立高等学校においては市教育委員会と協議の上、一般学力検査問題に加えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

自校作成問題による学力検査を実施する高等学校の学科・コース、その実施教科等は付表１（P147～P151）のとおりである。

なお、１(1)イの出願資格により受検する者の自校が作成した検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。

(6)　実施期日及び時間割等

<table>
<tr><td colspan="3">２月 24 日（水）</td><td>２月 25 日（木）</td><td>２月 26 日（金）</td></tr>
<tr><td>時　限</td><td>時　刻</td><td>検査教科等</td><td>検　査　等</td><td>検　査　等</td></tr>
<tr><td></td><td>8：40
9：00</td><td>集合・注意</td><td rowspan="6">自己表現
及び
学校独自検査
（実施する高等学校）</td><td rowspan="6">予備日

（自己表現
及び
学校独自検査
（実施する高等学校））</td></tr>
<tr><td>第１時限</td><td>9：10
10：00</td><td>国　　語</td></tr>
<tr><td>第２時限</td><td>10：20
11：10</td><td>作　　文</td></tr>
<tr><td>第３時限</td><td>11：30
12：20</td><td>数　　学</td></tr>
<tr><td>第４時限</td><td>13：10
14：00</td><td>面　　接</td></tr>
<tr><td>第５時限</td><td>14：20
15：10</td><td>英　　語</td></tr>
</table>

（注）１　第１日の集合時刻は、各高等学校の事情により多少繰り上げることがある。
２　第２日及び第３日の時間割等は高等学校長が定める。
３　第１日の英語については、放送による聞き取り検査も実施する。

(7)　実施場所
志願先高等学校

(8)　合格者の決定
ア　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。
イ　高等学校長は、一般学力検査、自己表現、作文及び面接の結果並びに出願書類に基づいて総合的に判断して決定する。
ウ　学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(9)　合格者の発表
高等学校長は、合格者の発表を３月８日（月）に行う。

(10) 繰上げ合格の実施
高等学校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰り上げて合格者を決定することができる。
なお、繰上げ合格を実施する場合、高等学校長は、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(11) 「併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜」に加えて、「併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、併設型高等学校を除く帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、定時制の課程の一次選抜及びフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜のいずれか一つ」に出願している場合の扱い
Ⅰの第１の３(12)（Ｐ29）による。

４　特別措置の申請、県外等からの出願等

(1)　特別措置の申請
志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者（ただし、１(1)イの出願資格により志願する者を除く。）、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。
ア　点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を令和８年 12 月１日（火）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。
イ　機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和８年 12 月１日（火）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。
ウ　発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和９年１月８日（金）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。
エ　アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３

号）を２(2)ア(ｱ)の期間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

志願先高等学校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを２月８日（月）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議する。

(2)　県外等からの出願

県外等からの出願の手続は次による。

ア　教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から③までのいずれかに該当する者は、出願登録前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に対して県外等からの出願許可の申請を行い、許可を受けなければならない。

ただし、併設型高等学校に出願する者が、第１の４(2)ア(ｱ)（Ｐ31）又は第４の４(2)ア(ｱ)（Ｐ52）に定める申請期間内に所定の手続を行った場合は、重ねてこの手続を行うことを必要としない。

①　県立高等学校学則第 13 条第４項の規定により県立高等学校（特定校を含む。）を志願する者、広島市立高等学校の通学区域に関する規則第５条各号のいずれかの規定により広島市立高等学校を志願する者

②　出願時において、保護者の住所が広島県外（ただし、広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）に志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域外）にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内（ただし、広島市立高等学校（普通科におけるコースを除く。）に志願する場合にあっては志願先高等学校の通学区域内）に保護者が居住する予定の者

③　その他②に準ずる者

(ｱ)　申請期間

令和８年 12 月２日（水）から令和９年１月８日（金）正午まで

(ｲ)　申請

a　志願者

志願者は、(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項の入力及び別表第１（Ｐ116）の必要書類の添付を行い、出身中学校長の確認登録を受ける。

b　出身中学校長

出身中学校長は、(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで出身中学校長意見書（様式第 22 号）を添付し、確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項及び添付された必要書類に誤りがないことを確認すること。

(ｳ)　結果の通知

志願者及び出身中学校長に結果を通知する。

なお、(ｲ)の申請で県外等からの出願許可を受けた者については、インターネット出願システムで２(3)アの出願登録を行うことにより志願先高等学校長に、２(3)イの志願変更を行うことにより志願変更先高等学校長に当該許可の内容が伝達されるため、別途許可書の提出等を行うことを要しない。

(ｴ)　その他

a　(ｱ)の申請期限後に、保護者の転勤等が生じた、又は特定校への出願を希望することとなったため、教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、(ｱ)の申請期限を２月１日（月）正午までとし、出願登録期限は２月 17 日（水）正午までとする。

なお、２月２日（火）16 時までに出願登録を行った場合は、志願変更を行うことができる。

また、２月１日（月）正午以降は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

b　県外等からの出願許可を受けて志願先高等学校へ出願登録を行った後、志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、２月 10 日（水）正午までに(ｲ)の申請を当該教育委員会に対して行い、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

c　許可の時期については、別に定める。

イ　教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和９年１月 21 日（木）現在単身赴任などで志願先高等学校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書、出身中学校長意見書（様式第 22 号）を志願先高等学校長に提出する。

この提出は、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書については、２(3)ア(ｱ) a の志願者による必要事項の入力の際に、出身中学校長意見書については、２(3)ア(ｲ) a の出身中学校長による確認登録の際に、それぞれインターネット出願システムに添付することにより行うものとする。

ウ　評定（成績評点）集計表の作成

出身中学校長は、県外からの志願者に係る評定（成績評点）集計表について、様式第２－２号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定（成績評点）集計表の様式によって提出することができる。

(3)　やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事　由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

ア　手続

(ｱ)　志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

①　追検査受検願（様式第７号）

②　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

(ｲ)　出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和９年３月１日（月）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

①　追検査受検願（様式第７号）

②　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

③　追検査受検願提出者名簿（様式第８号）

出身中学校長は、(ｳ)により交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を追検査受検希望者に交付する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を交付する。

イ　選抜

(ｱ)　検査方法

令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各高等学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(ｲ)　実施期日及び時間割等

a　実施期日

令和９年３月３日（水）

b　時間割等

実施校の高等学校長が別に定める。

(ｳ)　実施場所

志願先高等学校

(ｴ)　合格者の決定

a　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

b　高等学校長は、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

c　合格者は帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の定員に含めて決定する。

(ｵ)　合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を３月８日（月）に行う。

(4)　その他

選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

第６　連携型中高一貫教育に関する選抜

１　実施校

県立高等学校学則に定める連携型高等学校（県立加計高等学校、県立加計高等学校芸北分校、県立御調高等学校、県立油木高等学校及び県立賀茂北高等学校）において実施する。

２　募集

(1)　出願資格

県立高等学校学則に定める連携型中学校（安芸太田町立加計中学校、安芸太田町立安芸太田中学校、北広島町立芸北中学校、尾道市立御調中学校、神石高原町立神石高原中学校、神石高原町立三和中学校又は東広島市立豊栄中学校）を令和９年３月に卒業する見込みの者で、次の条件を満たす者とする。

ア　当該学校を志望する動機・理由が明白かつ適切であること。

イ　当該学校に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。

(2)　定員

入学定員の範囲内で、高等学校長が定める。

３　出願

(1)　方式

ア　志願者は、県立高等学校学則に定める当該連携型高等学校に出願することができる。各連携型中学校に係る当該連携型高等学校は次のとおりである。

連携型高等学校名	連携型中学校名
県立加計高等学校	安芸太田町立加計中学校 安芸太田町立安芸太田中学校
県立加計高等学校芸北分校	北広島町立芸北中学校
県立御調高等学校	尾道市立御調中学校
県立油木高等学校	神石高原町立神石高原中学校 神石高原町立三和中学校
県立賀茂北高等学校	東広島市立豊栄中学校

イ　志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

(2)　期間

ア　出願登録

(ｱ)　志願者登録・中学校確認登録

令和９年１月 21 日（木）から２月２日（火）16 時まで

(ｲ)　高等学校確認登録

令和９年２月３日（水）から２月８日（月）正午まで

イ　調査書等提出

令和９年２月 10 日（水）から２月 18 日（木）正午まで

中学校長が書類を郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、２月 17 日（水）までに必着するよう提出すること。

(3) 手続

ア 出願登録

(ｱ) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、中学校長の確認登録を受ける。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、２月 17 日（水）正午までに、入学者選抜料（2,200 円）を納付する。納付方法は、県教育委員会が別に定める。

(ｲ) 中学校長

a 確認登録

中学校長は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

中学校長は、２月 17 日（水）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200 円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

(ｳ) 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、(2)ア(ｲ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

イ 調査書等提出

(ｱ) 志願者

志願者は、中高連携した学習のまとめ（様式は高等学校長が別に定める。）を記入し、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ｲ) 中学校長

中学校長は、次の①から③までの書類を(2)イの期間内に、志願先高等学校長に提出する。

①については持参又は簡易書留郵便により、②及び③についてはインターネット出願システムにより提出する。ただし、②において成績証明書を提出する場合は、持参又は簡易書留郵便により提出する。

① 中高連携した学習のまとめ

② 施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

調査書情報の作成方法等は、別紙１（Ｐ109～Ｐ110）による。

なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

③ 評定（成績評点）集計表（様式第２－２号）

志願先高等学校に１部提出する。

なお、様式第２－２号の作成方法等は、Ｐ122～Ｐ123 による。

(ｳ) 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

ウ 受検票の作成及び印刷

(ｱ) 受検票の作成

志願先高等学校長は、２月 17 日（水）正午以降に、インターネット出願システムで承認登録を行う。志願先高等学校長は、承認登録を行った後、２月 18 日（木）正午までに受検番号の採

番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(ｲ) 受検票の印刷

志願者は、志願先高等学校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

エ 志願者数の公表

各高等学校長は、各高等学校（本校・分校）の学校ホームページへの掲載により、２月８日（月）正午の志願者数を同日 15 時に公表する。

４ 選抜

(1) 方針

選抜は、「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。各高等学校長が定める自己表現の配点は、付表１（Ｐ151）のとおりである。

ウ 自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

(3) 学校独自検査

高等学校長は、中高連携した教育の特色に応じ、面接、作文及び小論文等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目及び配点は、付表１（Ｐ151）のとおりである。

面接等の評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(4) 実施期日及び時間割等

ア 実施期日

令和９年２月 25 日（木）から２月 26 日（金）まで

イ 時間割等

実施校の高等学校長が別に定める。

(5) 実施場所

志願先高等学校

(6) 合格者の決定

ア 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

イ 中高連携した学習のまとめ、調査書及び自己表現の配点の比重は１：１：１とし、中高連携した学習のまとめ、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

ウ 学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

なお、高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ151）のとおりである。

エ 志願者から自己申告書（５(1)イ（Ｐ67）を参照）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(7) 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を３月８日（月）に行う。

5 特別措置の申請等

(1) 特別措置の申請等

ア 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

(ｱ) 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和９年１月８日（金）までに中学校長を経由して県教育委員会に提出し許可を得る。

(ｲ) (ｱ)以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を３(2)ア(ｱ)の期間内に、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

志願先高等学校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを２月８日(月)までに県教育委員会に提出し協議する。

イ 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者は、自己申告書（様式第５号）を本人が記入し、提出することができる。

志願者は、封をした上で、中学校長に提出する。中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、３(2)イの期間内に、志願先高等学校長にこれを提出する。

(2) やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず連携型中高一貫教育に関する選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事　由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

ア 手続

(ｱ) 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 追検査受検願（様式第７号）

② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

(ｲ) 中学校長

中学校長は、次の①から③の書類を令和９年３月１日（月）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

① 追検査受検願（様式第７号）

② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

③ 追検査受検願提出者名簿（様式第８号）

中学校長は、(ｳ)により交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を追検査受検希望者に交付する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を交付する。

イ　選抜

(ｱ)　検査方法

令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各高等学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(ｲ)　実施期日及び時間割等

a　実施期日

令和９年３月３日（水）

b　時間割等

実施校の高等学校長が別に定める。

(ｳ)　実施場所

志願先高等学校

(ｴ)　合格者の決定

a　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

b　高等学校長は、中高連携した学習のまとめ、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

c　追検査受検者から自己申告書（様式第５号）が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

d　合格者は連携型中高一貫教育に関する選抜の定員に含めて決定する。

(ｵ)　合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を３月８日（月）に行う。

(3)　その他

選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

Ⅱ　定 時 制 の 課 程

Ⅱ　定時制の課程

第１　一次選抜

１　募集

(1)　出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア　中学校を卒業した者

イ　令和９年３月に中学校を卒業する見込みの者

ウ　施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

エ　令和９年３月に施行規則第 95 条第１号又は第２号に規定する課程を修了する見込みの者

オ　日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を令和９年３月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和９年３月 31 日までに満 15 歳以上に達する者

(2)　定員

県立高等学校の定員は、県教育委員会が別に定める当該学科の入学定員（以下「入学定員」という。）と同じ人数とする。ただし、秋季入学のための選抜を実施する高等学校にあっては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数とする。

市立高等学校の定員についても、県立高等学校の場合と同じ取扱いとする。

２　出願

(1)　方式

ア　通学区域は広島県一円である。

イ　志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科を併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

ウ　イにかかわらず、併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の志願者は、併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、併設型高等学校を除く帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、定時制の課程の一次選抜及びフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜のいずれか一つについて、同時に出願することができる。ただし、３(11)（Ｐ73）に留意すること。

エ　イにかかわらず、同一高等学校内で、学科によっては、その学科内（午前部、午後部、夜間部を含む。）の第３志望まで併願を認めることができる。

(2)　期間

ア　出願登録

(ｱ)　志願者登録・中学校確認登録

令和９年１月 21 日（木）から２月２日（火）16 時まで

(ｲ)　高等学校確認登録

令和９年２月３日（水）から２月８日（月）正午まで

イ　志願変更

令和９年２月 10 日（水）から２月 17 日（水）正午まで

ウ　調査書等提出

令和９年２月 10 日（水）から２月 18 日（木）正午まで

(3)　手続

ア　出願登録

(ｱ) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を志願先高等学校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、２月 17 日（水）正午までに、入学者選抜料（950 円）を納付する。納付方法は、県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会が別に定める。

なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

(ｲ) 出身中学校長

a 確認登録

出身中学校長は、(2)ア(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、２月 17 日（水）正午までに、志願者が入学者選抜料（950 円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

(ｳ) 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、(2)ア(ｲ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

イ 志願変更

志願者は、１回に限り志願した高等学校、課程又は学科（同一学科内の学科、午前部、午後部、夜間部を含む。）の志願変更を行うことができる。ただし、出願取下げを行った後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（同一学科内の学科、午前部、午後部、夜間部を含む。）に再び出願することはできない。

志願変更を行う場合は、(2)イの期間内に、次により出願取下げ及び志願変更申請を行う。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ｱ) 志願者

a 出願取下げ

志願変更を希望する者は、インターネット出願システムで出願取下げを行い、出身中学校長の承認を受ける。

b 志願変更申請

志願変更を希望する者は、志願先高等学校長が出願取下げの承認（(ｳ) a （Ｐ71）を参照）を行った後、インターネット出願システムで必要事項を入力し、ア(ｱ)の手続に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

志願変更を希望する者は、出身中学校長を経由して返却された書類（(ｳ) b（Ｐ71）を参照）がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(ｲ) 出身中学校長

a 出願取下げの承認

出身中学校長は、志願者の出願取下げに誤りがないことを確認の上、インターネット出願

システムで承認を行う。

b　志願変更の確認登録

出身中学校長は、ア(ｲ)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c　書類の返却及び提出

出身中学校長は、志願先高等学校長から返却された書類（(ｳ) b を参照）がある場合には、それを受け取り、志願変更を希望する者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

(ｳ)　志願先高等学校長

a　出願取下げの承認

志願先高等学校長は、志願者の出願取下げが適正であることを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b　書類の返却

志願先高等学校長は、志願変更をする者の入学者選抜に関する特別措置願（４(1)ア（P74）を参照）、卒業証明書、その他書類がある場合には、自校において、それを出身中学校長等に直接返却する。

(ｴ)　志願変更先高等学校長

志願変更先高等学校長は、ア(ｳ)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

ウ　調査書等提出

(ｱ)　出身中学校長

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、志願先高等学校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により２月 17 日（水）までに必着するよう提出すること。また、令和８年３月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

①　施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

調査書情報の作成方法等は、別紙１（P109～P110）による。

なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

②　評定（成績評点）集計表（様式第２－２号）

志願先高等学校に１部提出する。

なお、様式第２－２号の作成方法等は、P122～P123 による。

(ｲ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

エ　受検票の作成及び印刷

(ｱ)　受検票の作成

志願先高等学校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。志願先高等学校長は、承認登録を行った後、令和９年２月 18 日（木）正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(ｲ)　受検票の印刷

志願者は、志願先高等学校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ　志願者数の公表

次の志願者数の公表を各高等学校の学校ホームページへの掲載により行う。

(ｱ) 各高等学校長は、２月８日（月）正午現在の志願者数を同日 15 時に公表する。

(ｲ) 各高等学校長は、２月 10 日（水）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 12 日（金）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 15 日（月）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 16 日（火）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、２月 17 日（水）正午の志願者数を同日 15 時にそれぞれ公表する。

３ 選抜

(1) 方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、尾道市立高等学校の場合は「令和９年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2) 一般学力検査

ア 一般学力検査は、作文及び面接による受検願を提出した者（４(1)ウ（Ｐ74）を参照）を除く志願者に対して行う。

イ 一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。

ウ 一般学力検査は、各教科 50 点満点とする。

エ 一般学力検査問題は、県教育委員会において作成する。

オ 一般学力検査受検上の留意事項は、別紙２（Ｐ111）による。

(3) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。各高等学校長が定める自己表現の配点は、付表１（Ｐ152）のとおりである。

ウ 自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

(4) 学校独自検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目及び配点は、付表１（Ｐ152）のとおりである。

面接及び実技検査等の評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(5) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者については、学校独自検査で面接を実施する高等学校以外においても面接を実施する。

(6) 実施期日及び時間割等

<table>
<tr><td colspan="3">２月 24 日（水）</td><td>２月 25 日（木）</td><td>２月 26 日（金）</td></tr>
<tr><td>時　限</td><td>時　刻</td><td>検査教科等</td><td>検　査　等</td><td>検　査　等</td></tr>
<tr><td></td><td>8：40
9：00</td><td>集合・注意</td><td rowspan="6">自己表現
及び
学校独自検査
（実施する高等学校）</td><td rowspan="6">予備日

（自己表現
及び
学校独自検査
（実施する高等学校））</td></tr>
<tr><td>第１時限</td><td>9：10
10：00</td><td>国　　語</td></tr>
<tr><td>第２時限</td><td>10：20
11：10</td><td>社　　会</td></tr>
<tr><td>第３時限</td><td>11：30
12：20</td><td>数　　学</td></tr>
<tr><td>第４時限</td><td>13：10
14：00</td><td>理　　科</td></tr>
<tr><td>第５時限</td><td>14：20
15：10</td><td>英　　語</td></tr>
</table>

（注）１　第１日の集合時刻は、各高等学校の事情により多少繰り上げることがある。
２　第２日及び第３日の時間割等は高等学校長が定める。
３　第１日の英語については、放送による聞き取り検査も実施する。

(7)　実施場所
志願先高等学校

(8)　合格者の決定
ア　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。
イ　特色枠による選抜
高等学校長は、各高等学校、課程、学科の特色に応じ、入学定員の 50%以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。
(ｱ)　高等学校長は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。
高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ152）のとおりである。
(ｲ)　一般学力検査及び調査書について、高等学校長は、各高等学校、課程、学科の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。
傾斜配点等を実施する高等学校の学科及び教科・倍率については、付表１（Ｐ152）のとおりである。
ウ　一般枠による選抜
一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は６：２：２とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。
なお、一般学力検査について、高等学校長は、各高等学校、課程、学科の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。
傾斜配点を実施する高等学校の学科及び教科・倍率については、付表１（Ｐ152）のとおりである。
エ　特色枠による選抜を実施した高等学校にあっては、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。
オ　学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
なお、高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ152）のとおりである。
カ　中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
キ　志願者から自己申告書（４(1)イ（Ｐ74）を参照）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(9)　合格者の発表
高等学校長は、合格者の発表を３月８日（月）に行う。

(10)　繰上げ合格の実施
高等学校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰り上げて合格者を決定することができる。
なお、繰上げ合格を実施する場合、高等学校長は、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(11)　「併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜」に加えて、「併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、併設型高等学校を除く帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、定時制の課程の一次選抜及びフレキシブル課程

（定時制・通信制）の一次選抜のいずれか一つ」に出願している場合の扱い
Ⅰの第１の３(12)（Ｐ29）による。

４　特別措置の申請、県外等からの出願等

(1)　特別措置の申請等

ア　特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ｱ)　点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を令和８年 12 月１日（火）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(ｲ)　機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和８年 12 月１日（火）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(ｳ)　発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和９年１月８日（金）までに出身中学校長を経由して、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に提出し許可を得る。

(ｴ)　「外国籍を有する者で、１(1)に定める出願資格のア又はイのいずれかに該当し、かつ、原則として入国後の在日期間が６年以内の者」で、社会及び理科の一般学力検査に代えて作文及び面接による受検（以下、「外国人生徒を対象とした特別措置による受検」という。）を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）及び海外在住状況説明書（様式第６号）を２(2)ア(ｱ)の期間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。

(ｵ)　(ｱ)から(ｴ)以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を２(2)ア(ｱ)の期間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

志願先高等学校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを２月８日(月)までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議する。

イ　自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第５号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後５年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、２(2)ウの期間内に、志願先高等学校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、２(2)ウの期間内に、志願先高等学校長に直接持参により提出する。

ウ　作文及び面接による受検

令和９年４月１日現在で満 20 歳以上の志願者のうち、一般学力検査に代えて作文及び面接による受検を希望する者については、作文及び面接による受検願（様式第４号）を２(2)ア(ｱ)の期

間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、２(2)ア(ｱ)の期間内に、志願先高等学校長に直接持参により提出する。

エ 外国人生徒を対象とした特別措置による受検並びに作文及び面接による受検の実施方法等

(ｱ) 外国人生徒を対象とした特別措置による受検

外国人生徒を対象とした特別措置による受検を希望する者（ア(ｴ)を参照）については、次により選抜を実施する。

a 実施期日、検査及び時間割等

２月 24 日（水）			２月 25 日（木）	２月 26 日（金）
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8：40 9：00	集合・注意	自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校）	予備日 （自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校））
第１時限	9：10 10：00	国 語		
第２時限	10：20 11：10	作 文		
第３時限	11：30 12：20	数 学		
第４時限	13：10 14：00	面 接		
第５時限	14：20 15：10	英 語		

（注）１ 第１日の集合時刻は、各高等学校の事情により多少繰り上げることがある。

２ 第２日及び第３日の時間割等は高等学校長が定める。

３ 第１日の英語については、放送による聞き取り検査も実施する。

b 実施場所

志願先高等学校

c 合格者の決定

３(8)による。

なお、高等学校長は、作文及び面接の結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(ｲ) 作文及び面接による受検

作文及び面接による受検願を提出した志願者（ウを参照）については、次により選抜を実施する。

a 実施期日、検査及び時間割等

２月 24 日（水）			２月 25 日（木）	２月 26 日（金）
時 限	時 刻	検 査 等	検 査 等	検 査 等
	8：40 9：00	集合・注意	自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校）	予備日 （自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校））
第１時限	9：10 10：00	作 文		
第２時限	10：20～	面 接		

（注）１ 第１日の集合時刻は、各高等学校の事情により多少繰り上げることがある。

２ 第１日の面接の時間は、各高等学校の事情により変更することがある。

b　実施場所

志願先高等学校

c　合格者の決定

(a)　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

(b)　高等学校長は、作文、面接、調査書及び自己表現の結果によって総合的に判断して決定する。

(c)　学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(d)　志願者から自己申告書（様式第５号）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(2)　県外等からの出願

県外等からの出願の手続は次による。

ア　教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から④までのいずれかに該当する者は、出願登録前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に対して県外等からの出願許可の申請を行い、許可を受けなければならない。

ただし、併設型高等学校に出願する者が、Ⅰの第１の４(2)ア(ｱ)（Ｐ31）又はⅠの第４の４(2)ア(ｱ)（Ｐ52）に定める申請期間内に所定の手続を行った場合は、重ねてこの手続を行うことを必要としない。

①　県立高等学校学則第 13 条第４項の規定により県立高等学校を志願する者及び広島市立高等学校の通学区域に関する規則第５条第１号の規定により広島市立高等学校を志願する者

②　出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者

③　１(1)オにより出願する者

④　その他②に準ずる者

(ｱ)　申請期間

令和８年 12 月２日（水）から令和９年１月８日（金）正午まで

(ｲ)　申請

a　志願者

志願者は、(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項の入力及び別表第１（Ｐ116）の必要書類の添付を行い、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。

b　出身中学校長

出身中学校長は、(ｱ)の期間内に、インターネット出願システムで出身中学校長意見書（様式第 22 号）を添付し、確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項及び添付された必要書類に誤りがないことを確認すること。

(ｳ)　結果の通知

志願者及び出身中学校長に結果を通知する。

なお、(ｲ)の申請で県外等からの出願許可を受けた者については、インターネット出願システムで２(3)アの出願登録を行うことにより志願先高等学校長に、２(3)イの志願変更を行うことにより志願変更先高等学校長に当該許可の内容が伝達されるため、別途許可書の提出等を行うことを要しない。

(ｴ)　その他

a (ｱ)の申請期限後に、保護者の転勤等が生じたことによって教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、(ｱ)の申請期限を２月１日（月）正午までとし、出願登録期限は２月 17 日（水）正午までとする。

なお、２月２日（火）16 時までに出願登録を行った場合は、志願変更を行うことができる。

また、２月１日（月）正午以降は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

b 県外等からの出願許可を受けて志願先高等学校へ出願登録を行った後、志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、２月 10 日（水）正午までに(ｲ)の申請を当該教育委員会に対して行い、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

c 許可の時期については、別に定める。

イ 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和９年１月 21 日（木）現在単身赴任などで志願先高等学校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書、出身中学校長意見書（様式第 22 号）を志願先高等学校長に提出する。

この提出は、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書については、２(3)ア(ｱ) a の志願者による必要事項の入力の際に、出身中学校長意見書については、２(3)ア(ｲ) a の出身中学校長による確認登録の際に、それぞれインターネット出願システムに添付することにより行うものとする。

ウ 評定（成績評点）集計表の作成

出身中学校長は、県外からの志願者に係る評定（成績評点）集計表について、様式第２－２号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定（成績評点）集計表の様式によって提出することができる。

(3) やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

ア 手続

(ｱ) 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、①及び②の書類を志願先高等学校長に原則として保護者が直接持参により提出する。

① 追検査受検願（様式第７号）

② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

(ｲ) 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和９年３月１日（月）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないこと

を確認すること。

①　追検査受検願（様式第７号）

②　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

③　追検査受検願提出者名簿（様式第８号）

出身中学校長は、(ｳ)により交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を追検査受検希望者に交付する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類(疾病にあっては検査当日の医師の診断書)及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を交付する。

イ　選抜

(ｱ)　検査方法

令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各高等学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(ｲ)　実施期日及び時間割等

a　実施期日

令和９年３月３日（水）

b　時間割等

実施校の高等学校長が別に定める。

(ｳ)　実施場所

志願先高等学校

(ｴ)　合格者の決定

a　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

b　高等学校長は、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

c　追検査受検者から自己申告書（様式第５号）が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

d　合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

(ｵ)　合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を３月８日（月）に行う。

(4)　その他

選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

第２　二次選抜

１　実施校

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員（秋季入学のための選抜を実施する高等学校にあっては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数）に満たない高等学校の学科において実施する。

２　募集

(1)　出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

なお、一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜に出願していない場合においても、出願することができる。

また、一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に合格した者は、その合格を辞退した上で出願することができる。

ア　中学校を卒業した者

イ　令和９年３月に中学校を卒業する見込みの者

ウ　施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

エ　令和９年３月に施行規則第 95 条第１号又は第２号に規定する課程を修了する見込みの者

オ　日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を令和９年３月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和９年３月 31 日までに満 15 歳以上に達する者

(2)　定員

実施する高等学校の学科の定員は、入学定員（秋季入学のための選抜を実施する高等学校にあっては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数）から一次選抜の合格者（入学を辞退した者を除く。）の数を除いた人数とする。

３　出願

(1)　方式

ア　通学区域は広島県一円である。

イ　志願者は、広島市立広島みらい創生高等学校を除く公立の二つ以上の高等学校、課程、学科を併願することができない。また、特別支援学校高等部入学者選抜二次募集との併願もできない。

ウ　イにかかわらず、同一高等学校内で、学科によっては、その学科内（午前部、午後部、夜間部を含む。）の第３志望まで併願を認めることができる。

(2)　期間

次の期間内に出願登録及び調査書等の提出を行う。

令和９年３月 11 日（木）から３月 15 日（月）正午まで

(3)　手続

ア　出願登録

(ｱ)　志願者

a　必要事項の入力

志願者は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)の期間内に、インターネット出願システムで

必要事項を入力し、卒業証明書を志願先高等学校長に直接持参により提出すること。

b　入学者選抜料の納付

志願者は、3月15日（月）正午までに、入学者選抜料（950円）を納付する。納付方法は、県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会が別に定める。

(ｲ)　出身中学校長

a　確認登録等

出身中学校長は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者が二次選抜の出願資格を有していること及び志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b　入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、3月15日（月）正午までに、志願者が入学者選抜料（950円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、インターネット出願システムで確認登録を行う。

イ　調査書等提出

(ｱ)　出身中学校長

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)の期間内に、志願先高等学校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により3月12日（金）までに必着するよう提出すること。また、令和8年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

①　施行規則第78条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

調査書情報の作成方法等は、別紙1（P109～P110）による。

なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

②　評定（成績評点）集計表（様式第2－2号）

志願先高等学校に1部提出する。

なお、様式第2－2号の作成方法等は、P122～P123による。

(ｲ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

ウ　受検票の作成及び印刷

(ｱ)　受検票の作成

確認登録及び調査書等の受理を行った志願先高等学校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。志願先高等学校長は、承認登録を行った後、令和9年3月15日（月）15時までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(ｲ)　受検票の印刷

志願者は、志願先高等学校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

4　選抜

(1)　方針

選抜は、県立高等学校の場合は「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に、尾道市立高等学校の場合は「令和９年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。各高等学校長が定める自己表現の配点は、付表１（Ｐ152）のとおりである。

ウ 自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

(3) 学校独自検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目及び配点は、付表１（Ｐ152）のとおりである。

面接及び実技検査等の評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者については、学校独自検査で面接を実施する高等学校以外においても面接を実施する。

(5) 実施期日及び時間割等

３月 16 日（火）		
時　限	時　刻	検　査　等
	9：00 9：20	集合・注意
第１時限 ～	9：30 ～	自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校）

（注）１　集合時刻は、各高等学校の事情により多少繰り上げることがある。

２　第１時限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

(6) 実施場所

志願先高等学校

(7) 合格者の決定

ア 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

イ 高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ152）のとおりである。

ウ 学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

なお、高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ152）のとおりである。

エ 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

オ 志願者から自己申告書（５(1)イ（Ｐ82）を参照）が提出された場合は、これを選抜資料に加え

て、総合的に判断して決定する。

(8) 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を３月 17 日（水）に行う。

５ 特別措置の申請、県外等からの出願等

(1) 特別措置の申請等

ア 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を３(2)の期間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、３(2)の期間内に、志願先高等学校長に直接持参により提出する。

志願先高等学校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを速やかに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議する。

イ 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第５号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後５年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、３(2)の期間内に、志願先高等学校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、３(2)の期間内に、志願先高等学校長に直接持参により提出する。

(2) 県外等からの出願

ア 一次選抜又は帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜において県外等からの出願許可を受けていた者

インターネット出願システムで３(3)アの出願登録を行うことにより志願先高等学校長に当該許可の内容が伝達されるため、別途手続を行うことを要しない。

イ 一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜のいずれの選抜においても県外等からの出願許可を受けていなかった者

第１の４(2)ア（Ｐ76）に準じて、出願登録前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に対して県外等からの出願許可の申請を行い、許可を受けなければならない。ただし、２(1)に定める出願資格のアからエまでのいずれかに該当する者で、保護者の住所が広島県内にある者については必要としない。

なお、この場合の申請期限は令和９年３月 10 日（水）正午までとする。また、県外等からの出願許可を受けた者は、インターネット出願システムで３(3)アの出願登録を行うことにより志願先高等学校長に当該許可の内容が伝達されるため、別途許可書の提出等を行うことを要しない。

ウ 評定（成績評点）集計表の作成

出身中学校長は、県外からの志願者に係る評定（成績評点）集計表について、様式第２－２号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定（成績評点）集計表の様式によって提出することができる。

(3) その他

他の都道府県からの就職者等で、特別の事情により二次選抜によりがたい者があるときは、高等学校長は別途措置することができる。

Ⅲ　通 信 制 の 課 程

Ⅲ　通信制の課程

１　実施校

通信制の課程を置く次の高等学校において実施する。

県立東高等学校

２　募集

(1)　出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア　中学校を卒業した者

イ　令和９年３月に中学校を卒業する見込みの者

ウ　施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

エ　令和９年３月に施行規則第 95 条第１号又は第２号に規定する課程を修了する見込みの者

オ　日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を令和９年３月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和９年３月 31 日までに満 15 歳以上に達する者

(2)　定員

実施校の入学定員は、付表２（Ｐ158）のとおりである。

３　出願

(1)　方式

ア　志願者は、広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和 32 年広島県教育委員会規則第 12 号）第４条に定められた実施の区域に該当する場合に出願することができる。

イ　志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、一次選抜、二次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集及び二次募集との併願もできない。

ただし、一次選抜、二次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集及び二次募集で合格者とならなかった者（連携型中高一貫教育に関する選抜以外の選抜等における入学辞退者を含む。）が、通信制の課程のみに出願することは差し支えない。

(2)　期間

次の期間内に出願登録及び志望理由書等の提出を行う。

令和９年２月 19 日（金）から３月 18 日（木）正午まで

(3)　手続

ア　出願登録

(ｱ)　志願者

志願者は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を志願先高等学校長に直接持参により提出すること。

(ｲ)　出身中学校長

出身中学校長は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

(ｳ) 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、(2)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

イ 志望理由書等の提出

(ｱ) 志願者

志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、(2)の期間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、①及び②の書類を志願先高等学校長に直接提出する。

① 通信制の課程の選抜に係る志望理由書（様式第 11 号）

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

② その他高等学校長が必要と認めた書類

(ｲ) 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から④までの書類を(2)の期間内に、志願先高等学校長に提出する（②及び③についてはインターネット出願システムにより提出する。）。ただし、令和８年３月以前の卒業者については、③の書類は提出しなくてよい。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

① 通信制の課程の選抜に係る志望理由書（様式第 11 号）

② 施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

調査書情報の作成方法等は、別紙１（Ｐ109～Ｐ110）による。

なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

③ 評定（成績評点）集計表（様式第２－２号）

志願先高等学校に１部提出する。

なお、様式第２－２号の作成方法等は、Ｐ122～Ｐ123 による。

④ その他志願先高等学校長が志願者に提出を求めた書類等

(ｳ) 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、志望理由書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

ウ 受検票の作成及び印刷

(ｱ) 受検票の作成

確認登録及び志望理由書等の受理を行った志願先高等学校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。志願先高等学校長は、承認登録を行った後、受検番号の採番を行う。

(ｲ) 受検票の印刷

志願者は、志願先高等学校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

４ 選抜

(1) 方針

選抜は、「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。高等学校長が定める自己表

現の配点は、付表１（Ｐ152）のとおりである。

ウ　自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

(3)　学校独自検査

高等学校長は、高等学校の特色に応じ、面接、作文及び小論文等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目及び配点は、付表１（Ｐ152）のとおりである。

面接等の評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(4)　実施期日、時間割等及び実施場所

実施校の高等学校長が別に定める。

(5)　合格者の決定

ア　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

イ　志望理由書、調査書及び自己表現の配点の比重は１：１：１とし、志望理由書、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

ウ　学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

なお、高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ152）のとおりである。

エ　志願者から自己申告書（５(1)イを参照）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(6)　合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を３月末日までに行う。

５　特別措置の申請、県外等からの出願等

(1)　特別措置の申請等

ア　特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を３(2)の期間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、３(2)の期間内に、志願先高等学校長に直接提出する。

志願先高等学校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを速やかに県教育委員会に提出し協議する。

イ　自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第５号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後５年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、３(2)の期間内に、志願先高等学校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、３(2)の期間内に、志願先高等学校長に直接提出する。

(2)　県外等からの出願

県外からの志願者については、様式第２－２号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定（成績評点）集計表の様式によって提出することができる。

(3)　その他

合格者は、入学の際に選考料（500 円）を納付書又は現金により納付しなければならない。

Ⅳ　フレキシブル課程（定時制・通信制）

Ⅳ　フレキシブル課程（定時制・通信制）

１　実施校

フレキシブル課程（定時制・通信制）を置く次の高等学校において実施する。

広島市立広島みらい創生高等学校

２　一次選抜

(1)　募集

ア　出願資格

次の(ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当する者が出願できる。

(ｱ)　中学校を卒業した者

(ｲ)　令和９年３月に中学校を卒業する見込みの者

(ｳ)　施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

(ｴ)　令和９年３月に施行規則第 95 条第１号又は第２号に規定する課程を修了する見込みの者

(ｵ)　日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を令和９年３月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和９年３月 31 日までに満 15 歳以上に達する者

イ　定員

実施校の入学定員は、付表２（Ｐ158）のとおりである。

(2)　出願

Ⅱの第１の２（Ｐ69）による。

(3)　選抜

ア　方針

選抜は、「広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

イ　一般学力検査

(ｱ)　一般学力検査は、作文及び面接による受検願を提出した者（(4)ア(ｳ)（Ｐ89）を参照）を除く志願者に対して行う。

(ｲ)　一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。

(ｳ)　一般学力検査は、各教科 50 点満点とする。

(ｴ)　高等学校長が必要と認める場合は、市教育委員会と協議の上、一般学力検査問題に替えて、高等学校の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

(ｵ)　一般学力検査問題は、県教育委員会において作成する。

(ｶ)　一般学力検査受検上の留意事項は、別紙２（Ｐ111）による。

ウ　自己表現

(ｱ)　自己表現は、志願者全員に対して行う。

(ｲ)　自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。高等学校長が定める自己表現の配点は、付表１（Ｐ152）のとおりである。

(ｳ)　自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

エ　学校独自検査

(ｱ)　面接、作文、小論文及び実技検査等

高等学校長は、高等学校の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目及び配点は、付表１（Ｐ152）のとおりである。

面接及び実技検査等の評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(ｲ) 自校作成問題による学力検査

高等学校長が必要と認める場合は、市教育委員会と協議の上、一般学力検査問題に加えて、高等学校の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

オ 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者については、学校独自検査で面接を実施する高等学校以外においても面接を実施する。

カ 実施期日及び時間割等

２月 24 日（水）			２月 25 日（木）	２月 26 日（金）
時　限	時　刻	検査教科等	検　査　等	検　査　等
	8：40 9：00	集合・注意	自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校）	予備日 （自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校））
第１時限	9：10 10：00	国　　語		
第２時限	10：20 11：10	社　　会		
第３時限	11：30 12：20	数　　学		
第４時限	13：10 14：00	理　　科		
第５時限	14：20 15：10	英　　語		

（注）１　第１日の集合時刻は、高等学校の事情により多少繰り上げることがある。

２　第２日及び第３日の時間割等は高等学校長が定める。

３　第１日の英語については、放送による聞き取り検査も実施する。

キ 実施場所

志願先高等学校

ク 合格者の決定

(ｱ) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

(ｲ) 特色枠による選抜

高等学校長は、高等学校の特色に応じ、入学定員の 50%以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

ａ 高等学校長は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ152）のとおりである。

ｂ 一般学力検査及び調査書について、高等学校長は、高等学校の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

傾斜配点等を実施する教科・倍率については、付表１（Ｐ152）のとおりである。

(ｳ) 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は６：２：２とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査について、高等学校長は、高等学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

傾斜配点を実施する教科・倍率については、付表１（Ｐ152）のとおりである。

(ｴ) 特色枠による選抜を実施した場合にあっては、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

(ｵ) 学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

なお、高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ152）のとおりである。

(ｶ) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(ｷ) 志願者から自己申告書（(4)ア(ｲ)を参照）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

ケ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を３月８日（月）に行う。

コ 繰上げ合格の実施

高等学校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰り上げて合格者を決定することができる。

なお、繰上げ合格を実施する場合、高等学校長は、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(4) 特別措置の申請、県外等からの出願等

ア 特別措置の申請等

(ｱ) 特別措置の申請

Ⅱの第１の４(1)ア（Ｐ74）による。

(ｲ) 自己申告書の提出

Ⅱの第１の４(1)イ（Ｐ74）による。

(ｳ) 作文及び面接による受検

Ⅱの第１の４(1)ウ（Ｐ74）による。

(ｴ) 外国人生徒を対象とした特別措置による受検並びに作文及び面接による受検の実施方法等

Ⅱの第１の４(1)エ（Ｐ75）による。

イ 県外等からの出願

Ⅱの第１の４(2)（Ｐ76）による。

ウ やむを得ない事由による欠席者の取扱い

Ⅱの第１の４(3)（Ｐ77）による。

エ その他

選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

３ 二次選抜

(1) 実施

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合において実施する。

(2) 募集

ア 出願資格

次の(ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当する者が出願できる。

なお、一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜に出願していない場合においても、出願することができる。

また、一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に合格した者は、その合格を辞退した上で出願することができる。

なお、特別支援学校高等部入学者選抜一次募集及び二次募集で合格者とならなかった者が、出願することは差し支えない。

(ｱ) 中学校を卒業した者

(ｲ) 令和９年３月に中学校を卒業する見込みの者

(ｳ) 施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

(ｴ) 令和９年３月に施行規則第 95 条第１号又は第２号に規定する課程を修了する見込みの者

(ｵ) 日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を令和９年３月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和９年３月 31 日までに満 15 歳以上に達する者

イ 定員

実施する高等学校の学科の定員は、入学定員から一次選抜の合格者（入学を辞退した者を除く。）の数を除いた人数とする。

(3) 出願

ア 方式

(ｱ) 通学区域は広島県一円である。

(ｲ) 志願者は、二次選抜を実施する他の高等学校を併願することができる。

(ｳ) 同一高等学校内で、学科・コースの第２志望まで併願を認めることができる。

イ 期間

次の期間内に出願登録及び調査書等の提出を行う。

令和９年３月 11 日（木）から３月 15 日（月）正午まで

ウ 手続

(ｱ) 出願登録

a 志願者

(a) 必要事項の入力

志願者は、イの期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、イの期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を志願先高等学校長に直接持参により提出すること。

(b) 入学者選抜料の納付

志願者は、３月 15 日（月）正午までに、入学者選抜料（950 円）を納付する。納付方法は、市教育委員会が別に定める。

なお、二次選抜を実施する他の高等学校を併願する場合には、併願先の高等学校における合格者の発表から３月 19 日（金）正午までに入学者選抜料を納付すること。

b 出身中学校長

(a) 確認登録等

出身中学校長は、イの期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者が二次選抜の出願資格を有していること及び志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

(b) 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、３月 15 日（月）正午までに、志願者が入学者選抜料（950 円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

なお、志願者が二次選抜を実施する他の高等学校を併願する場合には、３月 19 日（金）正午までに、志願者が入学者選抜料（950 円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

c 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、イの期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

(ｲ) 調査書等提出

a 出身中学校長

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、イの期間内に、志願先高等学校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により３月 12 日（金）までに必着するよう提出すること。また、令和８年３月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

調査書情報の作成方法等は、別紙１（Ｐ109～Ｐ110）による。

なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

② 評定（成績評点）集計表（様式第２－２号）

志願先高等学校に１部提出する。

なお、様式第２－２号の作成方法等は、Ｐ122～Ｐ123 による。

b 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

(ｳ) 受検票の作成及び印刷

a 受検票の作成

確認登録及び調査書等の受理を行った志願先高等学校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。志願先高等学校長は、承認登録を行った後、令和９年３月 19 日（金）15 時までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

b 受検票の印刷

志願者は、志願先高等学校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

(4) 選抜

ア 方針

選抜は、「広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

イ 自己表現

(ｱ) 自己表現は、志願者全員に対して行う。

(ｲ) 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。高等学校長が定める自己表現の配点は、付表１（Ｐ152）のとおりである。

(ｳ) 自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

ウ 学校独自検査

高等学校長は、高等学校の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目及び配点は、付表１（Ｐ152）のとおりである。

面接及び実技検査等の評価項目については、実施校の高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

エ 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者については、学校独自検査で面接を実施する高等学校以外においても面接を実施する。

オ 実施期日及び時間割等

３月 23 日（火）		
時　限	時　刻	検　査　等
	9：00 9：20	集合・注意
第１時限 ～	9：30 ～	自己表現 及び 学校独自検査 （実施する高等学校）

（注）１　集合時刻は、高等学校の事情により多少繰り上げることがある。

２　第１時限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

カ 実施場所

志願先高等学校

キ 合格者の決定

(ｱ) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

(ｲ) 高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ152）のとおりである。

(ｳ) 学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

なお、高等学校長が定める配点の比重については、付表１（Ｐ152）のとおりである。

(ｴ) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(ｵ) 志願者から自己申告書（(5)ア(ｲ)（Ｐ93）を参照）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

ク 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を３月 24 日（水）に行う。

(5) 特別措置の申請、県外等からの出願等

ア　特別措置の申請等

(ｱ)　特別措置の申請

Ⅱの第２の５(1)ア（Ｐ82）による。

(ｲ)　自己申告書の提出

Ⅱの第２の５(1)イ（Ｐ82）による。

イ　県外等からの出願

Ⅱの第２の５(2)（Ｐ82）による。

ウ　その他

他の都道府県からの就職者等で、特別の事情により二次選抜によりがたい者があるときは、高等学校長は別途措置することができる。

Ⅴ　秋季入学のための選抜

Ⅴ　秋季入学のための選抜

第１　定時制の課程

１　実施校

単位制による課程を置き、二学期制を採用し、かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う高等学校のうち、高等学校長が必要と認めた学校、学科において実施する。実施校、学科については、付表１（Ｐ152）のとおりである。

２　募集

(1)　出願資格

次のアからウまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア　中学校を卒業した者

イ　施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

ウ　日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を修了した外国人で満 15 歳以上の者

(2)　定員

付表１（Ｐ152）のとおりである。

３　出願

(1)　方式

ア　通学区域は広島県一円である。

イ　志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科を併願することができない。

ウ　イにかかわらず、同一高等学校内で、学科によっては、その学科内（午前部、午後部、夜間部を含む。）の第３志望まで併願を認めることができる。

(2)　期間

令和９年９月１日（水）から９月６日（月）正午まで

(3)　手続

ア　志願者

志願者は、次の①、②、④及び⑤の書類に必要事項を記入し、(2)の期間内に、①から⑤までの書類等を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、(2)の期間内に、①から⑤までの書類等及び卒業証明書を、志願先高等学校長に直接提出する。

①　入学願書（様式第 12 号）

②　入学者選抜願（様式第 13 号）及び受検票（様式第 14 号）

③　入学者選抜料（950 円）

県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては市教育委員会の定める方法（付表３（Ｐ159））により納付する。

④　秋季入学のための選抜に係る志望理由書（様式第 17 号）

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

⑤　その他高等学校長が必要と認めた書類等

イ　出身中学校長

出身中学校長は、次の①から⑦までの書類等を(2)の期間内に、志願先高等学校長に提出する。ただし、令和８年３月以前の卒業者については、⑤の書類は提出しなくてよい。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、③の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確

認すること。
① 入学願書（様式第 12 号）
② 入学者選抜願（様式第 13 号）及び受検票（様式第 14 号）
入学者選抜料（950 円）を納付していることを確認すること。
③ 秋季入学のための選抜に係る志望理由書（様式第 17 号）
④ 施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（様式第 15 号）
様式第 15 号の作成方法等は、P137 による。
なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。
⑤ 評定（成績評点）集計表（様式第 16 号）
志願先高等学校に１部提出する。
なお、様式第 16 号の作成方法等は、P139 による。
⑥ 秋季入学のための選抜に係る志願者名簿（様式第 18 号）
志願者がある高等学校の学科等ごとに２部提出する。
⑦ その他志願先高等学校長が志願者に提出を求めた書類等

ウ 志願先高等学校長
志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、秋季入学のための選抜に係る志願者名簿には受付番号を記入し、受検票を交付するとともに、秋季入学のための選抜に係る志願者名簿（１部）を返却する。

４ 選抜

(1) 方針
選抜は、「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2) 自己表現
ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。
イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。
なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。高等学校長が定める自己表現の配点については別に公表する。
ウ 自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（P112～P115）による。

(3) 学校独自検査
高等学校長は、高等学校の特色に応じ、面接、作文及び小論文等を実施することができる。
学校独自検査の実施項目については別に公表する。

(4) 実施期日及び時間割等
ア 実施期日
令和９年９月 13 日（月）
イ 時間割等
実施校の高等学校長が別に定める。

(5) 実施場所
志願先高等学校

(6) 合格者の決定
ア 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。
イ 高等学校長は、出願書類及び自己表現の結果によって総合的に判断して決定する。
ウ 学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(7) 合格者の発表
高等学校長は、合格者の発表を、９月 16 日（木）に行う。

５ 特別措置の申請、県外等からの出願等

(1) 特別措置の申請等

ア　特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を入学願書に添付する。

志願先高等学校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを９月６日（月）までに県立高等学校の場合は県教育委員会に、市立高等学校の場合は市教育委員会に提出し協議する。

イ　自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第５号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業後５年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、３(2)の期間内に、志願先高等学校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、３(2)の期間内に、志願先高等学校長に直接提出する。

(2)　県外等からの出願

県外等からの出願の手続は次による。

ア　教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から④までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、県立高等学校を志願する場合は県教育委員会に、市立高等学校を志願する場合は市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

①　県立高等学校学則第 13 条第４項の規定により県立高等学校を志願する者及び広島市立高等学校の通学区域に関する規則第５条第１号の規定により広島市立高等学校を志願する者

②　出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者

③　２(1)ウにより出願する者

④　その他②に準ずる者

(ｱ)　提出書類

別表第１（Ｐ116）による。

(ｲ)　提出期間

令和９年８月 19 日（木）から８月 25 日（水）正午まで

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、８月 24 日（火）までに必着するよう提出すること。

(ｳ)　県外等からの出願許可願の提出先

志　願　先	提　出　先	提　出　先　住　所
県立高等学校	広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育改革課	〒730-8514 広島市中区基町９－42
広島市立高等学校	広島市教育委員会 学校教育部指導第二課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目７－40

(ｴ)　結果の通知及び許可書の提出

出身中学校長に結果を通知する。許可書の交付時期については、別に定める。

県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付する。

イ　教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和９年９月１日（水）現在単身赴任などで広島県内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第 22 号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、３(2)の期間内に、志願先高等学校長に提出する。

ウ　調査書等の作成

県外からの志願者については、様式第 15 号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。また、

様式第 16 号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定（成績評点）集計表の様式によって提出することができる。

(3) やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず秋季入学のための選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事　由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

ア　手続

(ｱ)　志願者

対象者のうち、追検査を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、①及び②の書類を志願先高等学校長に原則として保護者が直接持参により提出する。

①　追検査受検願（様式第７号）

②　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

(ｲ)　出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和９年９月 14 日（火）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

①　追検査受検願（様式第７号）

②　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

③　追検査受検願提出者名簿（様式第８号）

出身中学校長は、(ｳ)により交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を追検査受検希望者に交付する。

(ｳ)　志願先高等学校長

志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を交付する。

イ　選抜

(ｱ)　検査方法

高等学校が定める秋季入学のための選抜の検査方法に準じて実施する。

(ｲ)　実施期日及び時間割等

a　実施期日

実施校の高等学校長が、９月 30 日（木）までの期日で別に定める。

b　時間割等

実施校の高等学校長が別に定める。

(ｳ)　実施場所

志願先高等学校

(ｴ)　合格者の決定

高等学校長は、高等学校の学科等の特色を踏まえ、調査書及び検査等の結果によって当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、入学定員外で若干名決定する。

(ｵ) 合格者の発表

実施校の高等学校長が別に定める。

第２　通信制の課程

１　実施校

通信制の課程を置く次の高等学校において実施する。

県立東高等学校

２　募集

(1)　出願資格

次のアからウまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア　中学校を卒業した者

イ　施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

ウ　日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を修了した外国人で満 15 歳以上の者

(2)　定員

付表１（Ｐ152）のとおりである。

３　出願

(1)　方式

ア　志願者は、広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和 32 年広島県教育委員会規則第 12 号）第４条各号のいずれかに該当する場合に出願することができる。

イ　志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科を併願することができない。

(2)　期間

令和９年９月１日（水）から９月６日（月）正午まで

(3)　手続

ア　志願者

志願者は、次の①から④までの書類に必要事項を記入し、(2)の期間内に、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、(2)の期間内に、①から④までの書類及び卒業証明書を志願先高等学校長に直接提出する。

①　入学願書（実施校において用意するもの）

②　受検票（実施校において用意するもの）

③　秋季入学のための選抜に係る志望理由書（様式第 17 号）

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

④　その他高等学校長が必要と認めた書類

イ　出身中学校長

出身中学校長は、次の①から⑥までの書類を(2)の期間内に、志願先高等学校長に提出する。ただし、令和８年３月以前の卒業者については、⑤の書類は提出しなくてよい。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、③の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

①　入学願書（実施校において用意するもの）

②　受検票（実施校において用意するもの）

③　秋季入学のための選抜に係る志望理由書（様式第 17 号）

④　施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（様式第 15 号）

様式第 15 号の作成方法等は、Ｐ137 による。

なお、作成に当たっては、校内に校長を委員長とする調査書作成委員会を設ける。

⑤　評定（成績評点）集計表（様式第 16 号）

志願先高等学校に１部提出する。

なお、様式第 16 号の作成方法等は、Ｐ139 による。

⑥ その他志願先高等学校長が志願者に提出を求めた書類等

ウ 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、受検票を交付する。

4 選抜

(1) 方針

選抜は、「令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。高等学校長が定める自己表現の配点については別に公表する。

ウ 自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

(3) 学校独自検査

高等学校長は、高等学校の特色に応じ、面接、作文及び小論文等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目については別に公表する。

(4) 実施期日及び時間割等

ア 実施期日

令和９年９月 13 日（月）

イ 時間割等

実施校の高等学校長が別に定める。

(5) 実施場所

志願先高等学校

(6) 合格者の決定

ア 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

イ 高等学校長は、出願書類及び自己表現の結果によって総合的に判断して決定する。

ウ 学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(7) 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を、９月 16 日（木）に行う。

5 特別措置の申請、県外等からの出願等

(1) 特別措置の申請等

ア 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を入学願書に添付する。

志願先高等学校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを９月６日（月）までに県教育委員会に提出し協議する。

イ 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第５号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業後５年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、３(2)の期間内に、志願先高等学校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、３(2)の期間内に、志願先高等学校長に直接提出する。

(2) 県外からの出願における調査書等の作成

県外からの志願者については、様式第 15 号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の

所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。また、様式第 16 号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定（成績評点）集計表の様式によって提出することができる。

(3) やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず秋季入学のための選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事　由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

ア　手続

(ｱ) 志願者

対象者のうち、追検査を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、①及び②の書類を志願先高等学校長に原則として保護者が直接持参により提出する。

① 追検査受検願（様式第７号）

② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

(ｲ) 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和９年９月 14 日（火）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

① 追検査受検願（様式第７号）

② 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書

③ 追検査受検願提出者名簿（様式第８号）

出身中学校長は、(ｳ)により交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を追検査受検希望者に交付する。

(ｳ) 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第９号）を交付する。

イ　選抜

(ｱ) 検査方法

高等学校が定める秋季入学のための選抜の検査方法に準じて実施する。

(ｲ) 実施期日及び時間割等

a　実施期日

実施校の高等学校長が、９月 30 日（木）までの期日で別に定める。

b　時間割等

実施校の高等学校長が別に定める。

(ｳ) 実施場所

志願先高等学校

(ｴ) 合格者の決定

高等学校長は、高等学校の学科等の特色を踏まえ、調査書及び検査等の結果によって当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、入学定員外で若干名決定する。

(ｵ) 合格者の発表

実施校の高等学校長が別に定める。

(4) その他

合格者は、入学の際に選考料を納付書又は現金により納付しなければならない。

第３　フレキシブル課程（定時制・通信制）

１　実施校

フレキシブル課程（定時制・通信制）を置く次の高等学校において実施する。

広島市立広島みらい創生高等学校

２　募集

(1)　出願資格

次のアからウまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア　中学校を卒業した者

イ　施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

ウ　日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を修了した外国人で満 15 歳以上の者

(2)　定員

付表１（Ｐ152）のとおりである。

３　出願

第１の３（Ｐ95）による。

４　選抜

(1)　方針

選抜は、「広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2)　自己表現

ア　自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ　自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。

なお、高等学校長は、２～３人の範囲内で検査官の人数を定める。高等学校長が定める自己表現の配点については別に公表する。

ウ　自己表現の実施方法及び受検上の留意事項等は、別紙３及び別紙４（Ｐ112～Ｐ115）による。

(3)　学校独自検査

高等学校長は、高等学校の特色に応じ、面接、作文及び小論文等を実施することができる。

学校独自検査の実施項目については別に公表する。

(4)　実施期日及び時間割等

ア　実施期日

令和９年９月 13 日（月）

イ　時間割等

実施校の高等学校長が別に定める。

(5)　実施場所

志願先高等学校

(6)　合格者の決定

ア　高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

イ　高等学校長は、出願書類及び自己表現の結果によって総合的に判断して決定する。

ウ　学校独自検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(7)　合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を、９月 16 日（木）に行う。

５　特別措置の申請、県外等からの出願等

(1)　特別措置の申請等

ア　特別措置の申請

第１の５(1)ア（P97）による。

イ　自己申告書の提出

第１の５(1)イ（P97）による。

(2)　県外等からの出願

第１の５(2)（P97）による。

(3)　やむを得ない事由による欠席者の取扱い

第１の５(3)（P98）による。

Ⅵ　そ　の　他

Ⅵ　その他

1　入学者選抜の結果に係る簡易開示

県立高等学校における入学者選抜の結果に係る簡易開示は、次に定めるところにより行う。
市立高等学校における入学者選抜の結果に係る情報の提供についても同様に行う。

(1)　開示対象
一次選抜における学力検査の結果、自己表現の結果及び調査書の評定

(2)　開示内容
ア　一般学力検査における各教科の得点（一般学力検査に替えて、自校作成問題による学力検査を実施した場合にあってはその得点、併設型高等学校にあっては学力検査における各教科の得点）及び合計並びに学校独自検査における自校作成問題による学力検査を実施した高等学校にあっては、加えてその得点
イ　自己表現の総得点
ウ　調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(3)　開示請求対象者
一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

(4)　本人等であることの確認
別表第２（Ｐ117）に示す書類の提示により確認する。

(5)　開示期間
令和９年３月 17 日（水）から４月 16 日（金）までとする（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）。
受付時間は原則として９時から 16 時までとする（ただし、各高等学校の昼休憩時間を除く。）。

(6)　開示場所
一次選抜を受検した高等学校

(7)　開示手続
ア　請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、一次選抜を受検した高等学校において口頭で開示の請求をする。
イ　高等学校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することもできる。

2　その他

(1)　各高等学校の入学者選抜要項は、各学校で用意する。

(2)　志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

(3)　様式中の生年月日に係る部分は、外国人の場合にあっては、「昭和・平成　　年　　月　　日生」とあるのは、「　　年　　月　　日生」と読み替えるものとする。
なお、様式は必要に応じてコピーして使用することができる。全ての様式について用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４である。

(4)　志願者が成年の場合、様式中「保護者」とあるのは、県立高等学校を志願する場合は親権者又は未成年後見人に準ずる者を、広島市立高等学校を志願する場合は志願者を現に監護する者を、呉市立高等学校、尾道市立高等学校及び福山市立高等学校を志願する場合は保証人を指す。

(5)　市立高等学校を志願する者が諸様式を使用する場合、宛先が「広島県教育委員会教育長」とある

ものは、提出先の市教育委員会教育長に訂正する。

(6)　この要項に定めるもののほか、必要な事項については、広島県教育委員会教育長、広島市教育長、呉市教育委員会教育長、尾道市教育委員会教育長及び福山市教育委員会教育長が別に定める。

別 紙 及 び 別 表

別紙１

調査書情報の作成方法等について

一次選抜、二次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜、通信制の課程の選抜において、調査書情報を作成し、インターネット出願システムにより提出する。

なお、中学校に就学すべき期間の全部において外国の学校（施行規則第 95 条第２号に規定する在外教育施設を除く。以下同じ。）及び日本国内における外国人学校に在籍する志願者は、調査書情報に替え、外国の学校又は日本国内における外国人学校における成績証明書を提出する。

調査書情報は、次に定める項目とし、作成に使用する様式及び作成方法の詳細は、別に定める。

１　作成項目

(1)　志願先情報

ア　高等学校（本校・分校の別を含む）

イ　課程（全日制、定時制、通信制又はフレキシブル）

ウ　学科・コース

(2)　出身中学校情報

ア　中学校名

イ　代表者氏名

ウ　記載責任者氏名

(3)　志願者情報

ア　氏名

イ　フリガナ

ウ　生年月日

エ　第３学年である年度

オ　組

カ　番号

各学級の出席簿どおりの名列番号を入力する。ただし、同一学級内で男女がそれぞれ１番から始まる番号となっている場合は、通し番号にする。

なお、各生徒の番号は、全ての選抜において同一のものであること。

キ　性別

(4)　学習の記録

ア　第１学年から第３学年の必修教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語）の評定

イ　計（教科ごとの第１学年から第３学年までの評定の合計点）

ウ　合計（イの合計点）

エ　備考

２(2)及び(3)（Ｐ110）の場合に入力する。

２　学習の記録作成上の注意事項

(1)　第１学年及び第２学年については、指導要録の学習の記録の必修教科の評定をそのまま用い、5

段階評定で作成する。第３学年については、５段階評定による評点を３倍して作成する。

(2) (1)にかかわらず、中学校の中途において外国の学校から編入学したことにより、指導要録に５段階評定が記載されていない学年がある場合、調査書情報における当該学年の欄は空欄とし、「計（１(4)イ)」及び「合計（１(4)ウ)」においては、空欄を０とみなして計算した数値を入力する。

また、備考欄に、在籍していた外国の学校名（国名・校名）及び編入学日を入力するとともに、外国の学校に在籍していた期間における成績証明書を調査書情報に加えて提出すること。

(3) (1)にかかわらず、特別支援学級又は特別支援学校の中学部の卒業（見込）者について、各教科等の活動の記録を記述形式で指導要録に記入している場合にあっては、記述形式により備考欄を使用して入力する。

３　作成基準日

(1) 一次選抜（併設型高等学校）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）

第３学年の２学期末現在で作成する。ただし、２学期制の中学校にあっては第３学年の 12 月末現在で作成する。

(2) 一次選抜（併設型高等学校を除く全日制の課程、定時制の課程、フレキシブル課程（定時制・通信制))、二次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。)、連携型中高一貫教育に関する選抜、通信制の課程の選抜

第３学年の１月末現在で作成する。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、過年度卒業者については、第３学年終了時で作成する。

４　その他

該当事項のない場合は空欄でよい。

別紙２

学力検査受検上の留意事項（検査場内への携行品の取扱い等）について

学力検査（一般学力検査及び自校作成問題による学力検査。以下同じ。）時の検査場内への携行品の取扱い等については、次のとおりです。

１　検査場内への携行品（持込みができる物品）の取扱い

(1)　受検票

受検票は、机上の前方に置き、監督者が見やすいようにしてください。

(2)　受検票のほかに持込みができる物品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみです。

①　鉛筆、シャープペンシル
②　鉛筆削り
③　消しゴム
④　定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
⑤　時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
⑥　ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできません。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできません。

(3)　物品の貸借の禁止

受検中は、他の受検者から物品を貸借することは認められません。

２　不正行為への対応

各教科の検査開始後に、検査場内に１に示す持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなします。

不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなります。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となります。

３　特別措置について

入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を提出することで、検査場内に１に示す持込みができる物品以外の物品の持込みが認められる場合があります。

別紙３

自己表現の実施について

自己表現は、「広島県の 15 歳の生徒に身に付けさせたい力」である「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」がどのくらい身に付いているかをみるため、次により実施する。

１　実施方法

(1)　実施形態

個人ごとに面談形式で実施する。

(2)　検査官の人数

２～３人の範囲内で、高等学校長が定める。

(3)　自己表現の内容及び方法

受検者は、自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現する。

(4)　自己表現の実施期日、時間等

ア　自己表現の実施期日

(ｱ)　一次選抜（併設型高等学校）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）の場合

高等学校長は、第２日に自己表現を実施する。

(ｲ)　一次選抜（併設型高等学校を除く全日制の課程、定時制の課程、フレキシブル課程（定時制・通信制））、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）の場合

高等学校長は、第２日に自己表現を実施する（ただし、高等学校及び志願状況等により第３日に実施することがある。以下同じ。）。

(ｳ)　連携型中高一貫教育に関する選抜の場合

高等学校長は、第１日に自己表現を実施する（ただし、高等学校及び志願状況等により第２日に実施することがある。以下同じ。）。

(ｴ)　二次選抜、通信制の課程の選抜及び秋季入学のための選抜の場合

高等学校長は、検査当日に自己表現を実施する。

イ　自己表現の時間等

自己表現の時間等は次のとおりとする。

(ｱ)　自己表現の時間

５分以内

(ｲ)　自己表現後の質問及び質問・回答の時間

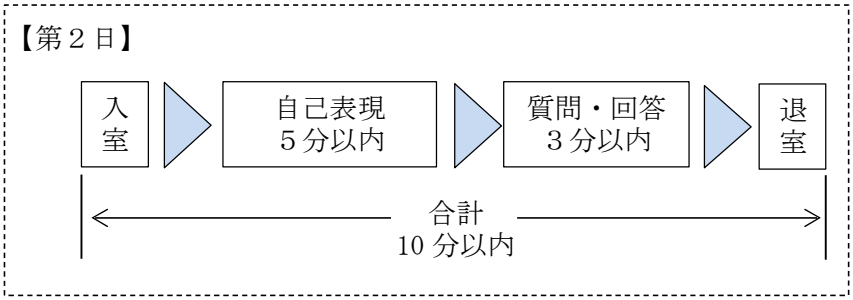
検査官は、受検者が自己表現した内容に対する補足的な質問を行う。

時間は、受検者が質問に回答する時間を含め３分以内とする。

(ｳ)　一人当たりの自己表現にかかる総時間

10 分以内（自己表現５分以内、質問・回答３分以内、入退室２分以内）を基本とする。ただし、高等学校及び志願状況等により多少前後することがある。

※　実施の流れのイメージ（一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の場合）



(5)　評価及び配点

評価は、「自己表現　評価の在り方」（P114）に基づき行う。

配点は、付表１（P147～P152）のとおり。ただし、秋季入学のための選抜は、別に定める。

２　自己表現の基本的なガイドライン

(1)　実施可能な表現方法について

原則、受検者本人が一人で時間内に準備し、実施できるものとする。

ただし、検査場内で実施できないもの、他の受検者に影響があるもの、安全面で問題があるもの等は実施できない。

なお、必要に応じて、(2)で定める物品を使用することができる。

(2)　使用可能な物品について

必要に応じて、次の物品を使用することができる。

ただし、原則として、検査会場の備品等は使用できない（黒板、コンセント等、検査場内にあるものを含む。）。

ア　受検者本人が一人で検査場まで持ち運ぶことができるもの。

ただし、台車等は使用できない。

イ　安全面で問題がないもの、管理上問題がないもの。

なお、次の場合に限り、タブレット等を使用することができる。ただし、受検者は、検査会場において、通信機能（インターネットへの接続を含む。）及び録音・録画機能を使用することはできない。

- プレゼンテーションソフトを使用し、画面を提示しながら実施する場合
- 写真等の画像、音声及び動画を提示する場合（ただし、音声及び動画は 30 秒以内とする。）

３　特別措置について

志願者で、疾病又は障害等を理由に特別措置を希望する者は、事前に入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を、必要に応じて志願先高等学校又は志願先高等学校を所管する教育委員会に提出する。提出方法等は、本実施要項の各選抜の「特別措置の申請」による。

自己表現　評価の在り方

１　考え方

○　「広島県の 15 歳の生徒に身に付けさせたい力」である「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているかを評価する。
○　「評価の観点」は、次のア、イ及びウの３つとし、その「評価規準」と合わせて全校共通とする。
○　検査官からの質問に対する受検者の回答も評価に含める。
○　「評定」は、４点を基準とし、評価の観点ごとに、５点（「十分に満足できる」状況と判断されるもの）、４点（「おおむね満足できる」状況と判断されるもの）及び３点（「努力を要する」状況と判断されるもの）のいずれかで評価する。
○　自己表現の得点（評定の合計）は、簡易開示の対象とする。

２　配点

○　検査官一人当たり 15 点満点（３観点×５点満点）

３　評価表

	評価の観点		
	ア　自己を認識する力	イ　自分の人生を選択する力	ウ　表現する力
	評価規準及び評価の視点		
	自分は何が好きなのか、自分はどういう人間なのかなど、自分自身のことを認識することができている。 ○ これまでや現在の自分を振り返る中で自己の個性を見いだしている ○ 他者との関わりの中で自己の個性を見いだしている ○ 自己の個性を見いだした上で、自己のよさや可能性を生かそうとしている ○ 自分は何が好きなのか、自分はどういう人間なのかなど、悩み考えている 又は、考えようとしている	自分の夢や目標、自分がやりたいことなどについて、自分で考え、選択し、自分の意志で決めることができている。 ○ 自分で選択した理由が述べられている ○ 選択を実現させるために取り組むべきことを整理している ○ 自己と他者や社会との関わりを踏まえて選択している ○ 多様な選択の幅の中で悩み考えている 又は、考えようとしている	自分自身のことや自分の意見などを、相手に理解してもらえるように、相手や場面に応じて、言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら伝えることができている。 ○ 伝えたいことが明確になるように内容の構成を工夫している ○ 伝えたいことに関する根拠を提示している ○ 伝える相手が誰かを考え、わかりやすい言葉や表現を選んで伝えようとしている
	評定等		
５点	□　「十分に満足できる」状況 ○　「自分自身のことを認識する」ことが十分にできている。	□　「十分に満足できる」状況 ○　「自分で考える」「自分で選択する」「自分の意志で決める」ことが十分にできている。	□　「十分に満足できる」状況 ○　「相手や場面に応じて」「言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら」伝えることが十分にできている。
４点	□　「おおむね満足できる」状況 ○　「自分自身のことを認識する」ことがおおむねできている。	□　「おおむね満足できる」状況 ○　「自分で考える」「自分で選択する」「自分の意志で決める」ことがおおむねできている。	□　「おおむね満足できる」状況 ○　「相手や場面に応じて」「言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら」伝えることがおおむねできている。
３点	□　「努力を要する」状況 ○　「自分自身のことを認識する」ことができていない。	□　「努力を要する」状況 ○　「自分で考える」「自分で選択する」「自分の意志で決める」ことができていない。	□　「努力を要する」状況 ○　「相手や場面に応じて」「言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら」伝えることができていない。

別紙４

自己表現受検上の留意事項について

１　実施可能な表現方法、時間等

(1)　実施可能な表現方法

自己表現で実施可能な表現方法は、受検者本人が一人で時間内に準備し、実施できるものです。

ただし、検査場内で実施できないもの、他の受検者に影響があるもの、安全面で問題があるもの等は、実施することはできません。

なお、必要に応じて、２(2)で定める物品を使用することができます。

(2)　時間等

・　一人当たりの自己表現にかかる総時間は、10 分以内（自己表現５分以内、質問・回答３分以内、入退室２分以内）です。

なお、準備する時間は、自己表現５分以内に含みます。

・　音声や動画を提示する場合は、音声や動画は 30 秒以内としてください。

２　自己表現当日の携行品（受検票及び使用可能な物品）等の取扱い

(1)　受検票

受検票は、検査場への入室時に手に持ち、検査官に見せてください。

(2)　使用可能な物品等

・　自己表現では、必要に応じて物品を使用することができます。

・　使用可能な物品は、受検者本人が一人で検査場まで持ち運ぶことができるものです。

ただし、安全面で問題があるもの、管理上問題があるものは、持ち込んだり、使用したりすることはできません。

・　物品の持ち運びの際に、台車等を使用することはできません。

また、検査会場の備品等（黒板、コンセント等、検査場内にあるものを含む。）を使用することはできません。

・　タブレット等を使用することができます。

ただし、検査会場では、通信機能（インターネットへの接続を含む。）及び録音・録画機能を使用することはできません。

(3)　物品の管理等

・　控室では、各自の荷物（自己表現で使用する物品以外の各自の荷物を含む。以下同じ。）は受検者本人が管理してください。

・　検査場における各自の荷物の取扱いについては、各高等学校の指示に従ってください。

(4)　物品の貸借の禁止

控室等で、他の受検者から物品を貸借することは認められません。

３　自己表現当日の実施できない表現方法等への対応

次の場合には、検査官等から表現方法の改善等について指示がありますので、従ってください。

なお、検査官等の指示に従い対応した場合には、その後の検査の受検や自己表現の評価に影響はありません。

・　１(1)に示す実施することができない表現方法を実施した又は実施しようとした場合

・　１(2)に示す時間等を超過した場合

・　２(2)に示す使用可能な物品以外の物品を持ち込んだり、使用したりしようとした場合　など

４　特別措置について

入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を提出することで、実施可能な表現方法、時間及び使用可能な物品等に対する配慮が認められる場合があります。

５　その他

自己表現の実施の詳細については、資料「自己表現について　Ｑ＆Ａ」等を参考にしてください。

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/jikohyougen-mokuji.html

別表第１

県外等からの出願に係る提出書類

主な出願理由 ／ 必要書類	転居	海外居住者		特定校に出願	普通科体育コースに出願 広島市立沼田高等学校	その他
		保護者同伴帰国	本人のみ帰国			
県外等からの出願許可願（秋季入学のための選抜）（様式第 19 号）　※秋季入学のための選抜のみ提出	○	○	○			○
居住確約書（秋季入学のための選抜）（様式第 20 号） ※秋季入学のための選抜のみ提出	○	○	○			客観的事実を証明できるもの
保護者及び志願者の住民票記載事項証明書	○			○	○	
承諾書（様式第 21 号）及び承諾者の住民票記載事項証明書			○			
在留証明書		○	○			
出身中学校長意見書（様式第 22 号）	○	○	○	○	○	○

（注）１　状況によっては、上記以外の証明書類等を求める場合がある。

２　出身中学校等の種別によっては、インターネット出願に係る県外等の中学校等登録申請書の提出を求める場合がある。様式等については、別に定める。

別表第２

簡易開示において本人等であることを確認する書類

請　求　者	区　　分	必　　要　　書　　類
受検者本人	請求者が受検者本人であることを確認する書類 ※　写真のない書類にあっては複数の書類の提示により確認すること。	○　一次選抜の受検票 ○　出身中学校の生徒証明証 ○　入学した高等学校の生徒証明証 ○　運転免許証 ○　旅券 ○　個人番号カード（マイナンバーカード） ○　各種健康保険の資格確認書 ○　官公署の発行する身分証明書 ○　その他下欄に掲げる書類　等
受検者の法定代理人（親権者等）	ア　請求者が法定代理人本人であることを確認する書類 ※　写真のない書類にあっては複数の書類の提示により確認すること。	○　運転免許証 ○　旅券 ○　個人番号カード（マイナンバーカード） ○　各種健康保険の資格確認書 ○　国民年金手帳 ○　厚生年金手帳 ○　国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 ○　共済年金又は恩給等の証書 ○　船員手帳 ○　海技免状 ○　猟銃・空気銃所持許可証 ○　戦傷病者手帳 ○　宅地建物取引士証 ○　電気工事士免状 ○　無線従事者免許証 ○　毒物劇物販売業登録票 ○　官公署の発行する身分証明書 ○　印鑑登録証明書（印鑑登録手帳） ○　上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類 ○　外国政府が発行する外国旅券　等
	イ　受検者が未成年者又は成年被後見人であることを確認する書類	○　戸籍謄本・抄本（発行後１か月以内のもの） ○　住民票の写し（発行後１か月以内のもの） ○　家庭裁判所の証明書（発行後１か月以内のもの）　等
	ウ　請求者が法定代理人であることを確認する書類	

（注）受検者の法定代理人の場合、区分におけるア、イ及びウの全てに係る書類が必要である。

諸　　様　　式

受検票は、インターネット出願システムでダウンロードし、印刷してください。

※　用紙の大きさは日本産業規格A列４としてください。

09

様式第１号

受　検　票

受検番号

氏　名

年　　月　　日生

出身中学校等

志願先高等学校

（注意）破線で切り取り、検査当日に
携行して机上に置くこと。

一次選抜（併設型高等学校）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）用

09

様式第２号

評定（成績評点）集計表

令和　　年　　月　　日

志 願 先 高 等 学 校 長 様

＿＿＿＿＿＿ 中 学 校 長 氏 名 ＿＿＿＿＿＿

令和　　年度	第３学年	生徒数　　人						

教科 / 評定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
5									
4									
3									
2									
1									
小計									
上記以外の評価である人数									
合計									

備考	

〔注意〕志願先高等学校（課程別、本分校別）に１部提出すること。

様式第２－２号

一次選抜（併設型高等学校を除く全日制の課程、定時制の課程、フレキシブル課程（定時制・通信制））、二次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）、連携型中高一貫教育に関する選抜、通信制の課程の選抜用

09

評定（成績評点）集計表

令和　　年　　月　　日

志 願 先 高 等 学 校 長 様

＿＿＿＿＿＿ 中 学 校 長 氏 名 ＿＿＿＿＿＿

令和　　年度	第３学年	生徒数　　人							
教科 / 評定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
5									
4									
3									
2									
1									
小計									
上記以外の評価である人数									
合計									

備考	

〔注意〕志願先高等学校（課程別、本分校別）に１部提出すること。

［様式第２号及び様式第２－２号の作成方法等］

１　使用様式

各選抜において、使用する様式は下表のとおりである。

なお、令和８年３月以前の卒業者又は中学校第３学年に就学すべき期間の全部において外国の学校（施行規則第 95 条第２号に規定する在外教育施設を除く。以下同じ。）及び日本国内における外国人学校に在籍する者については、様式第２号及び様式第２－２号を提出しなくてよい。

様式番号	使用する選抜
様式第２号	一次選抜（併設型高等学校）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）
様式第２－２号	一次選抜（併設型高等学校を除く全日制の課程、定時制の課程、フレキシブル課程（定時制・通信制））、二次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）、連携型中高一貫教育に関する選抜、通信制の課程の選抜

２　作成基準日

(1)　一次選抜（併設型高等学校）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）

第３学年の２学期末現在で記入する。ただし、２学期制の中学校にあっては第３学年の 12 月末現在で記入する。

(2)　一次選抜（併設型高等学校を除く全日制の課程、定時制の課程、フレキシブル課程（定時制・通信制））、二次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）、連携型中高一貫教育に関する選抜、通信制の課程の選抜

第３学年の１月末現在で記入する。

３　生徒数欄

第３学年の在籍生徒全員の人数を記入する。

４　各教科の評定

第３学年の在籍生徒全員について、第３学年の各教科の５段階評定における人数をそれぞれ記入する。ただし、別紙１の２(2)及び(3)（Ｐ110）により、指導要録に５段階評定が記入されていない者は除く。

５　小計欄

教科ごとに各評定の人数の計を記入する。

６　上記以外の評価である人数欄

別紙１の２(2)及び(3)（Ｐ110）により、指導要録に５段階評定が記入されていない者の人数の合計を記入する。

なお、別紙１の２(2)及び(3)（Ｐ110）により、指導要録に５段階評定が記入されていない者があるときは、備考欄に「生徒○人について、第３学年に就学すべき期間の一部において、外国の学校在籍により評定が空欄になる。」、「生徒○人について、第３学年の全教科とも記述形式で指導要録を記入し

ている。」旨を記入する。

7　合計欄

小計欄の人数と上記以外の評価である人数欄の人数の合計を記入する。
なお、この合計欄に記入される人数は、生徒数欄の人数と一致するものである。

8　その他

志願先高等学校（課程別、本分校別）に１部提出すること。

様式第３号

09

入学者選抜に関する特別措置願

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長様

出身中学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校

志 願 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保 護 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり、入学者選抜において特別措置をしてください。

１　措置の内容

２　理　　由

３　志願先高等学校等

志願先高等学校	志 願 課 程	本・分校	学科・コース

措置の内容に係り、中学校においては定期考査等を実施する際に次のような配慮をしており、上記のことは、適当と認められます。

（　　）

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校長氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

〔注意〕１　※印の欄には、記入しないこと。
２　「措置の内容」については、当日の検査等で必要な配慮を細かく記入すること。
３　「理由」は具体的に記入すること。
４　点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者及び発達障害を理由とする者が、この様式を使用する場合は、必要に応じて「宛先」を志願する高等学校を所管する教育委員会教育長に訂正すること。
５　機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者及び発達障害を理由とする者は、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を添付して提出すること。
６　中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長による記入は不要とする。
７　措置の内容等が書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付して提出すること。

受付番号	※	高 等 学 校 受 付 印
受検番号	※	※

様式第４号

09

作文及び面接による受検願

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長様

出身中学校名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　昭和・平成　　年　　月　　日生

（　　歳）

私は、令和９年４月１日現在で満 20 歳以上に該当しますので、定時制の課程又はフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜において、一般学力検査に代えて、作文及び面接による受検を希望します。

〔注意〕　「（　　）歳　」欄には、令和９年４月１日現在の満年齢を記入すること。

様式第５号

09

自　己　申　告　書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長様

出身中学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校

志 願 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保 護 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、貴校への出願に当たり、次のとおり申告します。

１　自己申告書を提出する理由〔該当の理由番号を○で囲む〕

(1)　過年度卒業生である

(2)　その他特別の事情

２　志願者記入欄

（志望の動機・理由、高校生活への抱負など）

３　保護者記入欄

（高等学校に理解して欲しい事柄など）

〔注意〕１　既に中学校を卒業しているなどの場合に提出することができる。
２　この申告書は、中学校卒業見込者及び卒業後５年以内の者については、出身中学校長に提出する。
　なお、提出する際は、封をした上で、封筒の表に、出身中学校名及び本人氏名を記入すること。
３　中学校卒業後５年を超える者については、実施要項に示す方法により、志願先高等学校長に直接提出する。

様式第６号

09

海 外 在 住 状 況 説 明 書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長様

志願者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、貴校への出願に当たり、次のとおり説明します。

１　海外在住状況説明書を提出する理由〔該当の理由番号を○で囲む〕

(1)　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の出願資格アに該当し、出願するため

(2)　帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の出願資格イに該当し、出願するため

(3)　定時制の課程又はフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜に出願し、外国人生徒を対象とした特別措置による受検を希望するため

２　海外在住状況

(1)　海 外 在 住 地 名

(2)　出　国　年　月　　年　　月

(3)　帰国又は入国年月　　年　　月

(4)　海 外 在 住 期 間　　年　　月

(5)　出国前・海外在住中・帰国又は入国後の教育歴

学　　校　　名	所在地（国名・都市名）	期　　間
		年　月～　年　月
		年　月～　年　月
		年　月～　年　月
		年　月～　年　月
		年　月～　年　月
備考	特に参考となることがあれば、記入してください。	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿中学校長氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（中学校長意見）

〔注意〕１　「２　海外在住状況」については、海外で生まれた者は、(1)、(3)、(4)、(5)に記入する。

２　国内に出身中学校がない場合は、出身中学校長の証明及び意見は必要ない。

３　「中学校長意見」は、特に意見がある場合に記入する。

様式第７号

09

追検査受検願

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長様

出身中学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校

志 願 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保 護 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この度、（一次選抜／帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜／連携型中高一貫教育に関する選抜／秋季入学のための選抜）を次の理由により、

受検することができませんでしたので、追検査の受検を承認してください。

１　理　　由

２　志願課程等

志願課程	本・分校	学科・コース	受検番号

上記について相違ないことを証明します。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校長氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

受付番号	※	高 等 学 校 受 付 印
受検番号	※	※

〔注意〕１　該当する選抜名を○で囲むこと。
２　※印の欄には、記入しないこと。
３　「理由」は当日の症状等、受検が困難であった旨を記入すること。
４　中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長による記入は不要とする。
５　大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書を添付して提出すること。

様式第８号

09

追検査受検願提出者名簿

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 高等学校長様

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 中学校長　印

貴校の追検査を希望している者は、次のとおりです。

課　程	本・分校	学科・コース	受検番号	氏　名	※ 区　分	※ 備　考
					承認・不承認	

（注）※印の欄には、記入しないこと。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 中学校長様

上記の者の追検査の受検の承認（不承認）については、区分欄に記載のとおりですので、該当者に別紙「追検査受検承認（不承認）通知書」を速やかに交付してください。

また、承認者に対しては、追検査当日、当該通知書及び既に発行している受検票を携行するよう指示してください。

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 高等学校長　印

〔注意〕１　区分欄の「承認」又は「不承認」のいずれかを○で囲むこと。
　　２　承認できない者については、備考欄に理由を記載すること。
　　３　高等学校においては、提出された原本を保管すること。

様式第９号

09

追検査受検承認（不承認）通知書

令和　　年　　月　　日

受検番号＿＿＿＿＿＿＿＿番

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長　印

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった

（一次選抜／帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜／連携型中高一貫教育に関する選抜／秋季入学のための選抜）の追検査の受検については、

次のとおりです。

１　承認します。

２　承認できません。

【承認できない理由】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔注意〕　１　該当する選抜名を○で囲むこと。
２　「１　承認します。」又は「２　承認できません。」のいずれかを○で囲み、承認できない場合は、その理由を記載すること。

（注意）　この通知書は、追検査当日、既に発行している受検票とともに検査会場へ携行し、受付で提示してください。

様式第 10 号

09

二次選抜（全日制の課程）出願資格に係る証明書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校長　印

〒＿＿＿＿＿＿＿＿

学校所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電　話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の者は、貴校の入学試験に合格していますが、公立高等学校（全日制の課程）の二次選抜へ出願を希望しています。

ついては、その出願資格を確認する必要がありますので、貴校への入学手続金等（第一段階の納入金）の納入状況について証明してください。

貴校受検学科等		氏　　名	入学手続金等納入状況
受検学科	受検番号		

※　証明を依頼された高等学校長又は高等専門学校長は、「入学手続金等納入状況」欄に「納入済」又は「未納」と記入してください。

上記のとおり証明します。

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長・高等専門学校長　印

〒＿＿＿＿＿＿＿＿

学校所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電　話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第 11 号

09

通信制の課程の選抜に係る志望理由書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長様

出身中学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校

志 願 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保 護 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の理由により、貴校に志願します。

【志願者本人記入欄】

志望の動機、理由	

〔注意〕　代筆による記入を必要とする志願者については、「志望の動機、理由」欄を代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記しておくこと。

様式第 12 号

09

入　学　願　書

（秋季入学のための選抜）

令和　　年　　月　　日

高等学校長様

志願者

保護者

次のとおり第１学年への入学を志願します。
なお、入学者選抜願は、別途提出します。

志願者	ふりがな 氏　名		昭和 平成	年　月　日生
	現住所	（〒　　－　　）		
保護者	ふりがな 氏　名		志願者との続柄	
	現住所	（〒　　－　　）		

	学　校　名	年　月	卒業・その他
志願者学歴	中学校第３学年	昭和 平成 令和　年　月	卒業

志願課程	志願学科・コース	第１志望	第２志望	第３志望
定時制 フレキシブル		科 コース	科 コース	科 コース

（志願者が成年の場合の作成上の注意）

- 県立高等学校を志願する場合
  様式中「保護者」とあるのは、親権者又は未成年後見人に準ずる者を指します。
- 広島市立高等学校を志願する場合
  様式中「保護者」とあるのは、志願者を現に監護する者を指します。

〔注意〕１　※印の欄には、記入しないこと。
　　２　必要な文字を○で囲むこと。

※受付印
※受付番号

※受検番号

［様式第 12 号の作成方法等］

様式第 12 号は原則として次のとおり記入する。これによりがたい場合は、教育委員会に問合せること。

1　使用様式

秋季入学のための選抜において、県教育委員会が作成した令和９年度用（用紙の右上に ⑨ とある）の様式第 12 号を使用する。

2　様式第 12 号の作成における留意事項

(1)　「保護者」は、次のとおり。

・　未成年の者については、その親権者又は未成年後見人とする。

・　成年の者については、県立高等学校を志願する場合にあっては、親権者又は未成年後見人に準ずる者、広島市立高等学校を志願する場合にあっては、志願者を現に監護する者とする。

未成年後見人が法人である場合もある。また、成年の者における「保護者」は独立の生計を営む成年の者であること。

(2)　保護者の署名欄以外は志願者本人が記入することを原則とする。

(3)　誤りを訂正する場合は、取り消し線（黒）を１本あるいは２本引く。訂正印は必要ない。

(4)　氏名は、住民票に基づいて記入する。

(5)　様式中の生年月日に係る部分は、外国人の場合は「昭和・平成　年　月　日生」とあるのは、「　年　月　日生」と読み替える。

(6)　現住所は、都道府県名から原則として住民票に基づいて記入する。保護者の現住所が志願者と同じである場合は、「志願者に同じ」としてよい。

(7)　「志願者学歴」欄について

中学校卒業後の学歴がある場合は、その入学、卒業、退学等について全て記入する。欄が不足する場合は、「中学校第３学年」の下にある欄を横線で二分割する、あるいは「裏面記入」として、入学願書の裏面に「学校名」、「年　月」及び「卒業・その他」の項目を記入した上で、中学校卒業後の学歴を記入すること。

(8)　「志願学科・コース」の「第２志望」及び「第３志望」の欄については、複数の学科・コースを有しない高等学校に志願する場合、複数の学科・コースを有するが第２志望及び第３志望を認めていない高等学校に志願する場合、第２志望及び第３志望を認めているが志願者が志望しない場合は空欄とする。

(9)　中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長による確認は不要とする。

09

様式第13号

入　学　者　選　抜　願
（秋季入学のための選抜）

※受付番号	※受検番号

私は、秋季入学のための選抜を受けたいので、次のとおり願い出ます。

出身中学校　　中学校

氏　　名

昭和
平成　　年　　月　　日生

高等学校長様

（注意）
1　宛先は、入学者選抜実施校の高等学校長とすること。
2　※印の欄には、記入しないこと。
3　必要な文字を〇で囲むこと。

※文書受付印

県立高等学校については、入学者選抜料領収控を貼ること。

広島市立高等学校については、納付証明書を貼ること。

09

様式第14号

受　検　票
（秋季入学のための選抜）

※受検番号

氏　　名

昭和
平成　　年　　月　　日生

出身中学校

中学校

受付高等学校

高等学校

（注意）検査当日に携行して机上に置く。

（注意）　1　※印の欄には、記入しないこと。
　　2　必要な文字を〇で囲むこと。

09

様式第15号

調　査　書
(秋季入学のための選抜)

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長様

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校長　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

記載責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

課程		本・分校	本　校	学科等	科 コース					
令和　　年度　第３学年　　組				番号		氏名			性別	

学習の記録		教科名		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
	必修教科	評定	１年(/5)									
			２年(/5)									
			３年(/15)									
			計(/25)									
									合計(/225)			

備　考
※特別支援学級等に在籍する生徒で、評定を記述形式で記入している場合等に記載する。

［様式第 15 号の作成方法等］

１　使用様式

秋季入学のための選抜において、様式第 15 号を使用する。

なお、中学校に就学すべき期間の全部において外国の学校（施行規則第 95 条第２号に規定する在外教育施設を除く。以下同じ。）及び日本国内における外国人学校に在籍する志願者は、調査書に替え、外国の学校又は日本国内における外国人学校における成績証明書を提出する。

２　作成基準日

第３学年終了時で記入する。

３　課程欄及び学科等欄

課程欄には定時制、通信制又はフレキシブルの別を、学科等欄には志願学科・コース名をそれぞれ記入する。

４　番号欄

各学級の出席簿どおりの名列番号を記入する。ただし、同一学級内で男女がそれぞれ１番から始まる番号となっている場合は、通し番号にする。

なお、各生徒の番号は、全ての選抜において同一のものであること。

５　学習の記録欄

必修教科の評定について、次のとおり記入する。

(1)　第１学年及び第２学年については、指導要録の学習の記録の必修教科の評定をそのまま用い、５段階評定で記入する。第３学年については、５段階評定による評点を３倍して記入する。

「計」には、教科ごとに、第１学年から第３学年までの評点の合計点を記入し、「合計」には、各教科の「計」の合計点を記入する。

(2)　(1)にかかわらず、中学校の中途において外国の学校から編入学したことにより、指導要録に５段階評定が記載されていない学年がある場合、調査書における当該学年の欄は空欄とし、「計」及び「合計」においては、空欄を０とみなして計算した数値を記入する。

また、備考欄に、在籍していた外国の学校名（国名・校名）及び編入学日を記入するとともに、外国の学校に在籍していた期間における成績証明書を調査書に添付すること。

(3)　(1)にかかわらず、特別支援学級又は特別支援学校の中学部の卒業（見込）者について、各教科等の活動の記録を記述形式で指導要録に記入している場合にあっては、記述形式により備考欄を使用して記入する。

なお、欄が足りない場合は、裏面を使用してもよい。

６　その他

(1)　該当事項のない場合は空欄でよい。

(2)　提出に当たっては、コース別とし、学級順・番号順に重ね、左上とじ込みとすること。

09

様式第16号

評定（成績評点）集計表
（秋季入学のための選抜）

令和　　年　　月　　日

志 願 先 高 等 学 校 長 様

＿＿＿＿＿＿ 中 学 校 長 氏 名 ＿＿＿＿＿＿ 印

令和　　年度	第３学年	生徒数　　人

教科 / 評定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
5									
4									
3									
2									
1									
小計									
上記以外の評価である人数									
合計									

備考	

［様式第 16 号の作成方法等］

１　使用様式

秋季入学のための選抜において、様式第 16 号を使用する。

なお、令和８年３月以前の卒業者又は中学校第３学年に就学すべき期間の全部において外国の学校（施行規則第 95 条第２号に規定する在外教育施設を除く。以下同じ。）及び日本国内における外国人学校に在籍する者については、様式第 16 号を提出しなくてよい。

２　作成基準日

第３学年終了時で記入する。

３　生徒数欄

第３学年の在籍生徒全員の人数を記入する。

４　各教科の評定

第３学年の在籍生徒全員について、第３学年の各教科の５段階評定における人数をそれぞれ記入する。ただし、［様式第 15 号の作成方法等］の５(2)及び(3)（Ｐ137）により、指導要録に５段階評定が記入されていない者は除く。

５　小計欄

教科ごとに各評定の人数の計を記入する。

６　上記以外の評価である人数欄

［様式第 15 号の作成方法等］の５(2)及び(3)（Ｐ137）により、指導要録に５段階評定が記入されていない者の人数の合計を記入する。

なお、［様式第 15 号の作成方法等］の５(2)及び(3)（Ｐ137）により、指導要録に５段階評定が記入されていない者があるときは、備考欄に「生徒○人について、第３学年に就学すべき期間の一部において、外国の学校在籍により評定が空欄になる。」、「生徒○人について、第３学年の全教科とも記述形式で指導要録を記入している。」旨を記入する。

７　合計欄

小計欄の人数と上記以外の評価である人数欄の人数の合計を記入する。

なお、この合計欄に記入される人数は、生徒数欄の人数と一致するものである。

様式第 17 号

09

秋季入学のための選抜に係る志望理由書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長様

出身中学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校

志 願 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保 護 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の理由により、貴校＿＿＿＿＿＿＿＿科＿＿＿＿＿＿＿＿コースへの入学を志願します。

【志願者本人記入欄】

志望の動機、理由	

〔注意〕　代筆による記入を必要とする志願者については、「志望の動機、理由」欄を代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記しておくこと。

様式第 18 号

09

秋季入学のための選抜に係る志願者名簿

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長様

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校長　　印

定時制 フレキシブル	本校	志願学科等	科 コース	過年度

氏　　名	※受付番号	氏　　名	※受付番号
		計　　人	

〔注意〕

1　志願学科・コース別、過年度卒業者別にそれぞれ２部作成すること。

　なお、志願学科等は、第１志望を記入する。

2　氏名は学級順・番号順により記入する。

3　必要な文字を〇で囲むこと。

4　※印の欄には、記入しないこと。

高　等　学　校　受　付　印
※

09

様式第 19 号

県 外 等 か ら の 出 願 許 可 願

（秋季入学のための選抜）

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿教育委員会教育長様

出身中学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校

（昭和／平成／令和　　年　　月　卒業見込・卒業／（修了見込））

〒＿＿＿＿＿＿＿＿

学校所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者との続柄（　　）

〒＿＿＿＿＿＿＿＿

現　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の転居先に居住する予定であるため、貴教育委員会所管の高等学校への出願を許可してください。

転居先　〒＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

理　由

〔注意〕１　県外等とは、広島県外（海外を含む。）を指す。
　　２　宛先は、志願する高等学校を所管する教育委員会教育長とする。

様式第19－２号

09

県外等からの出願許可願

（日本国内における外国人学校からの出願）

（秋季入学のための選抜）

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿教育委員会教育長様

出身学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校

（　　年　　月　修了見込・修了）

〒＿＿＿＿＿＿＿＿

学校所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者との続柄（　　）

〒＿＿＿＿＿＿＿＿

現　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を令和９年３月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和９年３月31日までに満15歳以上に達する者であるため、貴教育委員会所管の高等学校への出願を許可してください。

なお、入学後は次の住所に居住する予定である。

〒＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔注意〕１　県外等とは、日本国内における外国人学校を指す。
　　２　宛先は、志願する高等学校を所管する教育委員会教育長とする。

様式第 20 号

09

居　住　確　約　書

（秋季入学のための選抜）

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿教育委員会教育長様

志願者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、令和　　年　　月　　日から、次の転居先に居住することを確約します。

転居先

〔注意〕宛先は、志願する高等学校を所管する教育委員会教育長とする。

09

様式第 21 号

承　　諾　　書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿教育委員会教育長様

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者との続柄（　　）

〒＿＿＿＿＿＿＿＿

現住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の者が、県外等からの出願許可により貴教育委員会が所管する高等学校へ入学した場合には、私が保護者に代わり責任をもちます。

志願者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　昭和／平成　　年　　月　　日

現　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔注意〕１　県外等とは、広島県外（海外を含む。）及び広島市立高等学校の一部の学校・学科に係る広島県内における通学区域外を指す。

２　宛先は、志願する高等学校を所管する教育委員会教育長とする。

３　県外等からの出願許可願以外でこの様式を使用する場合には、宛先を志願先高等学校長にするなどの訂正を行うこと。

09

様式第 22 号

出 身 中 学 校 長 意 見 書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿教育委員会教育長様

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校長　印

〒＿＿＿＿＿＿＿＿

学校所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電　話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の者が、貴教育委員会が所管する高等学校に出願を希望し、他の公立高等学校には出願しないことを確約しておりますので、県外等からの出願を許可してください。

志願者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　昭和／平成　　年　　月　　日

現住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

理　　由

〔注意〕１　県外等とは、広島県外（海外を含む。）及び広島市立高等学校の一部の学校・学科に係る広島県内における通学区域外を指す。

２　宛先は、志願する高等学校を所管する教育委員会教育長とする。

３　県外等からの出願許可願以外でこの様式を使用する場合には、宛先を志願先高等学校長にするなどの訂正を行うこと。

４　県外等からの出願の手続において、出身中学校長がインターネット出願システムに添付して提出する場合においては、押印を省略可能とする。

付　　表

付表１

令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容

この表は、令和９年度高等学校入学者選抜の基本方針に定める共通の選抜方法のほかに、各高等学校長の判断で実施できることとしている選抜の方法等についてまとめたものです。

【全日制課程（本校）】

| | 高等学校名 | 学科【コース】 | 入学定員（人） | 一次選抜 | | |

【全日制課程（本校）】

| | 高等学校名 | 学科【コース】 | 入学定員（人） | 一次選抜 | | |

【全日制課程（本校）】

| | 高等学校名 | 学科【コース】 | 入学定員（人） | 一次選抜 | | |

【全日制課程（本校）】

| | 高等学校名 | 学科【コース】 | 入学定員（人） | 一次選抜 | | |

【全日制課程（本校）】

| | 高等学校名 | 学科【コース】 | 入学定員（人） | 一次選抜 | | |

【定時制課程】

| | 高等学校名 | 学科 | 入学定員（人） | 一次選抜 | | |

［付表１の見方］

次の内容は「一次選抜」、「二次選抜」等の付表１の見方についてまとめたものです。
「連携型中高一貫教育に関する選抜」及び「通信制の課程の選抜」についても、この見方に準じます。

１　一次選抜

(1)　定員

一次選抜の定員は、「入学定員」と同じ人数です。
ただし、秋季入学のための選抜を実施する学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）にあっては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数、連携型高等学校にあっては、入学定員から連携型中高一貫教育に関する選抜の合格者数を除いた人数、併設型高等学校にあっては、入学定員から併設型中学校からの入学予定者の数を除いた人数です。

(2)　特色枠による選抜

①　特色枠による選抜を実施しない高等学校、課程、学科等については、「特色枠による選抜」の欄が全て空白になっています。
②　「定員枠」の「割合(%)」の欄の数字は、入学定員に対する特色枠による選抜の定員の割合を示しています。
ただし、加計高等学校、加計高等学校芸北分校、御調高等学校、油木高等学校及び賀茂北高等学校については、入学定員から連携型中高一貫教育に関する選抜の定員を除いた人数に対する特色枠による選抜の定員の割合を示しています。（※）
③　「学力検査」の欄の●は、その教科が50点（併設型高等学校は、高等学校長が定めた配点）満点であることを示しています。
数字は、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を示しています。例えば「２倍」の場合は、その教科が100点満点であるという意味です。
一般学力検査に替えて、自校作成問題による学力検査を実施する場合には、備考欄に該当教科を記載しています。
④　「調査書」の欄の●は、その教科が25点満点であることを示しています。
数字は、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を示しています。例えば「２倍」の場合は、その教科が50点満点であるという意味です。
⑤　「自己表現」の欄の数字は、各高等学校の配点を示しています。
配点は、検査官一人当たり15点満点で、学校があらかじめ定める自己表現の検査官の人数（２～３名）に応じて定められます。
例えば、検査官の人数が２名の場合には、30点満点となります。
⑥　「学校独自検査」の欄の●は、「面接」、「作文」、「小論文」、「実技検査」、「一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題による学力検査」、「その他の検査」を実施することを示しています。
「学力」の欄に●がある場合には、備考欄に該当教科を記載しています。
「他」の欄に●がある場合には、備考欄に具体的な実施内容を記載しています。
⑦　「比重」の欄の数字は、学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査の配点の比重の割合を定め、それぞれの配点をその割合により換算した点数を示しています。
学校独自検査を実施しない場合には、1,000点満点となります。
学校独自検査を実施する場合には、1,100点満点又は1,200点満点となります。

(3)　一般枠による選抜

①　「定員枠」の「割合(%)」の欄の数字は、入学定員に対する一般枠による選抜の定員の割合を示しています。
ただし、加計高等学校、加計高等学校芸北分校、御調高等学校、油木高等学校及び賀茂北高等学校については、入学定員から連携型中高一貫教育に関する選抜の定員を除いた人数に対する一般枠による選抜の定員の割合を示しています。（※）
②　「学力検査」、「自己表現」及び「学校独自検査」については、「特色枠による選抜」の③、⑤及び⑥と同様です。
③　「比重」の欄の数字は、一般枠による選抜における学力検査、調査書、自己表現の配点の比重（６：２：２）に対する学校独自検査の配点の比重の割合を定め、それぞれの配点をその割合により換算した点数を示しています。
学校独自検査を実施しない場合には、1,000点満点となります。
学校独自検査を実施する場合には、1,100点満点又は1,200点満点となります。

２　二次選抜

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合に実施します。
①　「自己表現」及び「学校独自検査」については、一次選抜の「特色枠による選抜」の⑤及び⑥に準じます。
②　「比重」の欄の数字は、調査書、自己表現及び学校独自検査の配点の比重の割合を定め、それぞれの配点をその割合により換算した点数を示しており、1,000点満点となります。

３　独自の提出書類

「独自の提出書類」の欄の●は、学校独自の提出書類があることを示しています。具体的な提出書類は、各高等学校の入学者選抜実施内容シートの「特記事項」の「学校独自提出書類」の欄で確認してください。

４　技能連携を実施する学校・学科について

技能連携を実施する学校・学科については、現時点の予定です。技能連携の実施については各高等学校の入学者選抜実施要項で確認してください。

付表２

令和９年度広島県公立高等学校募集学科・入学定員一覧表

（全日制課程本校）

高等学校名	募集学科・コース	入学定員	所在地	電話番号
広島国泰寺	普通	240	〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目 2-49	082-241-1537
	普通【理数】	80		
広島市立基町	普通	320	〒730-0005 広島市中区西白島町 25-1	082-221-1510
	普通【創造表現】	40		
広島市立舟入	普通	280	〒730-0847 広島市中区舟入南一丁目 4-4	082-232-1261
	普通【国際コミュニケーション】	40		
広島商業	情報ビジネス	320	〒730-0847 広島市中区舟入南六丁目 7-11	082-231-9315
広島市立広島商業	みらい商業	240	〒732-0068 広島市東区牛田新町一丁目 1-1	082-228-2481
広島皆実	普通	240	〒734-0001 広島市南区出汐二丁目 4-76	082-251-6441
	衛生看護	40		
	体育	40		
広島工業	機械	80	〒734-0001 広島市南区出汐二丁目 4-75	082-254-1421
	電気	80		
	建築	80		
	土木	40		
	化学工学	40		
広島市立広島工業	機械	120	〒734-0025 広島市南区東本浦町 1-18	082-282-2216
	電気			
	建築			
	自動車	40		
	情報工学	80		
	デザイン工学			
広島井口	普通	320	〒733-0841 広島市西区井口明神二丁目 11-1	082-277-1003
広島観音	総合学科	280	〒733-0034 広島市西区南観音町 4-10	082-232-1371
安古市	普通	320	〒731-0152 広島市安佐南区毘沙門台三丁目 3-1	082-879-4511
安西	普通	80	〒731-0142 広島市安佐南区高取南二丁目 52-1	082-872-1321
祇園北	普通	280	〒731-0138 広島市安佐南区祇園八丁目 25-1	082-875-4607
	普通【理数】	40		
広島市立沼田	普通	240	〒731-3164 広島市安佐南区伴東六丁目 1-1	082-848-4168
	普通【体育】	80		
可部	普通	200	〒731-0222 広島市安佐北区可部東四丁目 27-1	082-814-2032
高陽	普通	240	〒739-1741 広島市安佐北区真亀三丁目 22-1	082-842-7781
高陽東	総合学科	240	〒739-1732 広島市安佐北区落合南八丁目 12-1	082-843-1167
安芸南	普通	200	〒736-0085 広島市安芸区矢野西二丁目 15-1	082-885-2341
五日市	普通	240	〒731-5157 広島市佐伯区観音台三丁目 15-1	082-923-4181
湯来南	普通	40	〒738-0513 広島市佐伯区湯来町伏谷 1198	0829-86-0402
広島市立美鈴が丘	グローカル探究	240	〒731-5113 広島市佐伯区美鈴が丘緑二丁目 13-1	082-927-2249

（注）広島市立広島工業高等学校の情報工学科・デザイン工学科は「情報デザイン探究科」として募集を行う。
広島市立広島工業高等学校の機械科・電気科・建築科は「ものづくり探究科」として募集を行う。
広島市立広島工業高等学校の自動車科は「自動車探究科」として募集を行う。

高等学校名	募集学科・コース	入学定員	所在地	電話番号
広	普通	160	〒737-0141 呉市広大新開三丁目 6-44	0823-72-6211
呉宮原	普通	200	〒737-0024 呉市宮原三丁目 1-1	0823-21-9306
呉三津田	普通	200	〒737-0814 呉市山手一丁目 5-1	0823-22-7788
音戸	普通	40	〒737-1204 呉市音戸町北隠渡一丁目 1-1	0823-51-2235
呉工業	機械	40	〒737-0001 呉市阿賀北二丁目 10-1	0823-71-2177
	材料工学			
	電気	40		
	電子機械			
呉商業	情報ビジネス	120	〒737-0112 呉市広古新開四丁目 1-1	0823-72-2525
呉市立呉	総合学科	160	〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目 13-56	0823-72-5577
竹原	普通	40	〒725-0021 竹原市竹原町 3444-1	0846-22-0745
	商業	40		
忠海	普通	80	〒729-2314 竹原市忠海床浦四丁目 4-1	0846-26-0800
三原	普通	160	〒723-0016 三原市宮沖四丁目 11-1	0848-62-2151
三原東	普通	80	〒723-0003 三原市中之町二丁目 7-1	0848-62-7271
総合技術	電子機械	40	〒729-0417 三原市本郷南五丁目 25-1	0848-86-4314
	情報技術	40		
	環境設備	40		
	現代ビジネス	40		
	人間福祉	40		
	食デザイン	40		
尾道東	普通	120	〒722-0043 尾道市東久保町 12-1	0848-37-7137
	普通【国際教養】	40		
御調	普通	80	〒722-0341 尾道市御調町神 204-2	0848-76-2121
瀬戸田	普通	40	〒722-2417 尾道市瀬戸田町名荷 1110-2	0845-27-0054
尾道商業	情報ビジネス	160	〒722-0002 尾道市古浜町 20-1	0848-25-2115
尾道北	総合学科	200	〒722-0046 尾道市長江三丁目 7-1	0848-37-6106
因島	総合学科	80	〒722-2102 尾道市因島重井町 5574	0845-24-1281
福山葦陽	普通	320	〒720-0083 福山市久松台三丁目 1-1	084-923-0400
沼南	家政	40	〒720-0403 福山市沼隈町下山南 4	084-988-0311
	園芸デザイン	40		
大門	普通	200	〒721-0913 福山市幕山台三丁目 1-1	084-947-7363
	普通【理数】	40		
福山明王台	普通	240	〒720-8502 福山市明王台二丁目 4-1	084-952-1110
神辺旭	普通	200	〒720-2126 福山市神辺町徳田 75-1	084-963-3383
	体育	40		
福山市立福山	普通	200	〒720-0843 福山市赤坂町赤坂 910	084-951-5978
福山工業	機械	80	〒720-0815 福山市野上町三丁目 9-2	084-922-0261
	電気	40		
	建築	40		
	工業化学	40		
	染織システム			
	電子機械	80		
福山商業	情報ビジネス	120	〒720-0832 福山市水呑町 3535	084-956-1511
福山誠之館	総合学科	320	〒720-0082 福山市木之庄町六丁目 11-1	084-922-0085
松永	総合学科	120	〒729-0112 福山市神村町 10113	084-933-5141
神辺	総合学科	200	〒720-2123 福山市神辺町川北 375-1	084-963-0081
戸手	総合学科	200	〒729-3102 福山市新市町相方 200	0847-52-2002

（注）福山市立福山高等学校普通科の入学定員には、福山市立福山中学校からの入学予定者数を含む。

高等学校名	募集学科・コース	入学定員	所在地	電話番号
府　　中	普通	200	〒726-0032 府中市出口町 898	0847-41-4223
上　　下	普通	40	〒729-3431 府中市上下町上下 566	0847-62-2171
府 中 東	普通	80	〒726-0021 府中市土生町 399-1	0847-41-3300
	インテリア	40		
	都市システム	40		
三　　次	普通	200	〒728-0017 三次市南畑敷町 155	0824-63-4104
日 彰 館	普通	80	〒729-4211 三次市吉舎町吉舎 293-2	0824-43-3135
三次青陵	総合学科	80	〒729-6211 三次市大田幸町 10656	0824-66-1212
庄原格致	普通	80	〒727-0021 庄原市三日市町 515	0824-72-2191
	普通【医療・教職】	40		
東　　城	普通	40	〒729-5125 庄原市東城町川西 476-2	08477-2-2155
西城紫水	普通	40	〒729-5731 庄原市西城町西城 345	0824-82-2511
庄原実業	生物生産学	40	〒727-0013 庄原市西本町一丁目 24-34	0824-72-2151
	環境工学	40		
	食品工学	40		
	生活科学	40		
大　　竹	総合学科	120	〒739-0614 大竹市白石一丁目 3-1	0827-52-4325
賀　　茂	普通	240	〒739-0043 東広島市西条西本町 16-22	082-423-2559
賀 茂 北	普通	40	〒739-2311 東広島市豊栄町乃美 632	082-432-2224
黒　　瀬	普通	80	〒739-2622 東広島市黒瀬町乃美尾 10001	0823-82-2525
	福祉	40		
河　　内	普通	80	〒739-2202 東広島市河内町下河内 10194-2	082-437-1151
豊　　田	普通	40	〒739-2405 東広島市安芸津町小松原 1202-4	0846-45-4023
広　　島	普通	240	〒739-2125 東広島市高屋町中島 31-7	082-491-0270
西条農業	園芸	40	〒739-0046 東広島市鏡山三丁目 16-1	082-423-2921
	畜産	40		
	生活	40		
	農業機械	40		
	緑地土木	40		
	生物工学	40		
	食品科学	40		
廿 日 市	普通	280	〒738-0004 廿日市市桜尾三丁目 3-1	0829-32-1125
佐　　伯	普通	40	〒738-0222 廿日市市津田 850	0829-72-1185
廿日市西	普通	120	〒738-0055 廿日市市阿品台西 6-1	0829-39-1571
宮島工業	機械	80	〒739-0425 廿日市市物見西二丁目 6-1	0829-55-0143
	電気	80		
	情報技術			
	建築	80		
	インテリア			
	素材システム	40		
吉　　田	探究	120	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 719-3	0826-42-0031
	アグリビジネス	40		
向　　原	普通	40	〒739-1201 安芸高田市向原町坂丸山 10006-1	0826-46-2322
大　　柿	普通	40	〒737-2213 江田島市大柿町大原 1118-1	0823-57-2055

（注）県立三次高等学校普通科の入学定員には、県立三次中学校からの入学予定者数を含む。
県立広島高等学校普通科の入学定員には、県立広島中学校からの入学予定者数を含む。

高等学校名	募集学科・コース	入学定員	所在地	電話番号
安芸府中	普通	160	〒735-0004 安芸郡府中町山田五丁目 1-1	082-282-5311
	国際	40		
海田	普通	200	〒736-0051 安芸郡海田町つくも町 1-60	082-822-3030
	家政	80		
熊野	普通	160	〒731-4223 安芸郡熊野町川角五丁目 9-1	082-854-4155
加計	普通	40	〒731-3501 山県郡安芸太田町加計 3780-1	0826-22-0488
千代田	普通	80	〒731-1503 山県郡北広島町有間 600-1	0826-72-3121
大崎海星	普通	40	〒725-0301 豊田郡大崎上島町中野 3989-1	0846-64-3535
世羅	普通	80	〒722-1193 世羅郡世羅町本郷 870	0847-22-1118
	生活福祉	40		
	農業経営	40		
油木	普通	40	〒720-1812 神石郡神石高原町油木乙 1965	0847-82-0006
	産業ビジネス	40		

（全日制課程分校）

高等学校名		募集学科	入学定員	所在地	電話番号
加計	芸北	普通	1学級	〒731-2323 山県郡北広島町川小田 10075-15	0826-35-0726

（定時制課程）

高等学校名	募集学科	昼夜別	入学定員	所在地	電話番号
可　　部	普通	夜間	1学級	〒731-0222 広島市安佐北区可部東四丁目27-1	082-814-2032
呉　工　業	機械（技能連携を含む）	夜間	1学級	〒737-0001 呉市阿賀北二丁目10-1	0823-71-2177
	電気	夜間			
	キャリアデザイン	夜間	1学級		
三　　原	普通	午前	1学級	〒723-0016 三原市宮沖四丁目11-1	0848-62-2151
	普通	夜間	1学級		
広島県尾道南	普通	夜間	1学級	〒722-0046 尾道市長江二丁目10-34	0848-37-4945
因　　島	普通	夜間	1学級	〒722-2102 尾道市因島重井町5574	0845-24-1281
福山誠之館	普通	夜間	1学級	〒720-0082 福山市木之庄町六丁目11-1	084-922-0085
福山葦陽	普通	午前	1学級	〒720-0083 福山市久松台三丁目1-1	084-923-0400
松　　永	普通	夜間	1学級	〒729-0112 福山市神村町10113	084-933-5141
芦品まなび学　園	普通	午前	1学級	〒729-3101 福山市新市町戸手1330	0847-52-5353
	普通	午後	1学級		
	普通	夜間	1学級		
福山工業	機械（技能連携を含む）	夜間	1学級	〒720-0815 福山市野上町三丁目9-2	084-922-0261
	電気	夜間	1学級		
三　　次	普通	夜間	1学級	〒728-0017 三次市南畑敷町155	0824-63-4104
賀　　茂	普通	夜間	1学級	〒739-0043 東広島市西条西本町16-22	082-423-2559
廿　日　市	普通	夜間	1学級	〒738-0004 廿日市市桜尾三丁目3-1	0829-32-1125
宮島工業	機械（技能連携を含む）	夜間	1学級	〒739-0425 廿日市市物見西二丁目6-1	0829-55-0143

（注）県立芦品まなび学園高等学校の入学定員には、秋季入学の入学定員を含む。

（通信制課程）

高等学校名	募集学科	入学定員	所在地	電話番号
東	普通	300	〒720-0082 福山市木之庄町六丁目11-2	084-922-0810

（注）県立東高等学校の入学定員には、秋季入学の入学定員を含む。

（フレキシブル課程〔定時制・通信制〕）

高等学校名	募集学科・コース	入学定員	所在地	電話番号
広島市立広島みらい創生	キャリアデザイン【平日登校】	240	〒730-0051 広島市中区大手町四丁目4-4	082-545-1671
	キャリアデザイン【通信教育】	400		

（注）広島市立広島みらい創生高等学校の入学定員には、秋季入学の入学定員を含まない。

付表３

秋季入学のための選抜に係る入学者選抜料の納付方法等一覧

【定時制の課程・フレキシブル課程（定時制・通信制）】

志願する高等学校	志願する高等学校を設置する教育委員会	入学者選抜料の納付に係る手続
県立高等学校	県教育委員会	「(定時制) 広島県立高等学校入学者選抜料納付書」により納付書に記載された広島県指定金融機関等で納付した際に受け取る「(定時制) 広島県立高等学校入学者選抜料領収控」(領収印のあるもの) を入学者選抜願（様式第 13 号）に貼る。 ※　納付に当たっては、「(定時制) 広島県立高等学校入学者選抜料納付書」(上部が緑色のもの) の原本を使用し、コピーは使用しないこと。
広島市立高等学校	広島市教育委員会	「(みらい創生高校) 広島市立高等学校入学者選抜料納付書」により納付書に記載された広島市指定金融機関等で納付した際に受け取る「納付証明書」(領収印のあるもの）を入学者選抜願（様式第 13 号）に貼る。

参　考　資　料

参考資料

学校教育法（抜粋）

昭和２２年３月３１日
法 律 第 ２ ６ 号

（入学資格）

第５７条　高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

学校教育法施行規則（抜粋）

昭和２２年５月２３日
文 部 省 令 第 １ １ 号

（中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者）

第９５条　学校教育法第５７条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

１　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者

２　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

３　文部科学大臣の指定した者

４　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和４１年文部省令第３６号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

５　その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

広島県立高等学校学則（抜粋）

昭和２８年６月２３日
広島県教育委員会規則第４号

（通学区域等）

第１３条　高等学校に就学することのできる者は、その保護者（親権者又は未成年後見人をいう。ただし、親権者若しくは未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるとき又は生徒が成年の者である場合は、親権者又は未成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。）が広島県内に住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第四項において同じ。）を有する者とする。ただし、広島県立広島叡智学園高等学校については､保護者が広島県内に住所を有する者であることを要しない。

２　前項の親権者又は未成年後見人に準ずる者は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。

３　校長は、第一項の親権者又は未成年後見人に準ずる者が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

４　第一項の規定にかかわらず、その保護者（広島県立広島叡智学園高等学校の保護者を除く。）が広島県内に住所を有しない者のうち、特別の事情がある者であつて教育委員会の許可を受けた者は、高等学校に就学することができる。

５　前項の許可を受けずに高等学校に就学した者については、入学許可の取消しその他必要な措置を講じるものとする。

広島県立高等学校通信教育に関する規則（抜粋）

昭和３２年１０月１８日
広島県教育委員会規則第１２号

（実施の区域）

第４条　実施校は、次の各号の一に該当する者に対して通信教育を行うものとする。

一　広島県の区域内に住所を有する者

二　広島県に近接する県の区域内に住所を有する者で、その勤務地が広島県の区域内にあるもの

三　その他特別の理由により、校長が当該実施校の通信教育を受けることが適当と認める者

広島市立高等学校の通学区域に関する規則

平 成 12年 7 月 10日
教育委員会規則第12号

（趣旨）

第１条　この教育委員会規則（以下「規則」という。）は、広島市立高等学校（通信制の課程を除く。以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　一次選抜　学力検査を伴う入学者の選抜（帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に係る選抜を除く。）をいう。

(2)　二次選抜　一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合に実施する入学者の選抜をいう。

（学区）

第３条　高等学校の全日制の課程の学区は、広島市内全域とする。ただし、別表に掲げるものの学区は、広島県一円とする。

２　高等学校の定時制の課程の学区は、広島県一円とする。

３　二次選抜を実施する高等学校の全日制の課程の二次選抜に係る学区は、第１項本文の規定にかかわらず、広島県一円とする。

（就学することができる高等学校）

第４条　就学すべき高等学校は、当該就学希望者の保護者等（未成年の者については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した者については本人をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）の属する学区の高等学校とする。

第５条　次の各号のいずれかに該当する者であって教育委員会の許可を得た者は、前条の規定にかかわらず、保護者等の住所が当該高等学校の学区に属さない場合であっても、当該高等学校に就学することができる。

(1)　特別の事情がある者

(2)　広島市立沼田高等学校普通科（体育コース）の就学希望者のうち、当該就学希望者の保護者等の住所が広島県外であるもの

（違反者に対する取扱い）

第６条　この規則に違反して高等学校に就学した者に対しては、入学許可の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

（実施規定）

第７条　この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附　則

１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に高等学校に在学する生徒に係る学区については、なお従前の例による。

３　高等学校の全日制の課程（別表に掲げるものを除く。以下「当該課程」という。）における一次選抜の実施に当たり、当該課程の入学定員に対し、当分の間、100分の30の範囲内で、保護者等の住所が学区に属さない場合であっても、広島県内に住所を有するときは、当該高等学校へ入学すること（以下「学区外からの入学」という。）を認める。ただし、学区内から学力検査を受ける者が一次選抜の入学定員に満たない場合には、当該課程の入学定員の範囲内で学区外からの入学を当該課程の入学定員の100分の30を超えて認めることができる。

別表（第３条関係）

学　　校　　名	学　　科　　名
広島市立基町高等学校	普通科（創造表現コース）
広島市立舟入高等学校	普通科（国際コミュニケーションコース）
広島市立沼田高等学校	普通科（体育コース）

呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則

平成１２年３月２２日
呉市教育委員会規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は，呉市立呉高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第２条　高等学校の学区は，広島県一円とする。

（就学できる者）

第３条　就学できる者は，その保護者（未成年の者についてはその親権者，未成年後見人又はそれらの任務を行う者，成年の者についてはその保証人（独立の生計を営む成年の者に限る。）をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合においては主たる事務所の所在地）が，前条に規定する学区に属する者とする。

（違反者に対する取扱い）

第４条　呉市立呉高等学校長は，この規則に違反して高等学校に就学した者に対して，入学許可の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

（委任規定）

第５条　この規則の実施について必要な事項は，教育長が別に定める。

付　則

この規則は，平成13年　４月　１日から施行する。

付　則（令和　４年　１月28日呉市教育委員会規則第　２号）

この規則は，令和　４年　４月　１日から施行する。

広島県尾道南高等学校の通学区域に関する規則

平 成 12年 11月 30日
教育委員会規則第21号

（趣旨）

第１条　この規則は、広島県尾道南高等学校の通学区域(以下「学区」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第２条　広島県尾道南高等学校に就学することができる者は、その保護者(未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人(親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人)、成年の者についてはその保証人をいう。)が広島県内に住所(保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地)を有する者とする。

（違反者に対する取扱い）

第３条　この規則に違反して広島県尾道南高等学校に就学した者に対しては、入学許可の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

（実施規定）

第４条　この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

福山市立高等学校の通学区域に関する規則

平成１２年３月２１日
福山市教育委員会規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、福山市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第２条　高等学校の学区は、別表のとおりとする。

（就学することができる者）

第３条　高等学校に就学することができる者は、福山市立福山中・高等学校学則（平成１５年教育委員会規則第２４号）第３３条に規定する入学資格を有する就学希望者で、その保護者（当該就学希望者に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合においては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）が当該高等学校の学区に属するものとする。

（就学の特例）

第４条　前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者で教育委員会の許可を得た者は、保護者の住所が当該高等学校の学区に属さない場合であっても、当該高等学校に就学することができる。

（違反者に対する取扱い）

第５条　教育委員会は、この規則に違反して高等学校に就学した者に対しては、入学許可の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

（実施規定）

第６条　この規則の実施について必要な事項は、教育長が定める。

附　則（抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

（適用区分等）

３　高等学校の入学定員に対し、当分の間、１００分の１０の範囲内で、保護者の住所が当該高等学校の学区に属さない者の当該高等学校への入学を認める。ただし、学区内から学力検査を受ける者が入学定員に満たない場合には、入学定員の範囲内で学区外からの入学を１００分の１０を超えて認めることができることとする。

附　則（令和３年８月 30 日教委規則第６号）

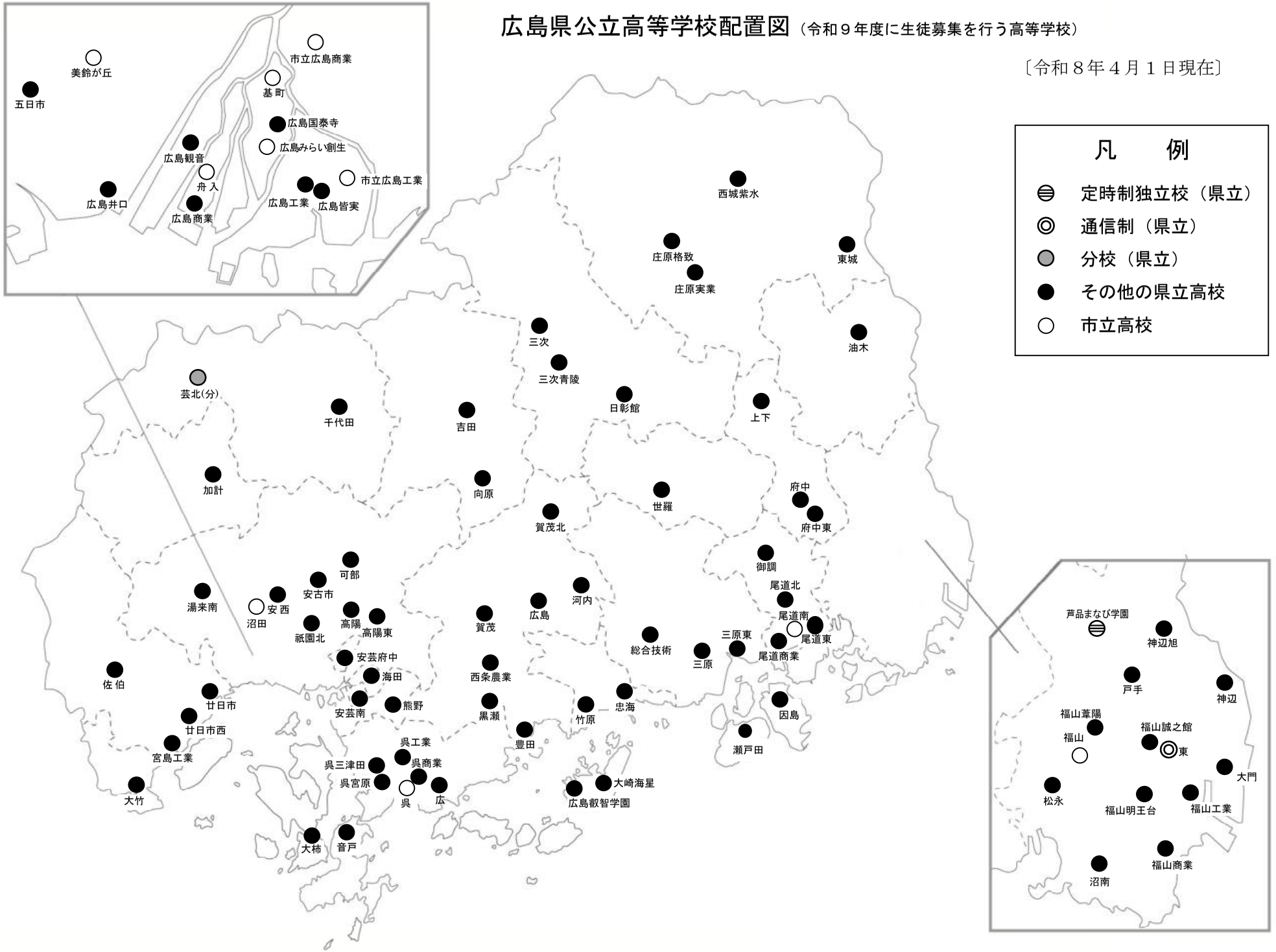
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

校名	区域
福山市立福山高等学校	広島県一円

広島県公立高等学校配置図（令和９年度に生徒募集を行う高等学校）

〔令和８年４月１日現在〕



【県立高等学校についての問合せ先】

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部教育改革課
〒730-8514
広島市中区基町９－４２
℡（082）513-4992（直通）

ホームページで入学者選抜に係る情報を提供しています。
広島県教育委員会ホームページ**《ホットライン教育ひろしま》**
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/

【市立高等学校についての問合せ先】

［広島市立高等学校］
広島市教育委員会事務局学校教育部指導第二課
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目７－40
℡（082）504-2704（直通）

［呉市立高等学校］
呉市教育委員会事務局教育部学校教育課
〒737-8501
呉市中央四丁目１－６
℡（0823）25-3419（直通）

［尾道市立高等学校］
尾道市教育委員会事務局学校教育部教育指導課
〒722-8501
尾道市久保一丁目１５－１
℡（0848）20-7454（直通）

［福山市立高等学校］
福山市教育委員会事務局学校教育部教育推進課
〒720-8501
福山市東桜町３－５
℡（084）928-1183（直通）